



野田市環境基本計画

豊かな自然を生かした
健康な文化都市・野田

平成23年3月



野 田 市

野田市環境基本計画の策定にあたって

野田市は、東を利根川、西を江戸川、南を利根運河が流れ、豊富な水と緑豊かで多彩な自然環境に包まれたまちです。

「環境の世紀」とも呼ばれる21世紀に生きる私たちは、この潤いと安らぎのある自然を守り、育て、将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、物質的な豊かさや生活の利便性をもたらした一方で、深刻な環境問題を引き起こしています。

それは、廃棄物の増加や水質汚濁などの身近な問題から、地球温暖化や天然資源の枯渇化など地球規模の問題にまで拡大、深刻化し、さらに、生物多様性の保全も強く求められています。

これら環境問題に対応するためには、一人一人がライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に環境への負荷を減らす、持続可能な循環型社会を築いていくことが急務であると考えております。

野田市では、こうした環境をめぐる今日的課題に的確に対応するために、従来の計画を見直し、新たな「野田市環境基本計画」を策定しました。本計画では、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、6つの基本方向と4つの重点施策を掲げて、施策を展開することとしております。

今後は、本計画に基づき、市、事業者、市民等がそれぞれの責務と役割を果たしながら、協働して環境問題の解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました、野田市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケートなど様々な機会を通じて、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民や事業者の皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成23年3月

野田市長 根本 崇

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 環境問題の動向.....	1
(2) 国の取組.....	1
(3) 千葉県の取組.....	2
(4) 野田市の取組.....	3
2 計画策定の概要.....	5
(1) 本計画の目的.....	5
(2) 本計画の考え方.....	5
(3) 本計画の役割.....	7
(4) 本計画の位置付け.....	8
(5) 本計画の期間・目標年次.....	9
(6) 本計画の対象地域.....	9
(7) 本計画に取り組む各主体とその役割.....	9
(8) 本計画が対象とする環境の範囲.....	10
第2章 環境の現状	11
1 地域の概況.....	11
(1) 地勢・沿革.....	11
(2) 人口・世帯数.....	12
(3) 産業.....	13
(4) 土地利用.....	14
(5) 交通状況.....	15
(6) 歴史・文化財.....	16
(7) 公園・緑地.....	16
2 環境の現状.....	17
(1) 大気.....	17
(2) 水質.....	20
(3) 騒音・振動.....	24
(4) 悪臭.....	25
(5) 地盤沈下.....	26
(6) 公害苦情.....	28
(7) 上水道・下水道.....	29
(8) 廃棄物.....	30
(9) エネルギー.....	32
(10) 地球温暖化.....	33
(11) 自然環境.....	34

第3章 環境に関する市民の意識調査(アンケート調査)	37
1 調査の目的.....	37
2 調査の概要.....	37
3 回収率.....	37
4 アンケート調査結果.....	38
第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出	43
第5章 望ましい環境像	49
1 望ましい環境像.....	49
2 基本方向.....	49
第6章 環境施策と行動計画	53
基本方向1 自然との共生の確保.....	54
基本方向2 快適な都市環境の確保.....	59
基本方向3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現.....	66
基本方向4 地球環境保全への貢献.....	74
基本方向5 環境への負荷の少ない社会の実現.....	79
基本方向6 みんなが参加する取組.....	88
第7章 重点施策	93
重点施策1 里山の保全と活用.....	94
重点施策2 廃棄物の減量・リサイクルの推進.....	95
重点施策3 地質環境保全施策の推進.....	96
重点施策4 環境教育・環境学習の推進.....	97
第8章 計画の推進方策	99
1 計画推進の基本的考え方.....	99
2 計画の周知.....	100
3 財源の確保.....	100
[資料編]	
1 諮問	資料編-1
2 答申	資料編-2
3 環境審議会委員名簿	資料編-3
4 野田市環境基本条例	資料編-4
5 市民等意識調査結果	資料編-6
6 環境基準等	資料編-25
7 用語集	資料編-31

第 1 章

計画策定の基本的事項



利根川の風景

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 環境問題の動向

今日の環境問題は、家庭からの生活排水や緑地・自然環境の減少等、私たちの日常生活に身近な都市・生活型環境問題や、地球温暖化や生物種の減少といった地球規模の新たな問題が顕在化しており、あらゆる生命の生存基盤である地球環境に大きな脅威を与えつつあります。こうした問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が原因となっています。

これらの問題を解決するためには、エネルギーや資源を大量に消費する社会経済活動やライフスタイルの見直しが求められており、また、ライフスタイルは大量消費型からの脱却や自然環境の保全などの具体的行動だけでなく、「もったいない」などの精神的な在り方にも及んでいます。最近の配慮すべき事項として、「ゆとり」、「潤い」、「豊かな」などに加え、「安心」、「安全」などが挙げられるようになっていきます。

(2) 国の取組

環境基本法と環境基本計画

環境行政の基本法である「環境基本法」が平成5年11月に公布され、翌平成6年12月には、「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、環境基本計画は見直しが行われ、平成12年12月には「第二次環境基本計画」、平成18年4月には、環境・経済・社会の統合的な向上等の新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」が策定されています。

自然環境

自然環境としては、失われた自然環境を取り戻すため、「自然再生推進法」が平成14年12月に公布されています。

平成16年6月には、外来生物による生態系のかく乱を排除するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が制定されました。

生活環境

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会や国民のライフスタイルを見直すため、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布されています。

平成15年3月には「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。平成12年から、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」等の個別リサイクル関連法が順次制定されています。

環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）について、公的機関による調達推進及び環境情報の提供促進のため、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が公布されました。

有害な化学物質に対しては、平成11年7月に、ダイオキシン類の排出を規制するための「ダイオキシン類対策特別措置法」及び事業者による有害化学物質の自主管理を推進するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」がそれぞれ制定されました。

地球環境

地球温暖化防止のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が平成10年10月に公布（平成14年改正）され、平成17年2月には、「京都議定書」が発効されました。

（3）千葉県の取組

環境基本条例と環境基本計画

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を目指す環境県政の基本条例である「千葉県環境基本条例」が平成7年3月に制定されました。

平成8年8月には「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づいて各種施策が展開されています。その後、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境全体の持続性に関わる問題、環境学習の推進など、環境を取り巻く状況が大きく変化したため、同計画を全面改訂し、平成20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」が策定されました。

自然環境

優れた天然林や希少な野生動植物が生息・生育している地域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境を守るため、昭和48年4月に「千葉県自然環境保全条例」が制定されています。その後、平成17年4月には条例の一部が改正されています。その他、自然環境保全対策として、「自然環境保全協定」、「自然環境保全基礎調査」、「みどりの基金の造成」などが行われており、また、平成15年3月には、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」が制定されています。

生活環境

公害防止に関しては、昭和46年7月に「千葉県公害防止条例」を全面改正し、その後も時代に合わせ、度重なる改正が行われています。

廃棄物に関しては、昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が制定され、その後、廃棄物の適正処理や3R運動を推進し、有限な資源を効率的に利用する資源循環型社会の構築を目指していくため「千葉県廃棄物処理計画」が平成20年9月に策定されました。その他、産業廃棄物の適正処理を確保するため「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」が平成14年3月に制定されています。

一方、ごみの発生抑制や減量化・再資源化に取り組むため、平成6年11月に定めた「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」を改訂し、平成12年3月に第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針である「ちば21ごみゼロプラン」が策定されています。

快適環境

貴重な景観を守り育て、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創造するため、平成20年3月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」が制定されています。

地球環境

千葉県では、地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示すとともに、各分野における排出削減目標、吸収量、目標達成のための方法、推進体制の整備等を盛り込んだ「千葉県地球温暖化防止計画」を定めており、平成18年6月にはその見直しが行われています。

(4) 野田市の取組

環境基本条例と環境基本計画

本市では、環境基本法の制定など国や県の基本条例などの施策を受け、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「野田市環境基本条例」を平成8年7月に制定しました。

また、生活環境の保全及び公害の防止のための規制などを定めた「野田市環境保全条例」を同時期に制定しています。

「野田市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「野田市環境基本計画」を平成11年3月に策定しています。

生活環境

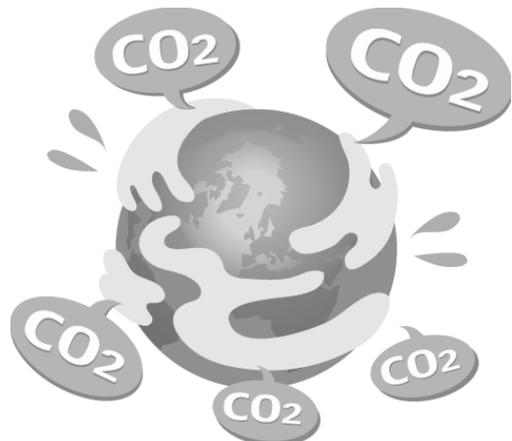
公害防止に関しては、昭和46年4月に本市では「野田市公害防止条例」を制定し、翌年の12月には全面改正しています。また、平成9年12月に「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が制定され、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行っています。

快適環境

清潔できれいなまちを目指すため、本市では、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねるものの散乱防止などを定めた「野田市環境美化条例」を平成9年3月に制定しています。

地球環境

本市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減に取り組んできたところです。その後、平成19年4月に市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市が直接管理する施設を対象として、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。



環境行政の流れ

《年》	《世界の動向》	《国の動向》	《千葉県の動向》
昭和 42 年		「公害対策基本法」制定	
昭和 47 年		「自然環境保全法」制定	
昭和 63 年	気候変動に関する政府間 パネル（IPCC）設置 オゾン層の保護のための ウィーン条約発効		
平成 4 年	地球サミット（国連環境 開発会議）開催		「千葉県環境会議」設置
平成 5 年		「環境基本法」制定	「千葉県環境憲章」制定
平成 6 年	気候変動に関する国際連 合枠組条約発効	「第一次環境基本計画」 策定	
平成 7 年			「千葉県環境基本条例」 「千葉県環境保全条例」 制定
平成 8 年			「千葉県環境基本計画」 策定
平成 9 年	気候変動枠組条約第 3 回 締約国会議にて京都議定 書採択		
平成 12 年		「循環型社会形成推進基 本法」制定 「第二次環境基本計画」 策定	「千葉県地球温暖化防止 計画」策定
平成 14 年	ヨハネスブルグサミット （持続可能な開発に関す る世界首脳会議）		「ちば環境再生計画」 「千葉県廃棄物処理計 画」「千葉県資源循環型 社会づくり計画」策定
平成 17 年	京都議定書発効		
平成 18 年		「第三次環境基本計画」 策定	
平成 20 年			「千葉県環境基本計画」 「千葉県廃棄物処理計 画」改訂版策定

2 計画策定の概要

(1) 本計画の目的

「野田市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、野田市の望ましい環境像（環境の将来の目標像）を明らかにして、市、事業者及び市民の全ての人々が、それぞれの立場で連携・協働して望ましい環境像を実現するために取り組んでいく計画です。

そして、そのような取組を推進していくことによって、自然と人々が共存・共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的としています。

(2) 本計画の考え方

本市では、平成8年7月に、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ことを目的として、「野田市環境基本条例」を制定し、本市の環境保全のための基本理念などを示しています。

本計画は、この「野田市環境基本条例」に示された基本理念を実現するため、市、事業者及び市民が協働して、環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針などを示す、環境分野の最上位計画として策定するものです。



野田市環境基本条例の4つの基本理念

環境の保全是、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

環境の保全是、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が全ての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。

環境の保全是、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

地球環境保全是、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

野田市環境基本条例（環境基本計画に関する抜粋）

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

市、事業者及び市民の責務（野田市環境基本条例より抜粋）

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(3) 本計画の役割

本計画は、基本的には市が策定し実施する、いわゆる「市計画」ですが、環境問題は市だけでは解決できないものであることから、社会全体の目標の達成に向けて事業者、市民及び教育関係者、NPO等の市民活動団体も含んだ全ての主体が実施するという「社会計画」としての性格を併せ持つ計画です。

本計画は、この目的を達成するため、下記の役割を担っています。

環境の現況をとらえ、問題点や課題を示します。

「本市の環境の現状を踏まえ、どんなところが問題になっているか」あるいは「今後の課題として何があるのか」などを各種の統計資料及びアンケート資料などから整理し、現状や問題点、課題を示しています。

目標とする環境像を定め、それを実現するための基本方向を示します。

環境を長期的な視点でとらえ、本市が目標とする「環境像」を定め、それを実現するための「基本方向」を示しています。

基本方向を達成するための個別的な目標と具体的施策を示します。

「基本方向」を達成するために、「個別的な目標」と「具体的施策」を示しています。

市、事業者、市民等が行う具体的な取組を示します。

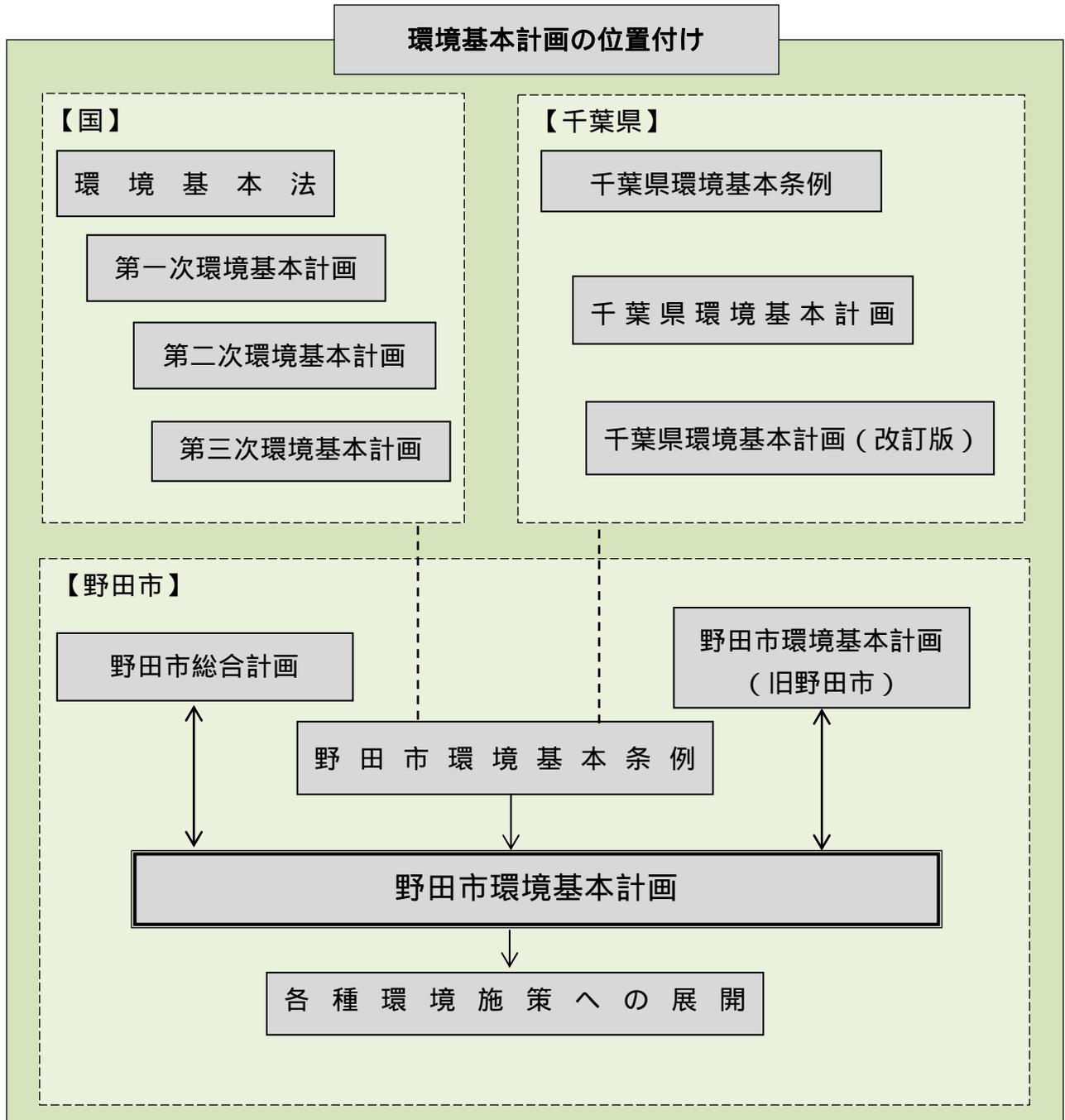
市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が一体となってそれぞれの立場で行動を実践していくための「具体的な取組」を示しています。

環境基本計画を推進していくための方策を示します。

今回策定した環境基本計画を進めていくための体制や進行管理の手法などを示しています。

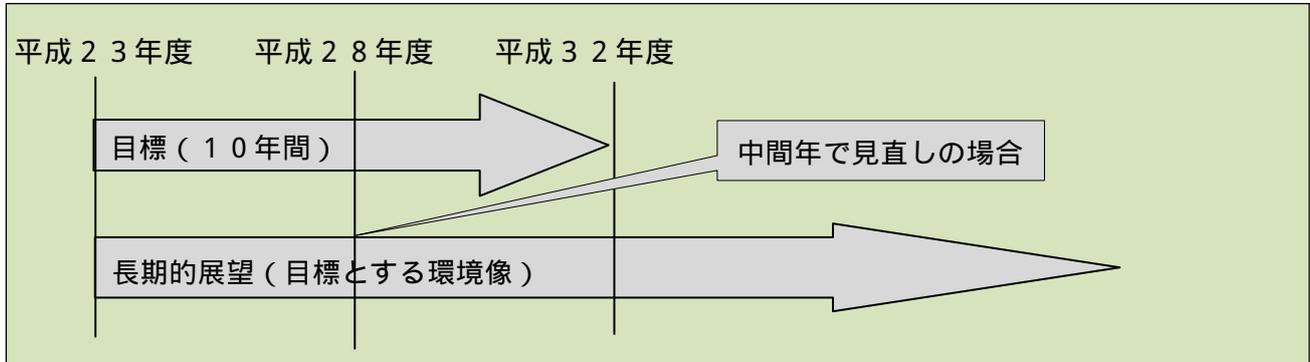
(4) 本計画の位置付け

本計画は、国や県の関連法や条例、関連計画と連携し、「野田市総合計画」と整合を図りながら、市の各種施策の環境に関する事項や施策の推進に当たっての指針となります。



(5) 本計画の期間・目標年次

本計画は、平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度を目標年度とします。ただし、今後、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



(6) 本計画の対象地域

本計画が対象とする地域は、野田市全域とし、市域を越えた広域的な取組が必要となる場合には、周辺地域の環境や地球環境も考慮した上で、関係自治体と密接な連携を図りながら施策を講じます。

(7) 本計画に取り組む各主体とその役割

環境問題に対して取り組み、それを解決して持続的な社会を築いていくためには、市・事業者・市民それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。また、教育関係者や市内で環境に関する取組を行っているNPO等の市民活動団体にも、重要な活動主体となることが期待されています。これにより、本計画の主体は、本市の構成員(市、事業者、市民)に教育関係者とNPO等の市民活動団体を加えて設定します。

各主体は、「野田市環境基本条例」の各主体の責務を踏まえ、以下のような役割が期待されます。

市の役割

市は、環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全に関する計画の策定や施策を実施していくという役割を担います。また、計画の策定や実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の環境の保全に資する取組を支援するよう努めていく必要があります。

事業者の役割

事業者は、地域を担う一員として、事業活動を行うに当たり、公害の防止や自然環境を保全するなど、環境への負荷の低減に必要な措置を講じていかなければなりません。また、事業活動においては、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全の施策に協力し、持続的に発展できる社会を構築していくという役割を担います。

市民の役割

市民は、健全で豊かな環境の恵みを受けていることを意識して、この環境を将来の世代に継承していくという役割があります。このためには、日常生活において、資源やエネルギーの節約、

廃棄物の排出を抑制するなど、自ら環境に配慮して行動し、積極的に環境活動に参加していくとともに、市が実施する環境保全の施策に協力していく必要があります。

教育関係者の役割

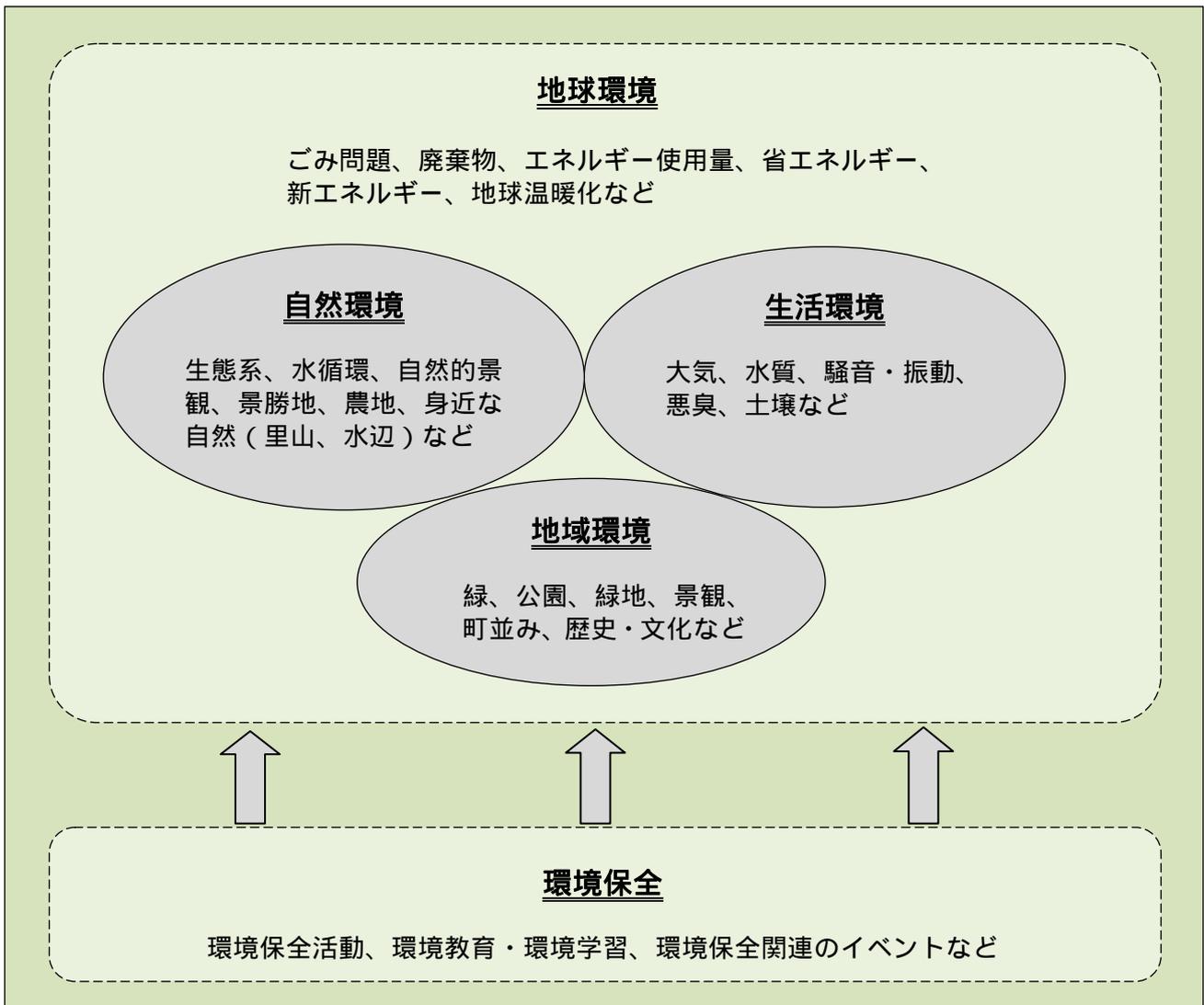
教育関係者は、研究や調査を通じて得られた知見を広く市民に伝えるとともに、環境教育の実施、子どもたちの感受性を育成し、人材を育てる役割があります。また、環境に関する研究成果を地域に還元する必要があります。

NPO等の市民活動団体の役割

環境保全活動の率先的な取組を行い、環境情報の提供、事業者や行政の取組を評価・提言する役割があります。このためには、他の団体や市、事業者、市民等との連携を密にし、公益的視点に立った活動をしていく必要があります。

(8) 本計画が対象とする環境の範囲

本計画は、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的にとらえていくものとし、自然環境、生活環境、地域環境から地球環境まで幅広く対象の範囲とします。また、各環境分野の行動に関係する環境保全のための行動についても対象とします。



第2章

環境の現状



小船橋水辺公園

第2章 環境の現状

1 地域の概況

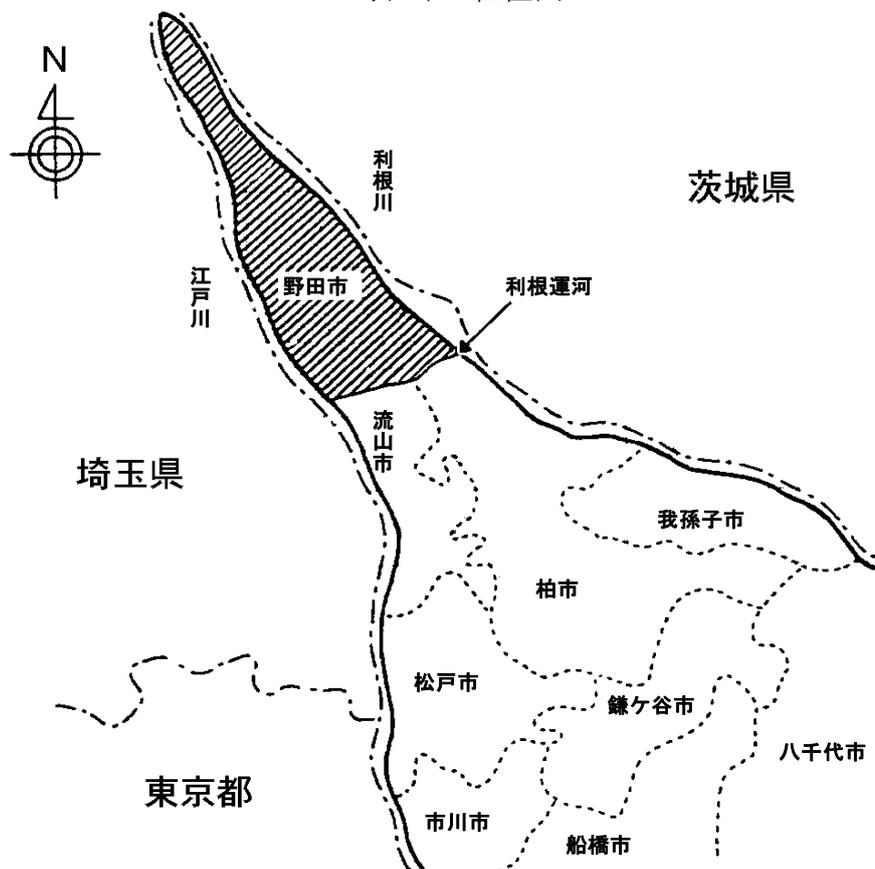
(1) 地勢・沿革

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京から30km圏内にあります。南は利根運河を境に柏市・流山市と接しており、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接しています。三方を利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた地形に恵まれ、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、古くから醤油醸造業を中心に発展してきた歴史があります。市のほぼ全域に台地が分布しており、台地面は利根川と江戸川に注ぐ多くの河川や水路により谷や窪地が形成され、複雑な地形になっています。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されています。

合併に関しては、明治22年の市制町村制によって、1町3村で形成されていた野田地域は戦後復興が進む「昭和の大合併」により、昭和25年に市制を施行、昭和32年には2村と合併し、旧野田市が誕生しました。一方、関宿地域は明治22年の合併により1町2村で形成されていましたが、昭和30年に合併し、旧関宿町が誕生しました。

その後、野田市は、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、平成15年6月6日に隣接する旧関宿町と合併し、「新しい野田市」が誕生しました。

野田市の位置図



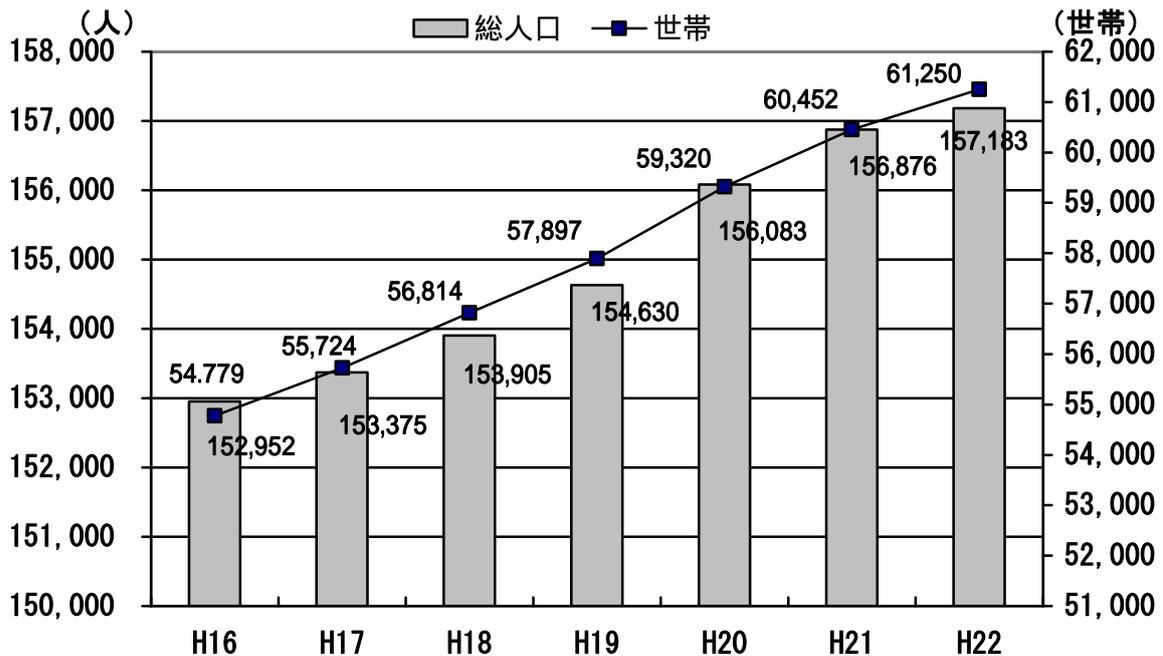
※市町村名は平成23年2月1日現在

(2) 人口・世帯数

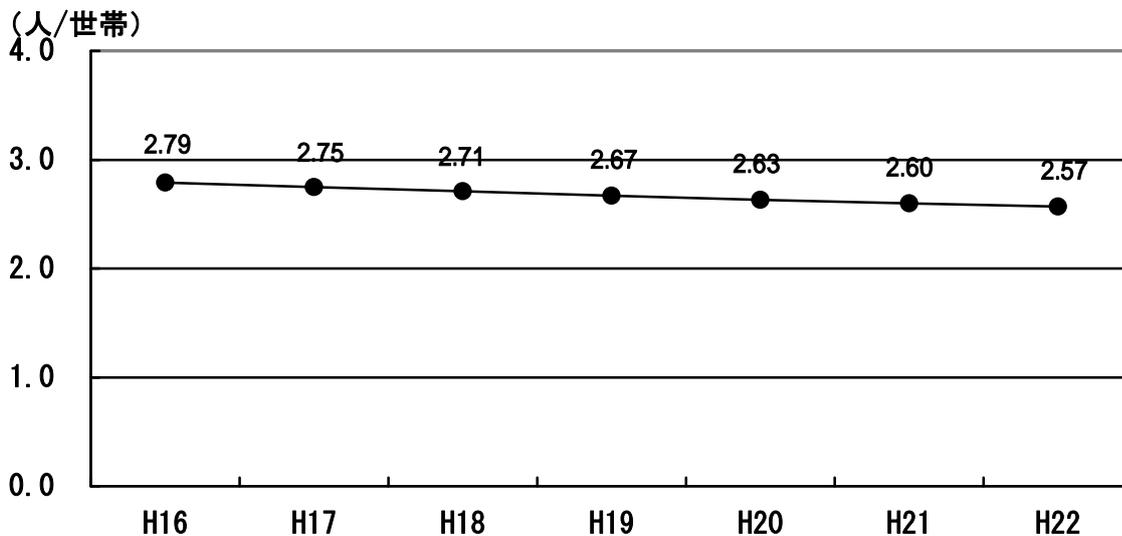
本市の人口、世帯数はともに増加する傾向にあり、平成22年4月1日現在、157,183人(61,250世帯)になっています。

一方、一世帯当たりの人数は、小世帯化が続いており、平成22年4月1日現在、2.57人になっています。

人口及び世帯数の推移（資料：住民基本台帳各年4月1日現在）



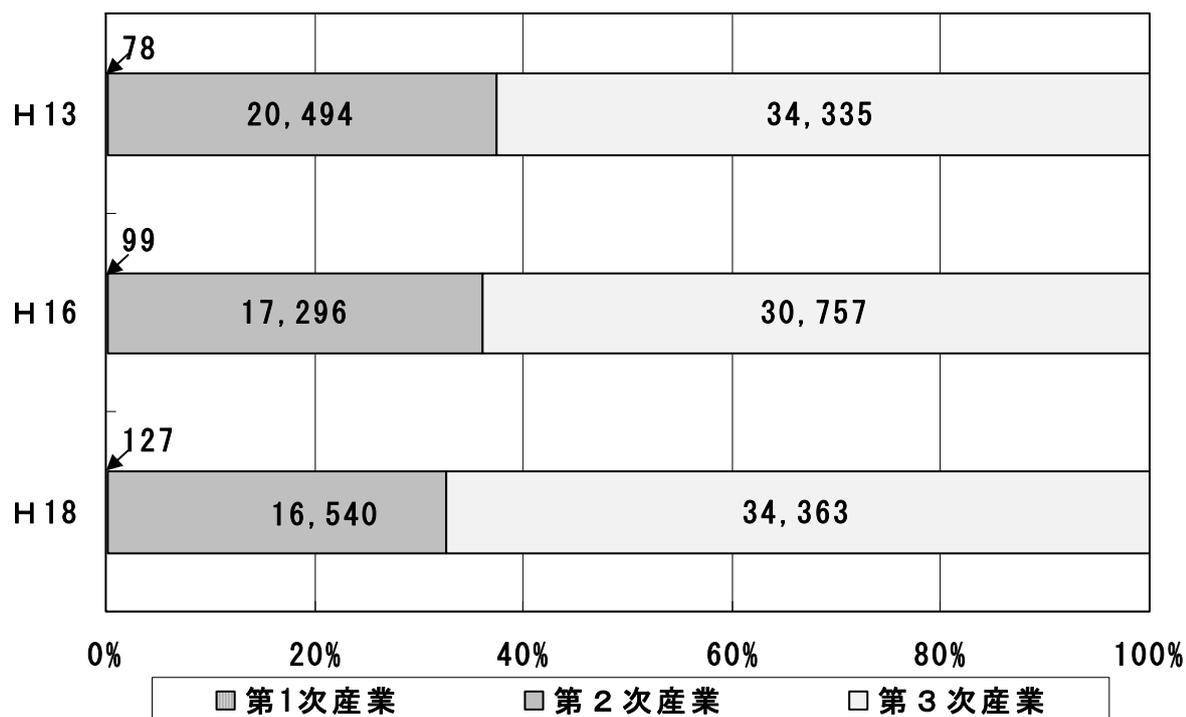
一世帯当たりの人数（資料：住民基本台帳各年4月1日現在）



(3) 産業

本市の産業は、平成18年度の事業所・企業統計調査によると、産業就業者総数は、51,030人（公務除く）であり、その内訳は、第1次産業（農業、林業など）が1,277人（0.3%）、第2次産業（製造業・鉱業・建設業など）が16,540人（32.4%）、第3次産業（サービス業・運輸通信業・金融業など）が34,363人（67.3%）となっており、第2次産業は減少、第3次産業は、ほぼ横ばいで推移する傾向となっています。

産業別就業者数の推移（資料：事業所・企業統計調査）（人）



野田市の農業



野田市の製造業

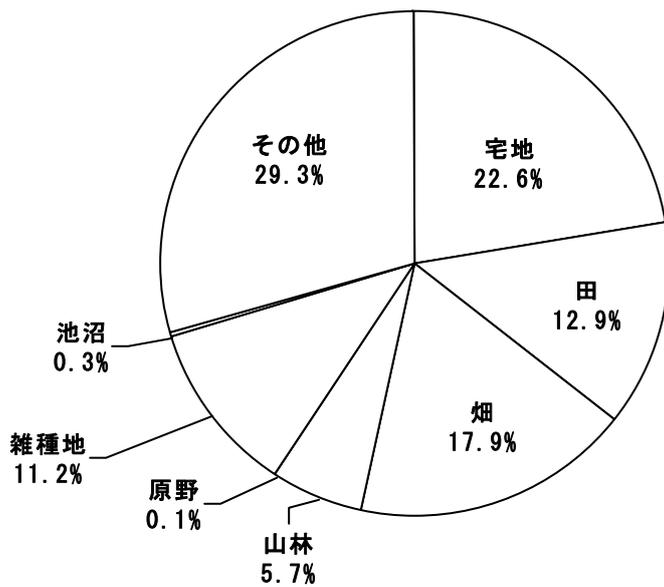
(4) 土地利用

本市の総面積は103,540k㎡です。最近の地目別面積では、土地利用に目立った変化はなく、ほぼ横ばいで推移しており、平成21年1月1日現在、宅地は22.6%、田・畑は30.8%、山林、原野、雑種地、池沼で17.3%となっています。

地目別土地面積（平成21年1月1日現在）

地目	面積 (㎡)	構成比 (%)
宅地	23,407,746	22.6
田	13,403,745	12.9
畑	18,483,787	17.9
山林	5,884,862	5.7
原野	127,731	0.1
雑種地	11,563,960	11.2
池沼	301,183	0.3
その他	30,366,986	29.3
総数	103,540,000	100.0

(資料:野田市統計書平成21年版)



野田市の住宅地



野田市の商業地

(5) 交通状況

本市の鉄道等の公共交通機関は、通勤、通学を始め、日常生活に欠くことのできない交通手段となっているほか、まちづくりなどの基盤として重要な役割を担っています。

本市の交通状況は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上は、野田市にとって魅力あるまちづくりのための大きな要素となっています。

そのため、環境への負荷の低減などに配慮しながら、東京直結鉄道の整備、東武野田線の複線化などによる広域的な公共交通の利便性が求められています。

市内には、野田市駅を始め六つの駅があり、最近の乗降人員は、ほぼ横ばいで推移しており、平成20年度の1日平均は、六つの駅を合わせて、31,508人となっています。

一方、市内の自動車保有台数は、平成21年度現在、102,037台であり、最近は増加する傾向となっているため、地球環境問題への貢献も含め、市民は自家用車の利用を控え、鉄道及びバスなど、積極的に公共交通機関を利用することが期待されています。

また、道路網は、国道16号が市の中央部を貫き、南北方向の主要な交通動線として大きな役割を果たしていますが、三方を河川に囲まれる地形を持つ特性から、各河川を渡る幹線道路において、日常的な交通渋滞が見られるとともに、市街地内においても東武野田線の踏切による交通渋滞が見られます。

また、平成16年1月より野田市が運営するコミュニティバス「まめバス」が運行されており、市内の各所を結ぶ6ルートが設定されています。

市内各駅別1日平均運輸状況 (人/日)

駅名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
川間	9,649	9,570	9,592	9,599	9,547
七光台	1,611	1,707	1,999	2,159	2,287
清水公園	1,783	1,815	1,815	1,818	1,860
愛宕	4,524	4,495	4,560	4,667	4,639
野田市	5,160	5,135	5,041	5,066	5,036
梅郷	7,558	7,632	7,650	7,892	8,139
合計	30,285	30,354	30,657	31,201	31,508

自動車保有台数 (台)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
99,456	100,428	100,696	101,661	102,037

まめバス乗車人数 (人/年)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
関宿城ルート	15,337	15,559	14,997
北ルート	183,419	172,350	165,810
新北ルート	8,027	18,115	19,355
中ルート	22,072	22,462	22,066
南ルート	102,880	102,656	101,673
新南ルート	7,216	17,187	19,466
合計	338,951	348,329	343,367

(6) 歴史・文化財

本市は、歴史的な文化財が多数存在し、町並みを歩いていると古い建造物などに出くわすことがあります。近代的な住宅やマンションが立ち並ぶ中に、突如として現れる時代を感じさせるような建物は、この町の歴史を実感させてくれます。

例えば、上花輪歴史館も、その一つです。この建物は、江戸時代、旧上花輪村で名主を務め、醤油醸造を家業としていた高梨兵左衛門家の屋敷であり、その時代の貴重な資料が展示されています。その他、大正13年築で登録文化財である旧・茂木佐平治邸、国の重要文化財に指定されている旧花野井家住宅などの歴史的建造物があり、現在、国や県、市を合わせて32件の指定文化財、24件の登録文化財、1件の記録選択文化財があります。

(7) 公園・緑地

本市の公園や緑地は、市民の憩いの場やスポーツ、レクリエーションの場として、整備されています。

東武野田線の清水公園駅から広がる「清水公園」は、「日本さくら名所100選」に選ばれるほどの桜の名所として知られており、関東有数のつつじの名所にもなっています。

また、広い敷地内に様々なスポーツ施設と子どもたちが遊べる施設を併設した総合的な運動公園である「野田市総合公園」などがあり、市民がスポーツに親しむきっかけ作りになっています。

その他、市域を囲む利根川、江戸川及び利根運河の沿岸にはサイクリングロードが整備され、休日には自転車やジョギングを楽しむ多くの市民が見られます。



市民会館（旧・茂木佐平治邸）



サイクリングロード



野田市総合公園

2 環境の現状

(1) 大気

大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされます。これらの汚染物質に対しては、大気汚染に係る環境上の条件に関して、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。

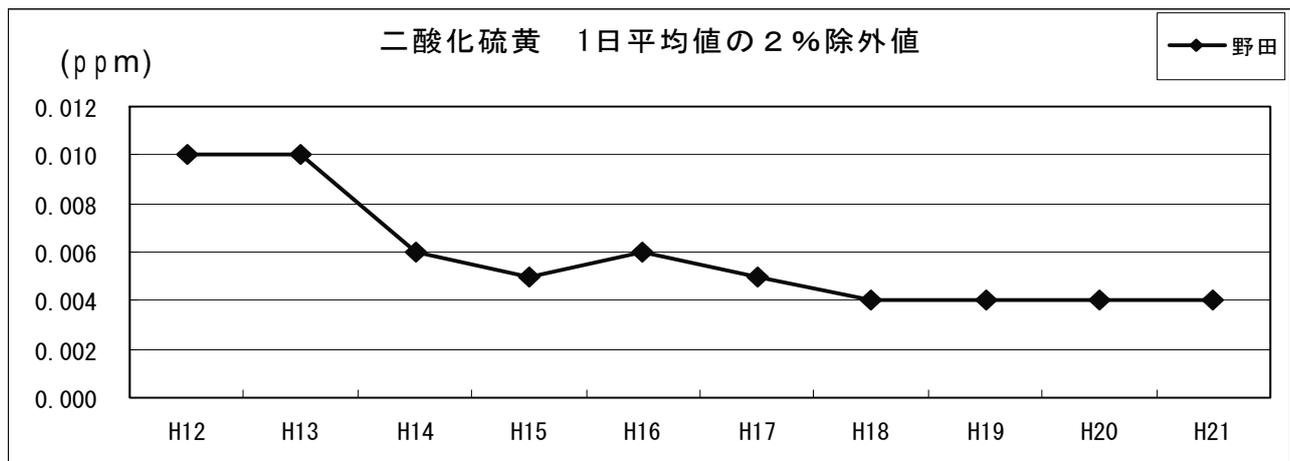
市内における大気汚染の監視・測定は、中央小学校裏校庭の大気汚染野田測定所、二川中学校校庭の大気汚染桐ヶ作測定所の2か所で行われています。

また、自動車から排出される大気汚染物質の監視・測定は、市役所に隣接した国道16号沿いの中央の杜の自動車排ガス測定所で行われています。

① 硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られています。

本市における二酸化硫黄の濃度（日平均値の2%除外値）は、長期的にはわずかに低下傾向にあり、低濃度で安定したレベルを保持しています。野田測定所における測定結果では、環境基準に係る長期的・短期的評価については、過去10年以上連続してこれを達成しています。

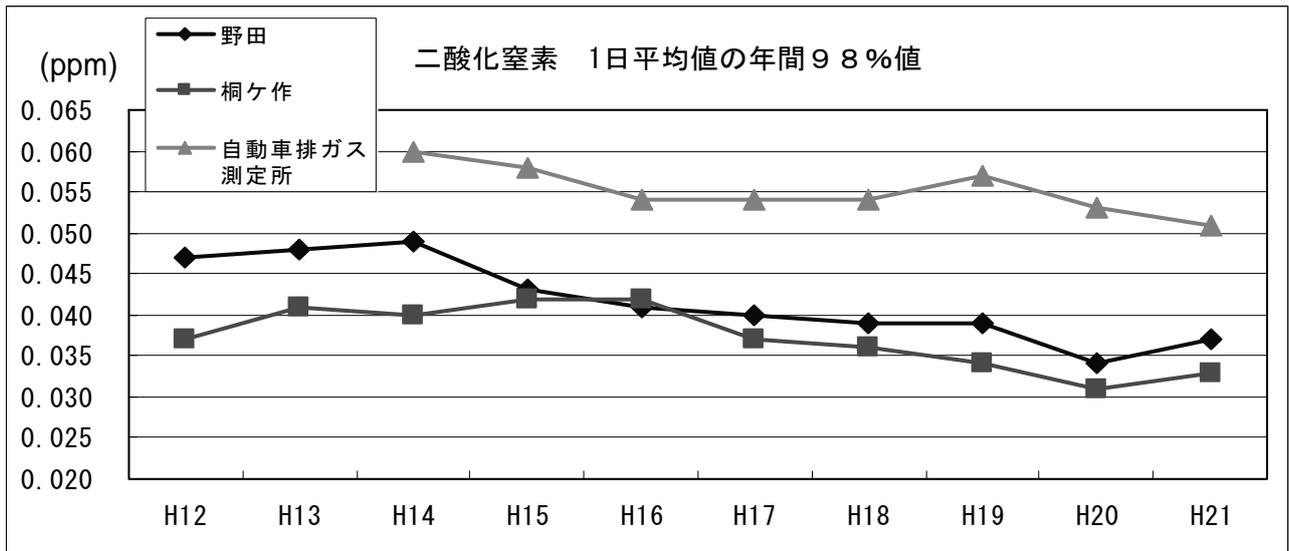


※二酸化硫黄環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。

② 窒素酸化物

窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの反応物質として一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）等が生成されます。これらは呼吸器系に影響を与え、また、光化学スモッグの主要原因物質となります。最近、各地で自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）などによる大気汚染が問題視されていますが、市内の各測定所における二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）の経年変化では、二酸化窒素は減少する傾向が見られ、全測定所において過去10年以上連続して、環境基準を達成しています。ただし、県の環境目標値については、自動車排ガス測定所において未達成となっています。



※二酸化窒素環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

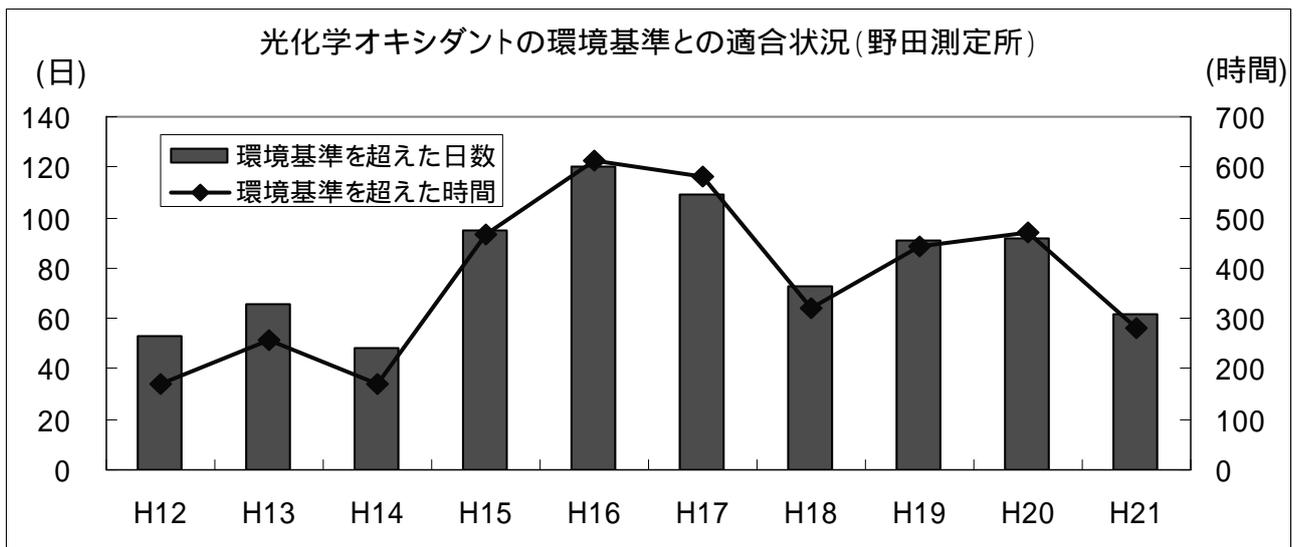
※98%値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値

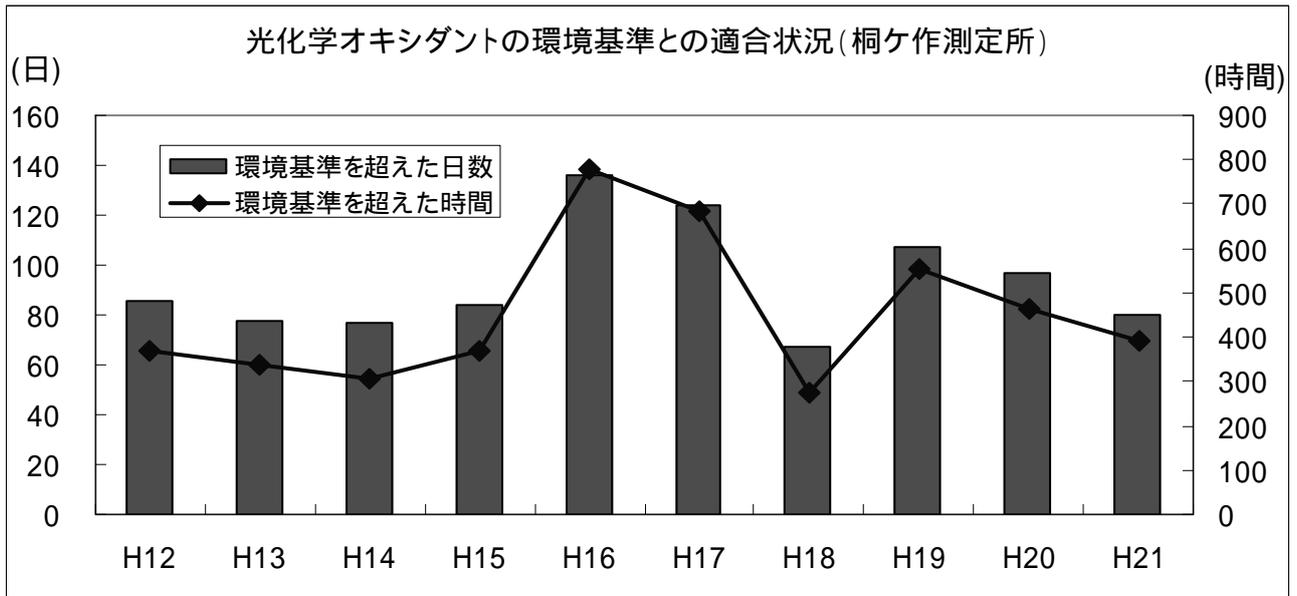
※千葉県環境目標値：日平均値の98%値が0.04ppm

※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）

③ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等の1次汚染物質が、太陽光線（紫外線）により化学反応を起こして生成される2次汚染物質であり、光化学スモッグの原因になっています。本市における光化学オキシダントは、環境基準（昼間の1時間値が0.06ppm以下）を達成しておらず、市内測定所におけるオキシダント濃度が環境基準を超えた日数と時間数は、近年横ばいか、わずかに上昇傾向にあります。なお、光化学スモッグに係る健康被害の防止については、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、オキシダント濃度が高くなると注意報や警報等が発令されますが、昭和48年以後、本市では光化学スモッグによる被害者の報告はありません。

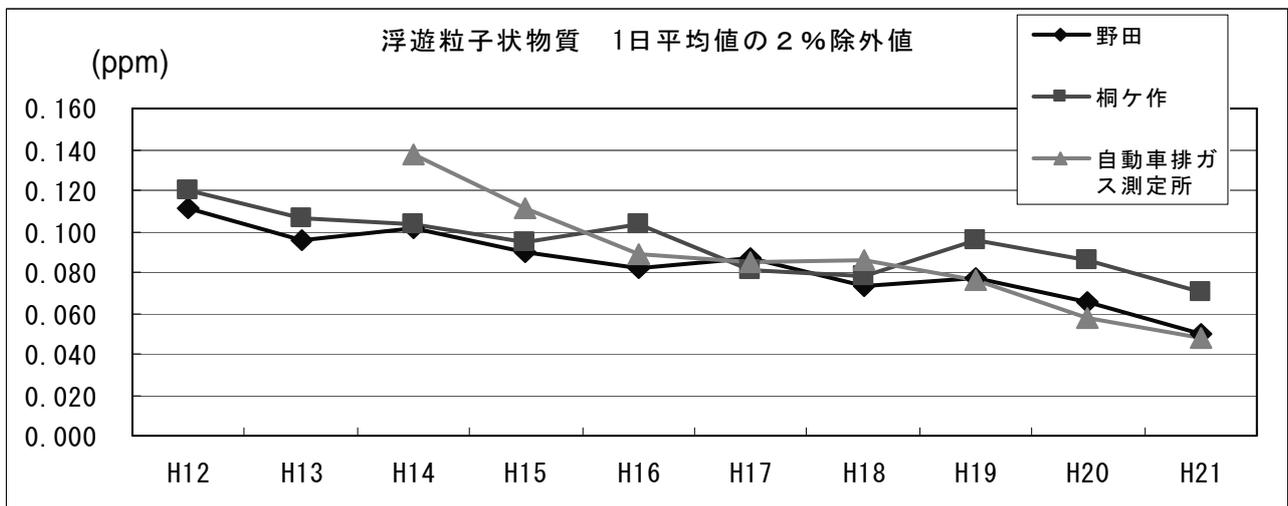




④ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロ・メートル）以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されています。この物質は、気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすものとして考えられています。

本市における浮遊粒子状物質の濃度（日平均値の2%除外値）は、低下傾向にあり、全測定所において近年は長期的評価に係る環境基準を達成していますが、一方で、短期的評価については、桐ヶ作測定所などにおいて基準を上回る結果となっています。



※浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準: 1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{立方メートル}$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{立方メートル}$ 以下であること。

※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。

※長期的評価方法: 1日平均値の2%除外値が $0.100\text{mg}/\text{立方メートル}$ 以下で、かつ、1日平均値 $0.100\text{mg}/\text{立方メートル}$ を超えた日が2日以上連続していないこと

※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）

(2) 水質

① 河川・排水路の水質状況

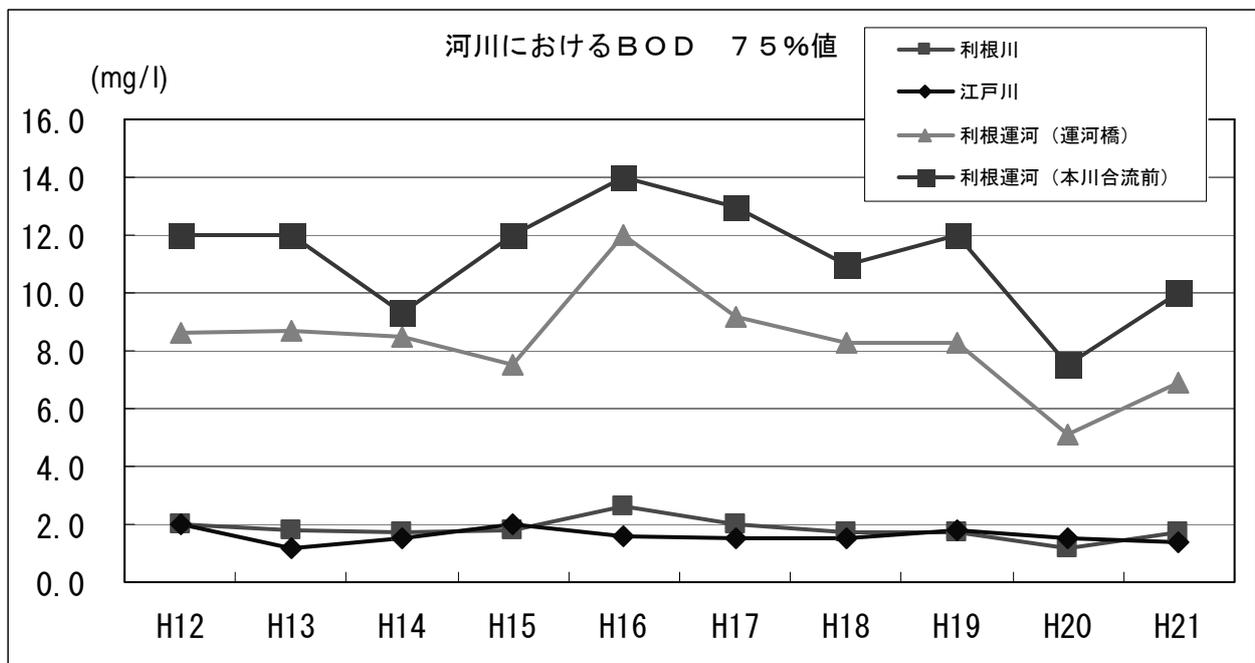
本市の周囲には、利根川、江戸川及び利根運河の河川があり、また、市内を流れる幹線排水路として五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落し堀、八間堀等があります。

本市を流れる利根川、江戸川及び利根運河の河川については、環境基準が設定されており、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められています。

本市では、公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、排水路の水質調査を定期的に行っており、河川については国土交通省が実施しています。

本市を流れている河川及び排水路の水質は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などで、徐々に改善されつつあり、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）を見ると、河川に流入する排水路の水質はおおむね全水域で濃度低下傾向が認められますが、利根運河など環境基準を達成していない河川も見受けられます。

利根運河の水質悪化については、人口増加に伴う汚濁負荷量の増加や平成12年に北千葉導水事業が稼働したことに伴う流水量の低下が要因と考えられます。



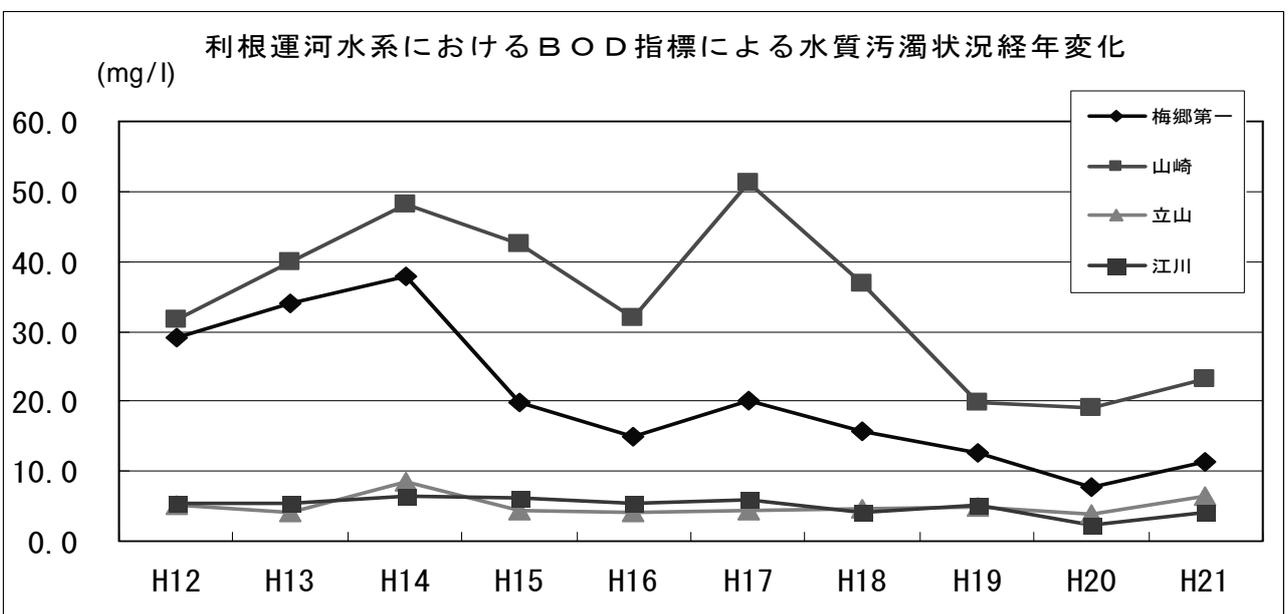
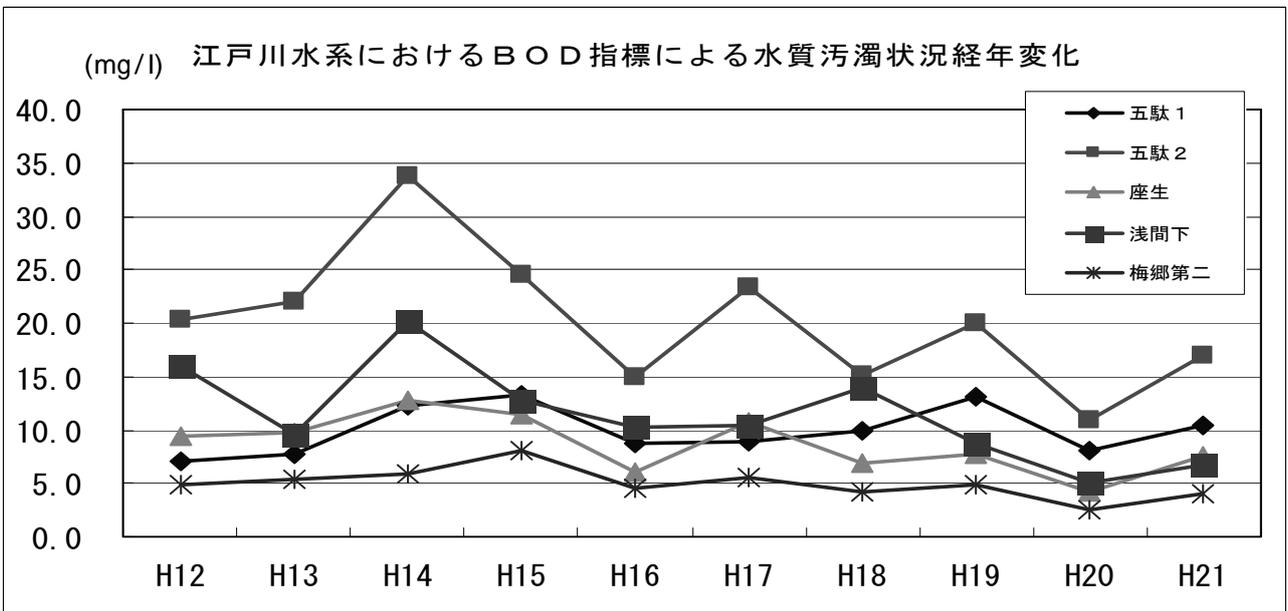
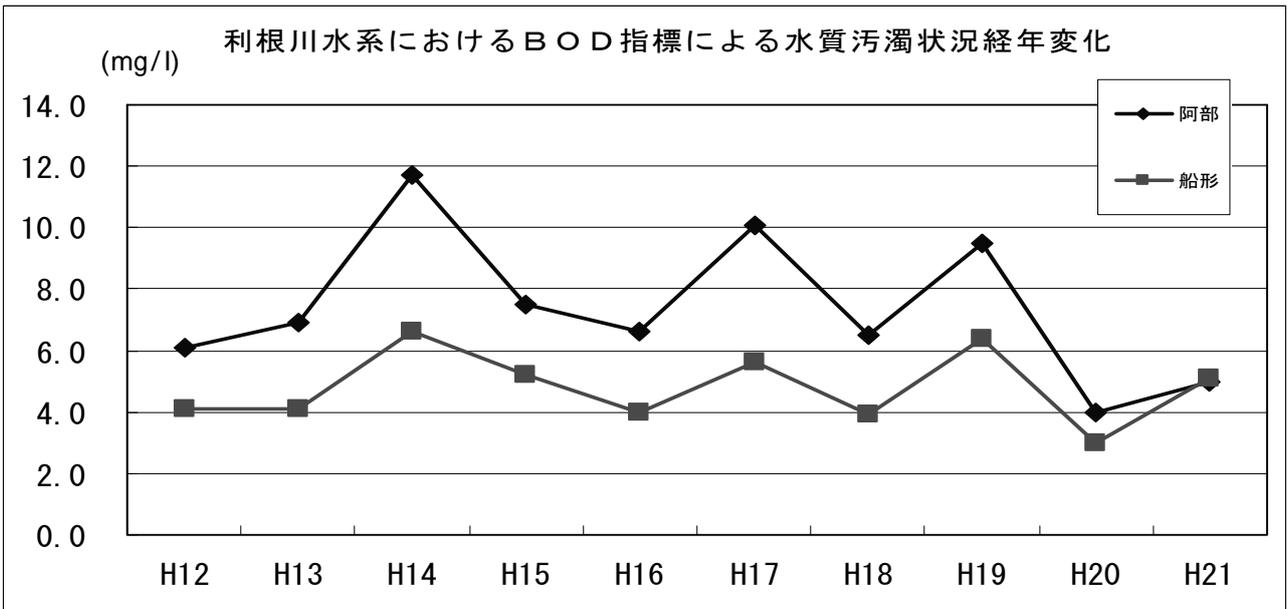
※河川における BOD75%値とは、年間観測データを良い方から並べて上から 75%目の数字。BOD の測定結果については、一年間で得られた全ての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価する。



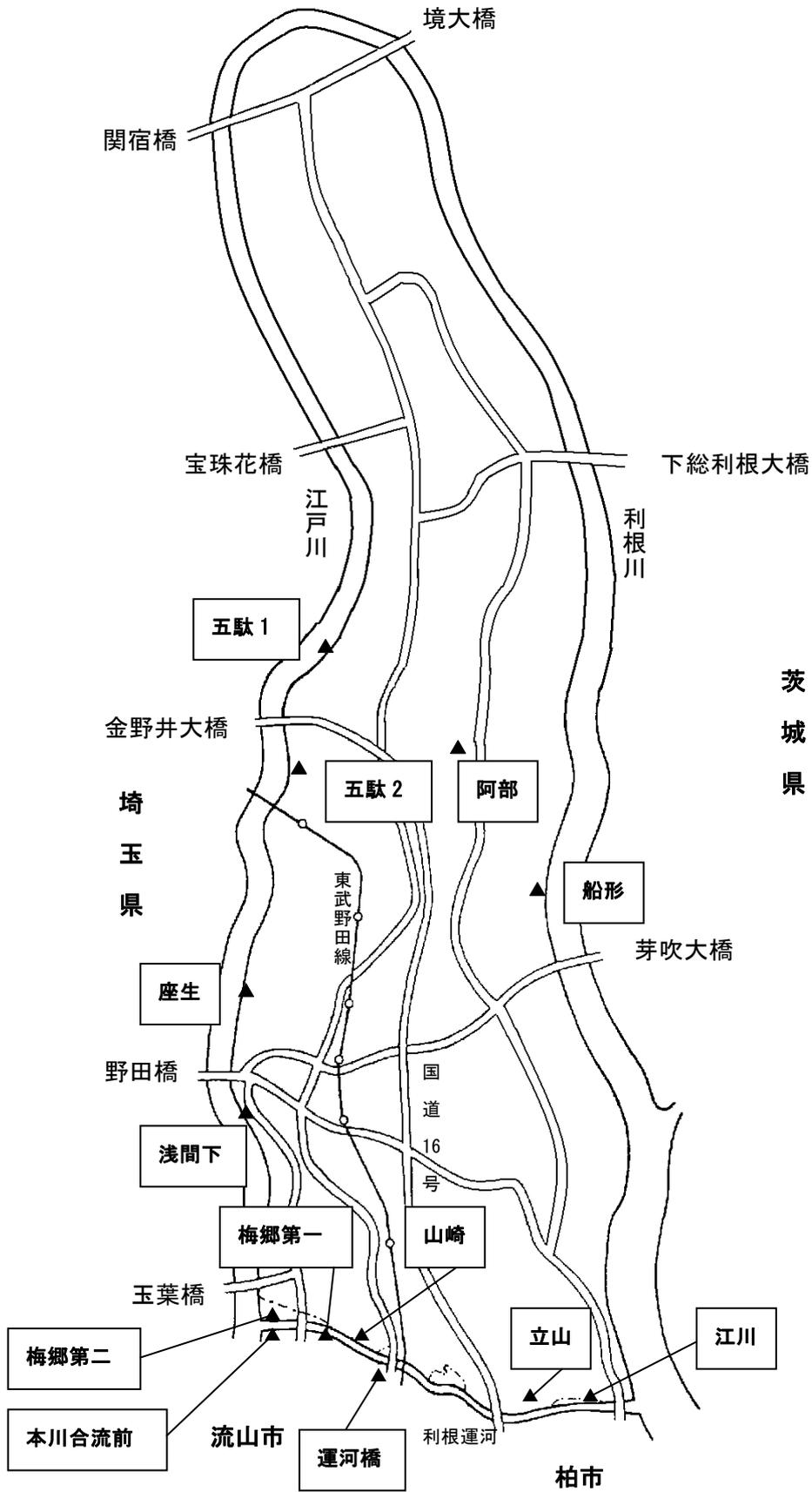
江戸川



座生川



主な水質調査地点位置図



② 地下水の水質状況

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物は、天然界に存在しない強力な洗浄力をもった溶剤であり、金属の脱脂やドライクリーニング等に利用されてきました。近年、発ガン性のある有害物質として扱われており、こうした物質による地下水汚染が問題となっています。

本市では、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物等による地下水の水質状況を把握するため、昭和63年度より市内を2kmメッシュに分割して任意の井戸を選定し、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、1.1.1.トリクロロエタン、四塩化炭素、1.2.ジクロロメタン、1.1.ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1.2.ジクロロエチレン、1.1.2.トリクロロエタンの9物質を対象に調査を実施しています（平成22年度よりトランス1.2.ジクロロエチレンを追加）。

この概況調査の結果、過去10年間に新たに基準超過が確認された井戸は平成11年度の1本のみであり、これ以後、環境基準を超過する汚染は確認されていません。

一方、地下水汚染が確認された地区では、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸を継続的に監視するモニタリング調査、あるいは汚染の分布を明らかにし、汚染対策のための地質情報を収集する汚染機構解明調査を実施しています。これまでに本市によって汚染機構解明調査が実施された地区は6地区となっており、全ての地区で何らかの汚染対策が実施されているものの、対策が終了したところはなく、また、1地区においては引き続き調査が継続されています。

他方、生活排水や家畜排泄物の不適正処理、あるいは畑地への過剰施肥等が原因と考えられている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水の水質汚染状況については、千葉県においては他の汚染物質に比べ、かなり高い確率で基準超過が確認され、問題となっています。本市においても、千葉県が実施する地下水質常時監視調査が平成12年度から実施されており、毎年のように基準を超過する井戸が確認されています。



地下水調査

(3) 騒音・振動

騒音・振動などは、人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、その発生源は工場・事業所はもとより、建設作業場、交通機関など多種多様です。

本市の騒音公害に関しては、例年、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）の苦情件数の約1、2割を占めています。これらを発生源別にみると、工場や建設作業が占める割合が多くなっています。また、振動に関しては、道路舗装の構造に関する苦情などが寄せられています。

騒音に係る環境上の条件としては、環境基準が地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。また、工場等に対しては、敷地境界での規制基準が定められています。本市においては「野田市環境保全条例」に基づき、法規制より広範な発生源を対象に規制を行っています。

また、本市では、環境騒音の実態を把握することを目的として、市街化区域をおおよそ2km四方のメッシュに区分し、各々の代表点23地点を選定して環境騒音測定を行っています。この結果、平成11年度の騒音に係る環境基準の測定方法改正以後、昼間及び夜間の環境基準を超過した地点は例年1地点あるかないかという状況であり、かつ、超過の理由は風の音など、自然の影響によるものであることが多く、おおむね良好な環境を維持しているといえます。



国道16号



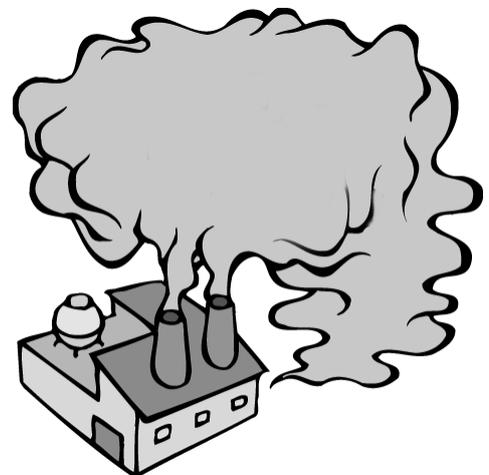
野田橋付近

(4) 悪臭

悪臭は、直接的に人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害とされています。悪臭防止法では、こうした悪臭公害を防止するため、野田地域の市街化区域、関宿地域の全域を対象に特定悪臭物質を定め、各々に基準値を設けております。また、「野田市環境保全条例」では、悪臭の規制基準として「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」という形で定められています。

このほか、特定悪臭物質(22物質)規制を補完する規制として、臭気強度が定められており、更に昭和56年6月には、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値が県から示されています。

悪臭物質は、一般に極めて低い濃度でも人の嗅覚によって感知され、また、発生源が多種多様であることから問題の解決が困難な場合が少なくありません。今後の悪臭に対する苦情は、廃棄物処理に関するものが増加すると考えられ、発生源対策が重要となります。



(5) 地盤沈下

地盤沈下は、大地が次第に海水面に対して沈下していく現象のことであり、この現象の主な要因としては、地下水の汲み上げ等により地下水位が低下し、地層の収縮をもたらす人為的なものと、地殻変動によって生じる自然要因によるものとに大別されています。このうち、人為的な要因として考えられている、地下水の不適正な利用による地盤沈下は、公害として取り扱われています。

地盤沈下対策としては、「千葉県環境保全条例」及び「野田市環境保全条例」により一定規模以上の揚水施設について地下水の採取規制を行っております。また、地盤沈下の状況を把握する目的で、本市では水準点34点で水準測量による地盤沈下観測が県により実施されています。

用途別地下水の揚水量の推移は、平成2、3年頃をピークに、全体の使用量は減少傾向になっており、近年は変動が少なく安定した状況にあります。このため、大きな変動を観測するような地盤沈下現象は確認されていません。

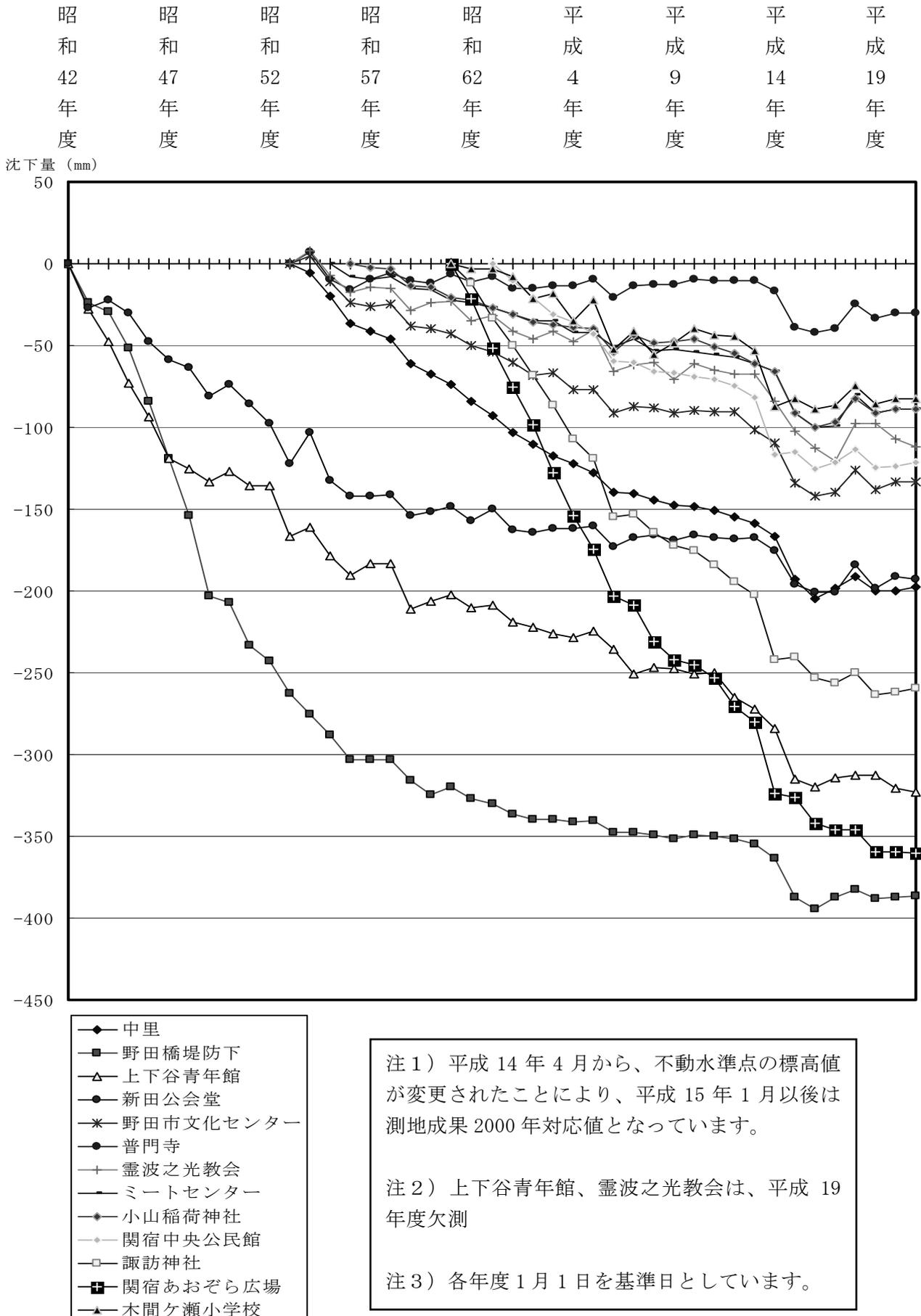
用途別地下水利用状況

上段：揚水量 (m³/日)

下段：井戸本数

用途	年度				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
工業用	13,735	13,145	13,832	12,705	11,791
	142	139	136	136	133
建築物用	1,227	1,172	1,168	1,298	1,257
	19	19	17	17	19
水道用	3,476	2,522	3,092	2,711	1,368
	27	26	26	26	25
農業用	17,221	13,545	12,690	12,767	12,053
	395	383	372	365	364
その他	2,800	2,682	2,732	2,583	2,615
	11	11	11	11	12
合計	38,459	33,066	33,514	32,064	29,084
	594	578	562	555	553

代表的な観測地点の地盤沈下変動状況の推移



(6) 公害苦情

本市の公害苦情件数は、平成21年度は113件と、平成17年度をピークに減少傾向となっています。

平成21年度の公害苦情件数を種類別に見ると、大気汚染が65件と最も多く、次いで騒音18件、水質汚濁15件、悪臭9件、振動4件、その他2件となっています。このうち、大気汚染及び悪臭に関する苦情の大半は、屋外での燃焼行為によるものとなっています。また、騒音に関する苦情の大半は、工場や事業所の作業音や工事に伴うものとなっています。

公害苦情の種類別件数

(件)

種類	年度									
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大気汚染	74	72	63	93	87	129	113	71	62	65
水質汚濁	9	9	6	8	12	9	7	10	9	15
騒音	10	18	20	11	21	14	19	22	19	18
振動	2	0	2	1	0	1	3	3	0	4
悪臭	17	12	16	17	13	14	11	8	8	9
土壌汚染	0	1	0	2	1	0	0	0	2	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	9	6	7	4	3	3	1	2	2
合計	115	121	113	139	138	170	156	115	102	113

(7) 上水道・下水道

本市における水資源の大部分は、江戸川に依存しております。最近の上水道の給水量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成20年度の1日平均給水量は39,537 m^3 となっています。

普及率としては、上水道は平成21年3月31日現在、88.5%であり、下水道は平成21年4月1日現在、55.21%となっています。

上水道の給水量 (m^3) (各年度3月31日現在)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間	14,570,000	14,424,000	14,358,000	14,598,000	14,431,000
1日平均	39,917	39,516	39,338	39,886	39,537

上水道の普及率 (%) (各年度3月31日現在)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
普及率	82.6	84.0	85.3	87.2	88.5

下水道の普及率 (%) (各年度4月1日現在)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
普及率	48.45	50.37	52.40	53.86	55.21

(資料：野田市統計書平成21年版)



(8) 廃棄物

本市のごみは、可燃ごみについては野田市清掃工場及び関宿クリーンセンター、不燃ごみ、粗大不燃ごみについては野田市不燃物処理仮置き場で処理されています。

市民から排出される資源物は、資源物の種類ごとに回収され、資源業者及び指定法人により再資源化されています。

平成21年度のごみの総排出量は、37,232.03トン、一人1日当たりのごみの排出量は648.96g/人/日となっており、ここ2、3年は微減傾向で推移しています。

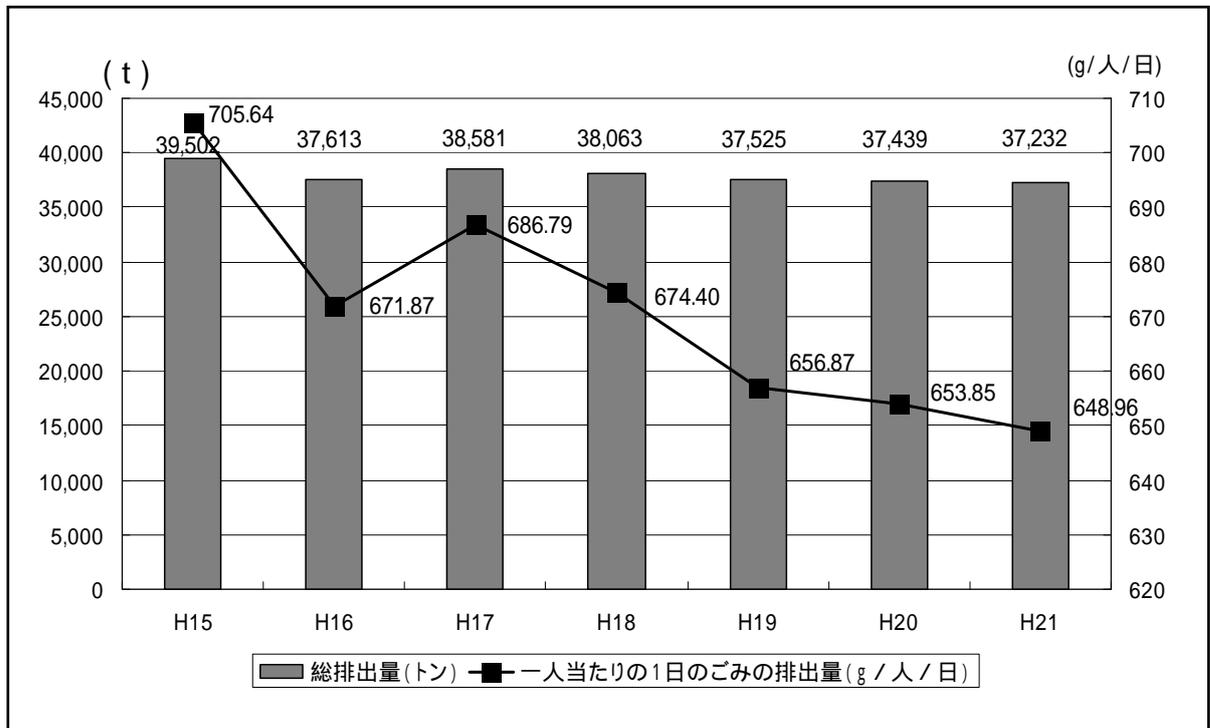
一方、資源化量は、わずかに減少傾向になっており、平成21年度は、11,003.88t/年(24.12%)となっています。

ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの排出量

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総排出量(t)	39,502.00	37,612.72	38,580.76	38,063.32	37,524.70	37,439.17	37,232.03
一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)	705.64	671.87	686.79	674.40	656.87	653.85	648.96
集団資源回収量(t/年)	9,990.98	10,220.89	10,097.59	9,785.37	9,456.74	8,887.52	8,389.90
資源化量(t/年)(%)	13,219.76 (26.71)	13,138.79 (27.47)	12,856.25 (25.88)	12,547.83 (26.22)	12,151.49 (25.86)	11,541.16 (24.91)	11,003.88 (24.12)

※資源化率 = (総排出量 + 集団資源回収量) を資源化量で除したものの

ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの量



家庭ごみ系の収集・運搬・処理体制（平成22年度）

区分		収集・運搬体制			処理体制	
		収集・運搬主体	収集方法	収集回数	運搬先 収集主体	処理内容
収集ごみ	可燃ごみ	市	集積所収集	2回/週	野田市清掃工場 関宿クリーンセンター	直接野田市清掃工場又は関宿クリーンセンターに搬入し、計量した後、焼却施設にて焼却処分する。また、焼却灰の一部は焼成によりエコセメント化し再資源化され、その他の焼却残渣は、市外の民間最終処分場で埋立処分される。
		市民	直接搬入	—		
	不燃ごみ	市	集積所収集	1回/週	不燃物処理仮置き場	不燃ごみ仮置き場で計量した後、未処理のまま全量を民間業者に処分委託し、一部は焼却処分、一部は選別による資源化、一部は熔融固化により資源化する。
		市民	直接搬入	—		
粗大ごみ	粗大可燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市清掃工場 関宿クリーンセンター	資源を選別し、回収業者へ搬出、その他のものは民間業者へ処分委託する。良品の家具類等は、リサイクル展示場で市民に無料で提供される。
		市民	直接搬入	—		
	粗大不燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	不燃物処理仮置き場	
		市民	直接搬入	—		
資源物	紙類、ガラスびん、衣類・布、金属類、ペットボトル	委託業者	集団資源回収	月1回又は2回	資源業者 指定法人	資源業者及び指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により資源化している。
	牛乳パック、発泡トレイ、アルミ缶、ペットボトル	市民	ごみ減量協力店へ搬出	—		
	空き缶	市民	空き缶回収機へ搬出	—		
	剪定枝、落ち葉・草	委託業者	戸別収集	—		
市民		直接搬入				
有害ごみ		市民	回収箱又はごみ減量協力店へ搬出	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。
適正処理困難物		販売店等	収集	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。
		市民	直接搬入			

第2章

(9) エネルギー

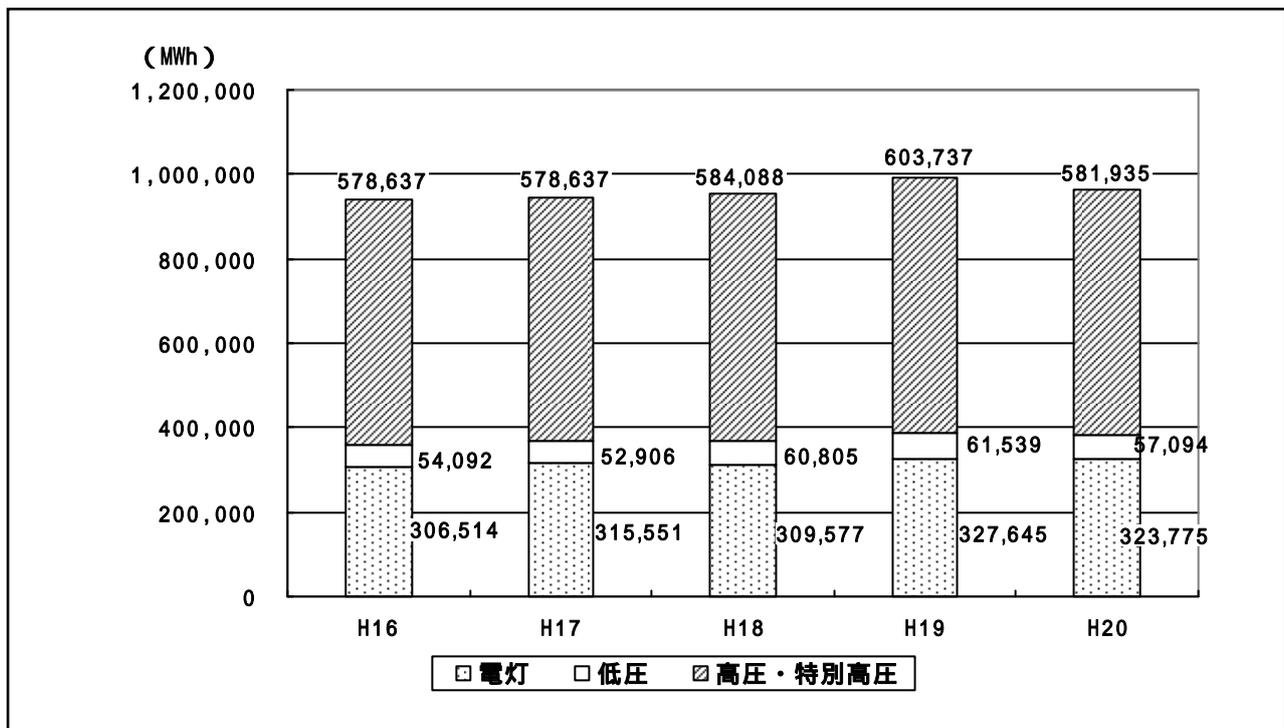
本市における消費電力量は、電灯使用量（主に家庭用）及び電力使用量ともに、わずかながら増加傾向を示しており、平成20年度の電灯使用量は323,775 MWh、電力使用量は639,029 MWhとなっています。

消費電力量の推移（資料：東京電力㈱千葉支店）

(MWh)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
電灯		306,514	315,551	309,577	327,645	323,775
電力	低圧	54,092	52,906	60,805	61,539	57,094
	高圧・特別高圧	578,637	578,637	584,088	603,737	581,935
総数		939,243	947,094	954,470	992,921	962,804

消費電力量の推移



(10) 地球温暖化

近年、地球温暖化を始めとした、地球規模の環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、私たち、人間の社会経済活動に起因しています。

世界的な気候変動に対する議論の中で、国は、「京都議定書」で定められた目標として「温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間中、1990年の排出量より6%削減する」ことを約束しました。

我が国では、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題は、地球的規模で人類に影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民など各種の主体による温室効果ガスの排出削減に係る取組が行われています。

本市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減の取組を開始し、平成19年4月には新しい基準で、市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定して、市が直接管理する169施設を対象に、地球温暖化防止への取組を実践しています。

この実行計画では、清掃工場や市庁舎などの施設ごとに目標を定め、平成19～23年度の5か年の間に目標以上の排出削減を行うことを目指しています。

平成21年度の排出実態の調査結果では、市の責務と事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で23,226.9トンになっており、温室効果ガスの種類別の排出状況の集計では、二酸化炭素が9割以上を占めています。

また、原因別に比べてみると、電気の使用に伴う排出と廃プラスチックの焼却に伴う排出が各々全排出量の3割強を占めています。

一方、実行計画で目標としている数値と平成21年度の排出実績との比較では、清掃工場を除き、ほかの全ての施設で目標を上回る排出削減がなされています。

温室効果ガスの種類別排出量（平成21年度）

	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	21,174.7	91.2
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,948.6	8.4
メタン (CH ₄)	96.7	0.4
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6.9	0.0
総 計	23,226.9	100.0

温室効果ガスの原因別排出量（平成21年度）

	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
ガ ソ リ ン	256.7	1.1
灯 油	1,444.1	6.2
軽 油	234.6	1.0
A 重 油	1,141.8	4.9
液化石油ガス (LPG)	512.5	2.2
都 市 ガ ス	659.2	2.8
電 気	8,478.3	36.5
自動車走行距離等	21.0	0.1
廃プラスチックの焼却	8,447.6	36.4
一般廃棄物の焼却	479.0	2.1
し 尿 処 理	1,552.1	6.7
総 計	23,226.9	100.0

(11) 自然環境

地形

本市は、千葉県の中の房総半島中央部・北部の主体をなす下総台地地区に分類され、その地形は、中央部の下総台地と利根川及び江戸川流域の低地により形成されています。下総台地は、主に洪積世に形成された成田層群と、関東ローム層から成り立っています。台地は、河川の浸食により幅の広い、浅い樹枝状の谷によって刻まれ、段丘面は一般にゆるく北西に傾斜しています。本市は、この下総台地の北西部に当たり標高20m以下の低い地域を代表しています。この地域では東に利根川低地、西には江戸川低地をひかえ、台地の東西の幅は、3～7km、北西方向へ約25kmと細長く、台地が低地のなかへ半島状に突き出た形となっています。中央部の台地には、浸食谷が入り込み、これが沢や小河川沿いの湿地となり、谷津と呼ばれています。利根川低地は幅約2kmで、中央を利根川が流れ、この低地の本市側には広い氾濫原があり、水田に利用されています。江戸川低地は中央台地の南西側に当たる広大な低地で、この低地の中を江戸川が流れています。

植生

本市は、千葉県北部で気候的には温暖帯に属し、森林は照葉樹林帯に属しています。植生は、湿地では、ハンノキ林、あるいはヨシ、シダの草木群落であり、台地部分ではシイ・カシ林などの常緑広葉樹林であると考えられますが、本市は、地形的にほとんど高低差がなく、また、古くから人為的かく乱が加わっているため、低地部は水田、台地部は畑地や市街地、ゴルフ場などになっています。そのため、自然植生が少なく、代償植生が大部分を占め、シイなどの樹林は谷津の斜面や、社寺林、屋敷林などに残っている程度です。

環境省の「第3回自然環境保全基礎調査」によると、本市の植生は、利根川、江戸川及び利根運河沿いにススキ・チガヤ群落が線状に連続しているほか、ヨシクラスが利根川、江戸川及び北部の湿地や小水系沿いに見られます。これらの植生の周辺の低地には、水田雑草群落が広がり稲作地帯を形成しています。また、江川排水路周辺には休耕田雑草群落が見られます。

台地上で目立った樹林植生では、マツ植林が挙げられます。この植林地ではアカマツ・クロマツが多く、一部にスギ・ヒノキが見られます。また、二次林であるコナラ群落も各所で点在していますが、その面積はいずれも小さいものです。その他、植生以外では、市域全般に畑地雑草群落が広がり、工場地帯や市街地周辺には路傍雑草群落が占有しています。

植物

利根運河の堤防では、春にはタンポポ類、ヘビイチゴ、コオニタビラコなどの植物を見ることができ、また、カントウタンポポが多く繁茂しているのも大きな特徴の一つとなっています。その他、5月にはアザミ類、夏にはクサフジやヌマトラノオ、ゲンノショウコ、秋にはツリガネニンジンやワレモコウなどが咲いており、利根運河とその周辺には今も良好な自然が残っています。

谷津田を取り巻く雑木林には、コナラ、イヌシデ、シラカシを始めとした様々な木に、アカマツやクロマツ、スギなどの針葉樹などが混じって分布し、低湿地にはハンノキが自生しています。早春には、雑木林の木々が芽吹く前に、フデリンドウやタチツボスミレ、ヒトリシズカなどの花々が林床に自生しています。この雑木林の中に咲くクリやカシ類（どんぐりのなる木）の花には、様々な昆虫や、夏鳥が渡ってきています。

利根川周辺には、落堀（おっぼり）と呼ばれる多くの溜め池がかつて存在し、豊富な湧き水により良好な水質を維持していました。現在も、わずかに残された溜め池には、アシやマコモに囲まれてマツモやエビモ、ヒシなどの水草が茂り、その中にはモツゴやフナ類、タナゴ類、モエビやスジエビなどのエビ類が確認されています。

また、郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」では、コナラやクヌギなどの樹木や、本市の木であるケヤキの雑木林が広がっており、その中には、キンランやヤマユリなどの珍しい山野草を見ることができます。ここでは様々な植物が100種類以上も点在しており、その中には、環境省のレッドリストに記載されているタコノアシも見られます。

動物

本市は県北部に位置し、大河川に挟まれた平坦な地域となっています。古くから農耕地や居住地となっており、人為的影響を受けているため動物の生息環境は圧迫されています。

最近、関東地方では、都市化の進行に伴う生態系の喪失に対する解決策として、貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、水と緑のネットワークの形成を図り、野生生物の生息・生育空間を確保するため、豊かな生態系の指標として、コウノトリやトキに着目することにより、多様な生物が生息可能な環境づくりが可能となるほか、併せて環境と経済の調和を図った地域振興及び経済の活性化に取り組むことにより、広域連携による地域の自立的な発展に貢献することが可能となりました。それらを実現するために、本市が発起人となり「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立されています。

本市の特徴的な動植物としては、以下のとおりです。

野田市の主な動植物

		種別	種名
植物	環境省レッドリスト	準絶滅危惧	イチョウウキゴケ、ミズニラ、ホソバイヌタデ、タコノアシ、カワヂシャ、エビネ、ミゾコウジュ
		絶滅危惧Ⅱ類	キンラン、ヒメタデ
	千葉県レッドデータブック	要保護生物	サイハイラン
		一般保護生物	イカリソウ、モミ、オニグルミ、イヌザクラ、オニシバリ、ジュウニヒトエ
哺乳類	千葉県レッドデータブック	一般保護生物	ジネズミ、カヤネズミ
鳥類	環境省レッドリスト	絶滅危惧ⅠB類	チュウヒ
		絶滅危惧Ⅱ類	ハヤブサ、シラコバト、サシバ
		準絶滅危惧	オオタカ、チュウサギ
	千葉県レッドデータブック	最重要保護生物	ウズラ、アマツバメ、アオバズク
		重要保護生物	コチドリ、イソシギ、キセキレイ、フクロウ
		要保護生物	カイツブリ、カワセミ、ノスリ、ダイサギ、コサギ、オカヨシガモ、チョウゲンボウ、タゲリ、カッコウ、ホトトギス、アオゲラ、エナガ、ヤマガラ、メジロ、ホオジロ、カケス
		一般保護生物	トラツグミ、カワウ、アオサギ、ヒバリ、ツバメ、イワツバメ、セグロセキレイ、ウグイス、オオヨシキリ、セッカ
両生・爬虫類	千葉県レッドデータブック	最重要保護生物	ニホンアカガエル
		重要保護生物	トウキョウダルマガエル、ニホントカゲ、ジムグリ、シロマダラ、ニホンマムシ
		要保護生物	クサガメ
		一般保護生物	シュレーゲルアオガエル、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ

	種 別		種 名
魚類	千葉県レッドデータブック	重要保護生物	メダカ、ジュズカケハゼ
		要保護生物	ホトケドジョウ
		一般保護生物	モツゴ
甲殻類	千葉県レッドデータブック	要保護生物	ヌカエビ、サワガニ
		一般保護生物	スジエビ
昆虫類	千葉県レッドデータブック	最重要保護生物	オオセスジイトトンボ、オオモノサシトンボ
		重要保護生物	ウキクサミズゾウムシ、ハラビロトンボ、ガガンボモドキ
		要保護生物	オオミズスマシ、ミズイロオナガシジミ、ミドリシジミ、フタボシツチカメムシ、アオイトトンボ、ヒメマイマイカブリ、ヘイケボタル、ジャノメチヨウ
		一般保護生物	ウチワヤンマ、コハンミョウ、アオバネホソクビゴミムシ、ヒゲナガハナノミ、ヤマトシリアゲ、ギンイチモンジセセリ
クモ類	千葉県レッドデータブック	重要保護生物	キシノウエトタテグモ



ハヤブサ



チュウサギ



はきだし沼



三ツ堀里山自然園

第3章

環境に関する市民の意識調査 (アンケート調査)



関宿城址

第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）

1 調査の目的

市民、小中学生及び事業者を対象にアンケート調査を実施しました。この調査の目的は、地域住民の環境に対する認識や意見、要望、環境行政へのニーズ、あるいは取組状況等を把握し、本計画づくりに反映するとともに、本計画の周知と計画づくりへの参加意識の高揚を図ることを目的としています。

2 調査の概要

アンケート調査の対象、期間、調査方法等は、次のとおりです。

アンケート調査の概要

	市民アンケート	小中学生アンケート	事業者アンケート
調査対象	満20歳以上の男女	市内の小学校5年生及び中学校2年生	市内の事業者
調査期間	平成21年11月	平成21年11月	平成21年11月
配布数	2,000人	2,701人	300社
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	全員対象	事業所リストによる無作為抽出
調査方法	アンケート郵送配布・郵送回収法 (自記式・無記名)	学校へ配布し、クラス毎に配布・回収	アンケート郵送配布・郵送回収法 (自記式・無記名)

3 回収率

アンケート調査の回収率は、次のとおりです。

アンケート回収率

対象	配布数	有効回答数	回収率
市民	2,000人	821人	41.1%
小学生・中学生	2,701人	2,539人	94.0%
事業者	300社	117社	39.0%

4 アンケート調査結果

（1）市民アンケートの結果

《環境の現況に関する満足度、本市に対する要望、取組姿勢など》

自然環境や大気環境、騒音などについては、現状に満足しており、本市の良好な自然環境や大気環境を反映しています。

環境問題として、「地球環境問題」（50.5%）が最上位に挙がっており、市民の関心の高さが見られます。

野田市全体の望ましい環境像として、「人と自然との共生」（46.5%）、「緑豊かな環境」（43.6%）が上位に挙がっており、人と自然との関連が一般には十分認識されています。

本市に対する要望として、「駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止」（21.6%）、「自然環境の保全」（17.4%）などが上位に挙がっており、駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの徹底について、多くの市民が要望しています。また、本市の大きな課題の一つとして、自然環境の保全が考えられます。

地域での環境にやさしい行動として、「資源回収やリサイクル活動に参加している」（77.0%）、「環境について、家族と話している」（29.1%）、「身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている」（22.3%）などが上位に挙がっており、ごみの減量化や良好な環境づくりなどへの積極的な姿勢が見られます。

家庭での環境にやさしい行動として、「資源回収」（89.2%）、「照明やテレビなどはこまめに消している」（78.0%）、「買い物にはマイバックを使用している」（63.3%）などが上位に挙がっており、ごみの減量化や水質汚濁対策、節水・節電など、環境問題に対する積極的な姿勢が見られます。

(%)

設問項目	満足	やや満足	計
1 緑との触れ合い	23.3	50.2	73.5
2 空気のきれいさ	19.6	51.6	71.2
3 緑の豊かさ	18.1	48.5	66.6
4 まちの静けさ	12.9	48.7	61.6
5 土との触れ合い	16.4	44.7	61.1

(%)

設問項目	不満	やや不満	計
1 街路の快適さ	28.3	40.0	68.3
2 まちなみの美しさ	18.1	44.5	62.6
3 まちなみのゆとり	18.5	38.6	57.1
4 まちの清潔さ	14.4	42.6	57.0
5 川や沼のきれいさ	19.1	35.2	54.3

(%)

市民の関心の高い環境問題（複数回答）（上位5位）		
1	地球環境問題（地球温暖化、二酸化炭素の排出抑制等）	50.5
2	ごみ問題・資源のリサイクル	24.7
3	エネルギー問題（原油枯渇、自然エネルギーの活用等）	18.6
4	開発等による自然の減少に関する問題	12.4
5	有害化学物質（ダイオキシン類等）による人体への影響	11.6

(%)

野田市全体の望ましい環境像（複数回答）（上位5位）		
1	人と自然との共生	46.5
2	緑豊かな環境	43.6
3	魅力ある産業と快適な環境の調和	35.4
4	広場や公園などが整備された環境	27.4
5	歴史的・文化的資源の保全	26.3

(%)

野田市に取り組んでほしい環境問題（複数回答）（上位5位）		
1	駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止	21.6
2	自然環境の保全	17.4
3	適正な土地開発の誘導	16.0
4	ごみ処理施設等の環境問題の解決	15.5
5	川や水路等の水質汚濁対策	14.7

(%)

自分自身が日頃から「地域」で取り組んでいる環境にやさしい行動（複数回答）		
1	資源回収などのリサイクル活動に参加している（フリーマーケット、空き缶・ビン・新聞紙等の回収への協力等）	77.0
2	野田市の環境について、家族と話している	29.1
3	身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている	22.3
4	快適な環境づくり（例えば、清掃活動、花いっぱい運動等）に参加している	21.2
5	野田市の自然環境について学習している	4.5
6	環境カウンセラーなど環境に関するボランティア活動に参加している	1.0

（2）小学生・中学生アンケートの結果

《環境の現況に関する満足度と本市に対する要望、取組姿勢など》

「川や池の水のきれいさ」などの水環境に関しては、不満を感じていますが、その他の自然環境や緑、公園、交通機関などの環境については、大半の小中学生は満足しており、大人と同様に好印象となっています。

水のきれいなまち、公害のないまち、自然と触れ合えるまち、多くの動植物が生息・生育しているまちなどを求めています。

環境マナーについては、学校や家庭における指導が徹底されている効果が見られるため、このような行動が定着することにより、将来的にはポイ捨てや不法投棄がなくなることが期待されます。

環境に配慮した行動を多くの学童が実践していると回答しており、家庭でも環境活動に関わっている様子が見られます。

家庭での環境問題についての話し合い(11.0%)や環境行事への参加、清掃活動(21.5%)などについては、比較的低い比率となっているため、親世代への教育も含めて、今後啓発していくことが必要と思われます。

(%)

野田市の環境の現状についての満足度 (上位5位)				
設 問 項 目		満足	やや満足	計
1	電車やバスの利用のしやすさ	30.2	35.7	65.9
2	公園や遊び場などの利用のしやすさ	28.0	34.8	62.8
3	事故や災害がなく安心して暮らせること	26.5	34.0	60.5
4	山や田んぼ、畑などの緑地のゆたかさ	23.4	36.0	59.4
5	商店街やまちの便利さ	23.8	34.4	58.2

(%)

野田市の環境の現状についての不満足度 (上位5位)				
設 問 項 目		不満	やや不満	計
1	山や田んぼ、畑などの緑地のゆたかさ	33.4	26.7	60.1
2	町並みやけしきのうつくしさ	22.7	10.4	33.1
3	商店街やまちの便利さ	18.2	12.2	30.4
4	鳥や魚、虫などの生き物との触れ合い	21.0	9.3	30.3
5	公園や遊び場などの利用のしやすさ	18.2	10.7	28.9

(%)

野田市が取り組むべき課題(複数回答) (上位5位)					
1	川や用水路の水の汚れをなくすこと				41.7
2	お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること				32.5
3	自動車の排気ガスや騒音などの公害をなくすこと				32.1
4	生き物のすみかを守り、鳥や虫などがすめるようにすること				31.0
5	みどりや水辺をつくり、自然と触れ合えるようにすること				30.4

（3）事業者アンケートの結果

《環境問題全般に関する意識、考え方など》

事業活動における環境への影響については、半数以上の事業所が何らかの関心を持っているものの、「影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない」（33.3%）と回答した事業者が最も多いなど、何から対応していけばよいのか判断できない様子も見られるため、環境保全に関する情報の提供が必要と思われます。

「日常の事業活動では、環境上問題となることはない」（6.8%）と回答した消極的な事業者は少なく、今後、環境に関する取組を行なう事業所が、さらに増えていくことが期待されます。

事業活動が環境に影響を与えているものとして、事業活動に伴う公害問題への責任意識は高くなっています。

環境保全の必要性から法的なルールについては、何らかの負担をすることは考えているようですが、経済的な負担にはやや消極的な傾向が見られます。

全般的には、節電やリサイクルなど、経費の削減に直結する取組については前向きな姿勢が見られますが、資源・エネルギーの循環、省資源・省エネルギーを目的としたソーラーシステムや、コジェネレーションシステム、雨水利用等、設備投資が必要なものについては、ほとんど消極的であるため、情報の提供とともに資金面についても配慮していくことが必要であると思われます。

市に対して、「都市基盤の整備」（29.9%）、「環境に関する情報提供」（13.7%）、「環境保全のための助成・融資」（13.7%）に期待しています。

公害苦情として、「騒音・振動」（54.8%）が最も多く、次いで「大気汚染」（16.1%）、「悪臭」（9.7%）などが上位を占めています。

市民に対する取り組んでほしい要望として、「リサイクルへの取組」（29.9%）が上位に挙がっています。

(%)

環境問題への関心		
1	影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない	33.3
2	情報収集や対応を研究している	24.8
3	環境対応型の製品や技術開発を行っている	16.2
4	ビジネスチャンスの1つと考えている	14.5
5	経営に影響はない	8.5

(%)

環境に関する考え方（複数回答）		
1	日常的に省エネ、省資源、廃棄物の削減等に配慮している	48.7
2	公害等に関係する法律や規則等の基準を守るよう努めている	29.1
3	環境問題は意識しているが、事業所として特別なことはしていない	14.5
4	日常の事業活動では、環境上問題となることはない	6.8

第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）

(%)

事業活動が周辺に及ぼす影響（複数回答）（上位5位）		
1	騒音・振動	29.9
2	水質汚濁	16.2
3	煙や粉じんなどの大気汚染	14.5
4	燃焼による二酸化炭素の発生	12.8
5	多量の廃棄物の排出	11.1

(%)

環境に関する苦情や意見の具体的な項目（複数回答）（上位5位）		
1	騒音・振動	54.8
2	大気汚染	16.1
3	悪臭	9.7
4	電波障害	6.5
5	水質汚濁	3.2

(%)

環境保全に対する経済的なコスト（費用等）		
1	法律で定められている義務・基準を達成するためのコストは支払う	47.9
2	利益が減少しない範囲で、環境負荷低減のためのコストは支払う	17.9
3	法律で定められた以上の努力として、地域社会や地球環境保全のための共通目標を達成するためのコストは支払う	14.5
4	利益は減少しても、社会的義務として、企業努力で可能な範囲の環境負荷低減のためのコストは積極的に支払う	13.7

(%)

野田市に期待する取組（上位5位）		
1	上下水道等の都市基盤の整備	29.9
2	環境保全に関する情報提供	13.7
3	環境保全のための助成・融資制度の確立	13.7
4	市民に対するライフスタイル改善の提案など環境学習の推進	11.1
5	工業団地など産業基盤の整備	9.4

(%)

市民に対する要望（複数回答）		
1	リサイクルへの取組（再利用容器の確実な回収など）	29.9
2	地域の環境活動に関する情報の提供	26.5
3	エコマーク商品や環境に配慮した商品の購入	19.7
4	開発行為時における住民説明会への参加と理解	3.4

第4章

環境の現状のまとめ及び 問題点・課題等の抽出



はきだし沼

第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出

第2、3章の結果を踏まえ、本市の環境の現状、問題点・課題について整理し、そこから想定される環境施策の展開方向について、自然環境、生活環境、地域環境、地球環境及び環境保全の視点からまとめると、次のようになります。

自然環境	
<p>「現状」</p> <p><u>自然環境の特徴</u> 緑に代表される野田市の豊かな自然は、市民の愛着を生み出している貴重な財産となっており、本市は森林、樹林地、田畑などの田園風景、河川や水路などの水辺空間など、豊かな自然に恵まれています。</p> <p><u>自然環境の現状</u> 最近の地目別土地面積は、ほぼ横ばいで推移しており、宅地が最も多く、次いで畑や田が続き、山林は1割未満となっています。</p> <p><u>自然環境への市民意識</u> 市民アンケート調査において、野田市に取り組んでもらいたい環境問題として、「ごみのポイ捨て防止」の次に「自然環境の保全」、「適正な土地開発への誘導」を望んでいます。</p>	
	
問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>本市の恵まれた自然を後世に引き継ぐために、市、事業者及び市民が一体となって守っていくことが必要です。</p> <p>川や水路等を含めた水辺空間など、豊かな自然を守っていくことが必要です。</p> <p>自然と調和したメリハリのある土地開発が望まれます。</p> <p>豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成が望まれます。</p> <p>良好な自然環境を維持するため、森林や緑地を整備することが必要です。</p> <p>自然との触れ合いを通じた人と自然との共生が望まれます。</p> <p>市内には湧水が確認されており、貴重な自然環境として保全していくことが必要です。</p> <p>多様な生物の生息場所となる池や沼（落堀）が開発により失われつつあります。</p>	<p>市、事業者及び市民が一体となった自然環境の保全と創出</p> <p>川や水路などの水辺空間の保全</p> <p>自然と調和したメリハリのある土地利用の促進</p> <p>豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成</p> <p>良好な環境の森林や緑地の保全と整備</p> <p>自然との触れ合いを通じた人と自然との共生の実現</p> <p>生物多様性を維持する基盤となる池や沼、湧水やこれを取りまく森林等の保全</p>

生活環境

「現状」

大気環境の現状

大気環境は、環境汚染物質の常時監視や事業所等への指導などにより全体的には改善されてきていますが、光化学オキシダントなどが環境基準を達成していない状況です。

大気汚染対策への取組

大気汚染を防止するため、常時監視及び公害測定機器の設置など、充実した監視を実施しています。

大気汚染のその他の要望

工場・事業所等の固定発生源からの大気汚染対策や自動車交通からの負荷を減らすための取組が求められています。

水環境の現状

市内の主な河川、排水路で水質調査が実施されており、全体的には改善されてきていますが、一部の河川においてBOD値などがまだ環境基準を達成していない状況です。

水質汚濁の主な原因

水質汚濁の原因の一つとして、家庭の台所などからの生活雑排水が挙げられます。

水質汚濁への市民意識

市民アンケート調査において、市民は川や水路等の水質汚濁対策を要望しています。

水質汚濁対策

公共下水道整備を推進している中で、下水道区域以外については、合併処理浄化槽の設置を進めています。

地下水汚染の現状

一部の地域において、引き続き地下水汚染が確認されています。ただし、健康被害は確認されていません。

地下水汚染への取組

揮発性有機塩素系化合物に係る地下水汚染の機構解明調査や対策が、継続して実施されています。

環境騒音の現状

市内の住宅地及び工場地域の環境騒音の実態は、ほとんどの測定地点において環境基準を達成しています。

地盤沈下の現状

地下水の揚水量は抑制され、地盤沈下は安定した状態を保っています。

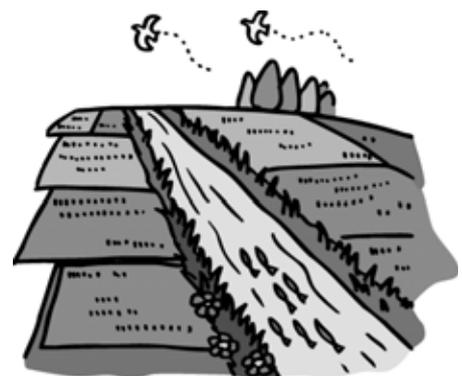
公害苦情の現状

近年の苦情件数は微減傾向になっていますが、屋外の燃焼行為などの悪臭、工場及び事業所の作業音などの苦情が残っています。





問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>光化学オキシダント発生防止などの大気汚染対策として、周辺自治体との連携を含む広域的な行動の展開が必要です。</p> <p>今後とも、継続して大気汚染の監視体制を充実していくことが必要です。</p> <p>大気質に係る工場、事業所などへの監視体制を充実することが必要です。</p> <p>自動車交通による環境負荷の低減対策や、低公害車の導入を促進することが必要です。</p> <p>水環境の継続的な監視体制を強化していくことが必要です。</p> <p>生活排水に対し、市民意識を啓発することが必要です。</p> <p>川や水路等の水質を改善し、健全な水環境・水循環の形成が望まれます。</p> <p>生活排水処理を行う公共下水道及び合併処理浄化槽の更なる普及が必要です。</p> <p>今後とも、環境騒音を継続的に監視していくことが必要です。</p> <p>今後とも、地質環境を保全するため、継続的に調査・監視していくことが必要です。</p> <p>公害苦情件数を減少させることが必要です。</p> <p>公害苦情に速やかに対応し、その対策を進めていくことが必要です。</p>	<p>大気汚染対策のための周辺自治体との連携を含む広域的行動の展開</p> <p>大気汚染監視体制の充実強化</p> <p>工場、事業所などへの監視体制の充実・強化</p> <p>自動車交通による環境負荷の低減及び低公害車の導入促進</p> <p>水環境の継続的な監視体制の強化</p> <p>生活排水に対する市民意識啓発</p> <p>川や水路等の水量や水質改善の強化</p> <p>公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>環境騒音の継続的な監視</p> <p>地質環境の保全の促進</p> <p>有害物質等による土壌や地下水への負荷の低減</p> <p>公害苦情件数の減少</p> <p>公害苦情の速やかな対応及び対策</p>



地域環境

「現状」

地域環境資源の活用

利根川、江戸川及び利根運河沿いの広大な自然環境は、生物の生息地となっているほか、市民の憩いの場やレクリエーション活動の場として利用されています。

地域環境の現状

地域に密着した触れ合いの場である総合公園やスポーツ公園があります。

地域環境資源の現状

私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、また災害の防止や国土保全の機能を持つ緑地があります。

歴史的文化遺産などの現状

本市には、歴史的な遺産が多く、国や県及び市の指定文化財が数多く残されています。

歴史的文化遺産への市民意識

市民アンケート調査において、市民は歴史的文化遺産の保存を要望しています。



問題点・課題

環境施策の展開方向

市、事業者及び市民が一体となって地域の環境資源を守っていくことが必要です。
水と緑のネットワークづくりが求められます。

自然に親しみながら多様なスポーツ、レクリエーション活動の場の整備及び設備の充実が求められます。

市民の森や都市緑地、街路樹などを整備し、緑化を推進することが望まれます。

歴史的文化遺産を保護し、次世代に継承していくことが求められています。

地域資源として地域住民への文化遺産の情報提供とその活用が求められます。

市、事業者及び市民が一体となった地域環境資源の保全
水と緑を結び付けるネットワークづくり

河川敷を利用したスポーツ、レクリエーション活動の場の整備及び設備の充実

緑地や街路樹の整備及び緑化の推進

歴史的文化遺産の保護と継承

地域住民への文化遺産の情報提供と活用



地球環境

「現状」

ごみの排出量の現状

ごみの総排出量は微減傾向となっておりますが、資源化量も微減傾向で推移しており、資源化の更なる取組が必要となっております。

市民の要望

駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの徹底について、市民の多くが要望しています。

エネルギー使用の現状

電気などの身近なエネルギーの使用量は、わずかながら増加傾向で推移しており、今後、社会経済活動の拡大などにより増加することが予想されています。

地球環境問題の市民意識

市民アンケート調査において、市民は関心のある環境問題として、地球環境問題を最上位に挙げています。



問題点・課題

事業者や市民の協力によるごみの分別収集と資源化によるごみの減量化を推進することが必要です。
 地域における美化活動を徹底することが必要です。
 環境マナーやごみ出しルールを普及啓発することが必要です。
 エネルギーの効率的な利用が望まれます。
 事業者や市民に対する省エネルギーを推進するため、意識啓発をすることが必要です。
 新エネルギーの積極的な活用が望まれます。
 地球環境問題に対する情報提供と意識啓発をすることが必要です。
 市民一人一人が日常生活を見直し、地球環境への負荷のかからない生活様式に変えていくことが必要です。
 日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制することが必要です。

環境施策の展開方向

ごみの減量化・資源化の推進
 地域の美化活動の周知徹底
 環境マナー等の普及啓発
 エネルギーの効率的な利用
 事業者や市民に対する省エネルギーの推進のための意識啓発
 新エネルギーの積極的な活用
 地球環境問題に対する情報提供と意識啓発
 生活様式の見直しによる地球環境への負荷の低減
 日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出抑制の推進



環境保全
<p>「現状」</p> <p><u>環境保全活動</u> 市、事業者及び市民が連携・協働して行う環境保全活動が求められています。</p> <p><u>環境情報</u> 環境に関する情報の提供が求められています。</p> <p><u>環境教育・環境学習の現状</u> ごみの分別や資源化、地域の環境美化などの実践的な教育が必要となっています。</p>



問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>環境教育及び環境学習の実施体制を充実させることが必要です。</p> <p>地域の環境保全活動の拠点づくりや組織づくりが必要です。</p> <p>環境情報のネットワークづくりが必要です。</p> <p>市のホームページや広報を活用した環境情報の発信が必要です。</p>	<p>環境教育及び環境学習の実施体制の充実</p> <p>地域の環境保全活動の拠点づくり、組織づくり</p> <p>環境情報のネットワークづくり</p> <p>市のホームページや広報による環境情報を発信</p>



第5章

望ましい環境像



梅郷駅前の景観

第5章 望ましい環境像

1 望ましい環境像

本市の環境基本条例に掲げた基本理念、「環境の恵みを将来に継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「人と自然との共生」、「地球環境保全への貢献」を踏まえ、望ましい環境像を次のように設定します。

「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」

本市は、三方を利根川、江戸川及び利根運河の各河川に囲まれるなど豊かな自然環境が基礎としてあり、その上で水運に恵まれるなど、伝統や歴史・文化を育んできました。現代に生きる私たちは、先人から受け継いだこの豊かな自然環境に触れ合いや憩いの場として広く活かし、その恩恵を享受しています。ここでは、人と自然との長年にわたる共生により、豊かな生態系が形成されてきました。こうした環境の状態は、バランスがとれ、都市や人を含む大きな生態系のシステムとして、健康であるといえます。

この豊かな自然を生かしたまちづくりの実現に向けて、その着実な推進を図るとともに、この環境を保全し、快適で暮らしに潤いをもたらす新たな環境を創造・育成し、その活用に努めることにより、現在及び将来の世代においても健康で恵み豊かな環境を享受し、文化的な生活ができる都市をめざします。

【豊かな自然】とは、「水」や「緑」など、野田市の特性である自然環境そのものを指します。

【健康】とは、都市や人を含む大きな生態系システム全体が、バランスのとれた環境の状態を指します。

【文化】とは、自然環境の上に築かれる伝統・歴史・文化など「人の暮らし」を指します。

豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田

2 基本方向

望ましい環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。本計画では望ましい環境像をめざし、本計画が対象とする自然環境、地域環境、地球環境、生活環境及び環境保全の五つの範囲から方向性を設定しました。特に地球環境については、地球温暖化などのグローバルな視点と資源循環などのローカルな視点にわけられることから、五つの環境範囲に資源循環を加えた六つの視点を踏まえた基本方向としました。これらを達成するため、20の施策の方向を念頭に置いて施策を展開していきます。

自然環境については、自然環境を保全していくためには市民の生活だけでなく生態系にも配慮した行動が必要であることから「自然との共生の確保」を基本方向としています。

地域環境については、地域環境を良くしていくためには、市民の身近にある公園緑地の緑や水辺、町並み景観を守り、創っていくことが重要であることから「快適な都市環境の確保」を基本方向としています。

地球環境についての一つの施策方向は、廃棄物を削減するためには資源循環を効率的に進めることが重要であることから、「資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」を基本方向としました。もう一つの施策方向は、地球温暖化などのグローバルな環境問題を解決するための行動が重要であることから「地球環境保全への貢献」としました。

生活環境については、大気や水質等の環境保全のために環境悪化の要因を出さないことが重要であることから「環境への負荷の少ない社会の実現」を基本方向としています。

環境保全については、環境保全のために市民一人一人が環境意識を向上させ取り組んでいくことが重要であることから「みんなが参加する取組」を基本方向としています。

(1) 自然との共生の確保

里山の保全と活用
自然との触れ合いの確保
生物の多様性の確保



身近にある里山などの自然は動植物の保護及び育成、快適な都市空間を創出し、ひいては人間活動に活気をもたらします。

そのため、自然との共生を確保するための取組を進めていきます。

(2) 快適な都市環境の確保

豊かな緑の確保
触れ合える水辺づくり
良好な景観の形成
歴史的文化的遺産の保護・継承



本市の誇りである水と緑、新旧の文化の豊かさなどの資源を積極的に活用し、快適な都市環境を確保するためには、快適な都市環境づくりにおけるビジョンを明確にし、様々な施策を景観の視点から総合的に進めていくことが必要です。本市には、利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた豊かな自然や趣のある歴史的資源があります。

そのため、自然、歴史、そして人が触れ合うことのできる快適な都市環境を確保するための取組を進めていきます。

(3) 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

廃棄物の減量化の推進
 資源化の推進
 不法投棄の防止
 環境マナーの普及啓発

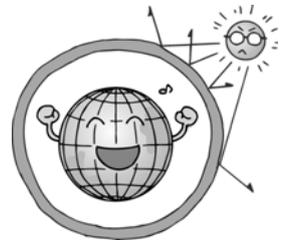


本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化、資源化など、これまでも着実に成果をあげてきました。快適で安全な「野田市」を実現するためには、これからも循環型社会を目指し、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が一体となって環境への負荷を低減していくことが必要です。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶などについては、市民の協力を得ながら環境マナーの向上を図っていくことが必要です。

そのため、資源と循環・効率化の進んだ社会を実現するための取組を進めていきます。

(4) 地球環境保全への貢献

地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
 エネルギーの効率的利用の促進



地球環境問題は、世界共通の緊急課題となっています。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取組が求められています。今日の環境問題は、身近な地域環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など、私たち人類を含めた生物の存在を脅かす規模の広がりを見せています。私たち一人一人の行動が地球環境問題に結び付いていることを認識し、日々の生活や身近な環境から問題の解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

そのため、地球環境保全に貢献するための取組を進めていきます。

(5) 環境への負荷の少ない社会の実現

大気環境の保全
 水質環境の保全
 騒音・振動・悪臭防止
 地質環境の保全



最近、豊かな経済社会の進展により、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型環境問題などが顕在化し、安全で安心して暮らせる快適で魅力的な生活環境を創造していくことが求められています。

毎日、安全で安心して暮らすことができる環境を確保するためには、さわやかな空気や清らかな水、まちの静けさなどが、基本的な条件となっています。

そのため、環境への負荷の少ない社会を実現するための取組を進めていきます。

(6) みんなが参加する取組

環境教育・環境学習の推進
環境情報の共有とネットワークづくり
環境保全活動の拠点づくり、組織づくり



良好な環境づくりを進めるに当たっては、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の全ての主体が公平な役割分担の下で、環境への配慮を心掛けていくための行動が求められています。

市民一人一人が環境保全のための知識を身に付けられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解した上で、実践していくことが必要です。

そのため、みんなが参加する取組を進めていきます。



第6章

環境施策と行動計画



座生川の水辺景観

第6章 環境施策と行動計画

環境基本計画は、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体それぞれが、お互いに連携・協力しあい、自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより実効性のあるものとなります。

ここでは、「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」を目指し、六つの基本方向を達成するため、20の施策の方向について、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取組を展開します。

環境像	基本方向	施策の方向
豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田	1 自然との共生の確保 【自然環境】	1 - 1 里山の保全と活用
		1 - 2 自然との触れ合いの確保
		1 - 3 生物の多様性の確保
	2 快適な都市環境の確保 【地域環境】	2 - 1 豊かな緑の確保
		2 - 2 触れ合える水辺づくり
		2 - 3 良好な景観の形成
		2 - 4 歴史的文化的遺産の保護・継承
	3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 【地球環境】	3 - 1 廃棄物の減量化の推進
		3 - 2 資源化の推進
		3 - 3 不法投棄の防止
		3 - 4 環境マナーの普及啓発
	4 地球環境保全への貢献 【地球環境】	4 - 1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
		4 - 2 エネルギーの効率的利用の促進
	5 環境への負荷の少ない社会の実現 【生活環境】	5 - 1 大気環境の保全
		5 - 2 水質環境の保全
		5 - 3 騒音・振動・悪臭防止
		5 - 4 地質環境の保全
	6 みんなが参加する取組 【環境保全】	6 - 1 環境教育・環境学習の推進
6 - 2 環境情報の共有とネットワークづくり		
6 - 3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり		

基本方向 1：自然との共生の確保

1 - 1 里山の保全と活用

1 - 2 自然との触れ合いの確保

1 - 3 生物の多様性の確保

山林や里山は、動植物が生息・生育する場として、生態系を維持する機能、地域全体の気温・湿度や日照、風などの微気象を調節する機能、人為活動によって排出される二酸化炭素を光合成により吸収し、酸素をつくりだす機能、自動車の走行などにより発生する粉じんや排出ガスなどの浄化機能のほか、降雨に伴う雨水流出量の調節や水源のかん養機能などの多様な機能を有しています。

最近では、農林業従事者の減少や宅地開発などにより、こうした山林や里山などが年々減少し、その環境保全機能が徐々に低下していくことが懸念されています。

市内には、郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」などがあり、市民ボランティア団体と市が協働して管理運営が行われています。また、本市を取り囲む大きな自然環境である利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川や野田市総合公園などは自然との触れ合いの場となっています。

一方、江川流域には、「国内希少野生動植物種」に指定されている猛禽類を始め、数多く貴重な生物が生息・生育しています。近年、生態系を無視した乱獲や乱開発により、生態系が乱れることが危惧されています。

里山の保全と活用や自然との触れ合いの確保の状況を把握するため、自然観察会などのイベント開催数、市と自然保護活動団体との協働事業数を環境指標とします。また、生物の多様性の確保の状況については、冬期湛水事業による再生湿地数を指標とします。

環境指標等

環境指標の項目		現在値等	将来目標値
1 - 1 里山の保全と活用	自然観察会などのイベント開催数	9回/年	12回/年
1 - 2 自然との触れ合いの確保	自然保護活動団体との協働事業数	3件	増加
1 - 3 生物の多様性の確保	冬期湛水事業による再生湿地数	1か所	7か所

自然との共生の確保を進めるための、里山の保全と活用、自然との触れ合いの確保及び生物の多様性の確保に関する取組内容を以下に示します。

具体的な取組

1 - 1 里山の保全と活用

市

事業者や市民の里山に対する意識啓発を行います。

「野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき、保全樹林地の指定など、自然環境を保全します。

「三ツ堀里山自然園」を市民ボランティア団体と協働で管理運営を行います。

民有林の借上げなど、里山の保全に協力します。

里山などを自然環境の学習・体験拠点として有効活用します。

現存する自然資源を活かして生物の生息空間、生態系を保全します。

事業者

里山の所有者（管理者）は、景観に配慮し、適切に維持管理します。

開発行為に際しては、里山などの自然環境に配慮します。

里山を保全するため、維持管理活動に協力します。

市民

自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力します。

里山を利用したイベントに参加します。

「三ツ堀里山自然園」の管理運営に協力します。

教育関係者

自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力し、環境教育の場として活用します。

里山を利用したイベントに参加します。

「三ツ堀里山自然園」の管理運営に協力します。

NPO等の市民活動団体

自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力し、市民への理解を深めます。

里山を利用したイベントなどを実施し、里山保全活動に取り組みます。

「三ツ堀里山自然園」の管理運営を実施します。



1 - 2 自然との触れ合いの確保

市

利根川、江戸川及び利根運河と、中央の杜、総合公園、スポーツ公園などの公園・緑地を自然との触れ合いの場として適切に管理します。

自然の中で行う市民講座やイベント、スポーツ、レクリエーション事業を支援します。

身近な自然環境について学べる、自然観察会や自然体験学習会を支援します。

適切な管理を行い、自然環境を保全します。

民有林の借上げなど、活動の場の確保に協力します。

事業者

河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に積極的に協力します。

自然の中で行う市民講座やイベント、スポーツ・レクリエーション事業に参加・協力します。

自然観察会や自然体験学習会などのイベントに積極的に参加・協力します。

自然環境の保全を正しく理解し、自然保護意識を高めます。

市民

河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力します。

河川、公園、緑地などを、自然との触れ合いの場として、積極的に利用します。

自然の中で行う市民講座やスポーツ、レクリエーションなどに参加します。

自然観察会や自然体験学習会などのイベントに積極的に参加し、身近な自然環境についての理解を深めます。

教育関係者

河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力し、自然との触れ合いの場を、環境教育の場として、活用します。

自然の中で行う市民講座やスポーツ、レクリエーションなどに参加します。

自然観察会や自然体験学習会などのイベントに、積極的に協力します。

身近な自然と触れ合う場合のモラルの向上に取り組みます。

学校農園などとして農地の維持管理に参加します。

NPO等の市民活動団体

河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力し、自然との触れ合いの場として、積極的に利用します。

自然の中で行う市民講座やスポーツ、レクリエーションなどを開催します。

自然観察会や自然体験学習会などのイベントを実施すること、または、積極的に参加することにより、市民の自然への理解を深めます。

1 - 3 生物の多様性の確保

市

市民や学識経験者と連携をとりながら、身近な動植物の生息・生育状況調査を定期的
に実施します。

特定外来生物について、住民への啓発を行います。

緊急的な対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。

NPO等の市民活動団体が行う自主的な取組を支援します。

鳥獣保護法や種の保存法の適正な運用により、野生動植物の保護と生息・生育環境を
保全します。

大規模開発や造成工事などの際は、生態系への影響に十分配慮するよう指導します。

野生動植物の保護や生物の多様性の保全意識を高めるため、住民への啓発を行います。

市民との協働により、多様な生物生息空間づくりを進めます。

生物の生息しやすい空間を復元するため、ビオトープを整備します。

市民の環境に関する研究の成果を積極的に活用します。

事業者

動植物の生息・生育調査に積極的に協力します。

開発などの事業活動を実施する際は、動植物の生息・生育環境に悪影響を与えない
ように配慮します。

地域で行われる動植物や生態系の保全活動に参加・協力します。

生物資源によって得られた利益の一部を生態系保全に還元します。

市民

動植物の生息・生育調査に積極的に協力します。

生き物の生息・生育環境を阻害する行為をしません。

自然観察会などに参加して、市内に生息・生育する動植物の保護意識を高めます。

外来種や園芸種、ペットなどは責任をもって管理します。

自然観察会等への参加などにより、野生動植物との関わり方についての知識を身につ
けます。

鳥獣保護法などを正しく理解し、動植物の保護に協力します。

魚や昆虫など外来種を他の地域から移入させないようにします。

教育関係者

市内の動植物の生息・生育状況に関する情報を収集し、環境学習に役立てます。

市内に生息・生育する動植物の保護意識を高める教育を実践します。

貴重な動植物の情報を市へ提供するとともに、市民への啓発に協力します。

郷土の生態系や生き物に配慮した校内緑化に取り組みます。

学校内に多様な生き物と触れ合う空間づくりに取り組みます（学校ビオトープ）。

NPO等の市民活動団体

動植物の生息・生育調査などを実施又は協力します。

市民が参加する自然観察会などを実施し、市内に生息・生育する動植物の保護意識を高めます。

市内に生息・生育する貴重な動植物の保全活動を実施し、又は参加します。

特定外来種の防除について、予防3原則（入れない・捨てない・拡げない）の普及啓発に協力します。



アオバズク



カワセミ

基本方向 2：快適な都市環境の確保

2 - 1 豊かな緑の確保

2 - 2 触れ合える水辺づくり

2 - 3 良好な景観の形成

2 - 4 歴史的文化的遺産の保護・継承

都市の緑や水辺は、市民に身近なうるおいとやすらぎを与え、二酸化炭素吸収源、レクリエーションや防災機能、大気の浄化、動植物の生息・生育空間、良好な景観の形成などの役割を担っています。

本市は、利根川、江戸川、利根運河などの水辺空間やそれを取り巻く豊かな緑に恵まれており、市民の憩いの場となっています。

また、美しい町並みは、水と緑などの自然の要素と、街路や建築物など都市の構造物とが一体的に調和して良好な景観を形成しています。

市内に存在する歴史的文化的遺産は、市のシンボルであり、市民の誇り、愛着を醸成するなど、様々な面を持っており、大変重要なものです。

これらの歴史的文化的遺産は、地域の歴史や文化を認識するために、さらには人々の心を豊かにする地域の資源として大きな役割を担っています。

このような状況を踏まえ、豊かな緑を確保するとともに、触れ合える水辺づくりや、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保護・継承に関する取組を進めていきます。

豊かな緑、触れ合える水辺が確保されている状況を把握するため、水辺広場の数を環境指標とします。また、良好な景観形成については景観基本計画の策定、歴史的文化的遺産の保護・継承については、指定文化財の件数を環境指標とします。

環境指標等

環境指標の項目		現在値等	将来目標値
2 - 2 触れ合える水辺づくり	水辺広場の数	1 か所	増加
2 - 3 良好な景観の形成	景観形成対象地区数	0 か所	景観基本計画を策定し、地区を設定
2 - 4 歴史的文化的遺産の保護・継承	指定文化財の件数	3 2 件	増加

快適な都市環境を確保するための、豊かな緑の確保、触れ合える水辺づくり、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保護・継承に関する取組内容を以下に示します。

具体的な取組

2 - 1 豊かな緑の確保

市

公共施設や道路などにおける緑化を進めます。
地域ごとに特色のある街路樹・緑道整備を進め、地域に密着した緑化を行います。
公園や河川敷などを利用した体験型イベントや学習会を支援します。
地域住民の自主管理による公園や緑地などの管理を推進します。
市民ボランティアと協力して、公共施設などの緑化推進運動を展開します。
ヒートアイランドに係る監視、調査を実施します。

事業者

工場や事業所、商店などの敷地内で花や樹木を育て、事業所内の緑化を実施します。
工場周辺に緩衝的な緑を配置し、住宅地と共存できる環境づくりをします。
開発行為等の際は、緑の保全や緑化に努めます。
緑化運動や緑の保全活動に積極的に参加・協力します。
緑地の所有者（管理者）は、緑地を適切に維持管理します。
事業所での緑化に際しては、周辺の緑地との連続性に配慮します。
工場・事業所の屋上・壁面緑化に積極的に取り組みます。

市民

生け垣や花壇、庭やベランダ、屋上などで花や樹木を育て、敷地内の緑化を実施します。
公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などに積極的に参加し、緑化への理解を深めます。
住民主導のボランティアによる公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。
市が実施する緑化推進運動に参加します。
緑のカーテン事業に取り組みます。
花壇や生け垣の水やりや道路への打ち水を実施します。

教育関係者

校内に生け垣や花壇、屋上などで花や樹木を育て、緑と触れ合う機会を充実します。
公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などに積極的に参加し、環境学習に活用します。
公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。
市が実施する緑化推進運動に参加します。

NPO等の市民活動団体

緑化運動や緑の保全活動を積極的に行い、まちの緑化に協力します。

公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などを開催し、市民の緑化への理解を深めます。

住民主導のボランティアによる、公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。

市が実施する緑化推進運動に参加します。

ヒートアイランドに係る監視、調査を実施します。



野田市総合公園



2 - 2 触れ合える水辺づくり

市

市民にとって快適な水辺空間を整備します。
市民の憩いの場として、河川敷や水路敷の活用を推進します。
市民が安心して利用できるスポーツ、レクリエーションの場として、水辺を多目的に利用できるような空間づくりを進めます。
水と緑を連続してつなぐネットワークづくりなど、水と緑に触れ合える機会を創出します。
水辺を活用した各種イベントの開催や河川愛護意識の醸成、河川浄化運動等を進めます。
魚や昆虫、水鳥などが生息できるような水域や水辺の保全・再生に努めます。
三市（柏、野田、流山）の連携による利根運河の継続的な導水による水質、水量の改善を進めるとともに、周辺の水辺や緑地の保全・再生に努めます。
水田などの用水路を環境に配慮して整備します（水田・用水路の整備と保全）。

事業者

事業計画に当たっては、快適な水辺環境の実現と自然保護に配慮しながら、地域特性に応じた水辺空間を創出します。
河川愛護意識の醸成や啓発活動、美化運動に積極的に参加・協力します。
工場・事業所等からの排水の水質向上に努めます。

市民

水辺を利用したレクリエーション活動などにより、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。
河川や水路の清掃や草刈りなどに参加し、水辺の美化活動に協力します。
水辺を利用する際には、ごみや空き缶などは持ち帰り、汚さないよう心掛けます。
家庭からの生活排水の水質向上に努めます。

教育関係者

水辺の生物観察や、水辺を利用したレクリエーション活動を実施し、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。

NPO等の市民活動団体

水辺を利用したレクリエーション活動に取り組み、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。
河川や水路の清掃や草刈りなどに参加し、水辺の美化活動に協力します。
水辺づくりの知識やノウハウを提供します。
先進的な水辺づくりを研究し、情報を発信します。
水辺の定期的な監視を実践します。

2 - 3 良好な景観の形成

市

市民・事業者へ都市の緑や景観、美観などについて、意識啓発を行います。
 事業者や市民が行う公共の場所の清掃や美化活動を支援します。
 各家庭で植栽する植物や樹木などが、道路や隣地に影響が出ないように意識啓発を行います。
 無秩序な開発による環境の破壊を防止するため、条例などにより必要な指導を行います。
 多様な自然・地形などの自然景観と調和した、良好な景観の形成を進めます。
 歴史、文化、産業を活かした、良好な景観の形成を進めます。
 道路、駅前などを整備し、利便性と安全性の高い良好なまちづくりを進めます。
 まちづくりと合わせた新たな景観の形成を進めます。
 市街地の整備に際しては、計画的な指導、調整を行い、良好な景観を形成します。
 美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、良好な都市景観に配慮します。
 郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などを保全し、その活用を推進します。

事業者

敷地周辺を緑化し、良好な景観の形成に協力します。
 施設整備や屋外広告物の設置に際しては、周辺景観との調和に配慮します。
 公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。
 開発行為等の際は、周辺の自然景観や地域資源に配慮します。
 敷地周辺を緑化し、自然を取り入れた良好な都市景観の創出に協力します。
 空き地を適正に管理します。
 建築物を建設する際は、計画段階から建築物の色彩・形状などと、周辺の景観との調和を図るよう努めます。



小船橋水辺公園

市 民

生け垣などで敷地内を緑化し、良好な景観の形成に協力します。
各家庭で植栽する植物や樹木などが、道路や隣地に影響が出ないように適切に管理します。

家屋の建築や増改築に際しては、周辺環境との調和に配慮します。

所有する土地を適切に管理します。

公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。

景観形成に関する活動に参加し、理解と実践に努めます。

郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などの保全に協力します。

教育関係者

校内を緑化し、良好な景観の形成に協力します。

校内敷地を適切に管理します。

公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。

NPO等の市民活動団体

市が行う良好な景観の形成に協力します。

公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。

都市景観や地域づくりに関する研究を推進します。

町並み等の景観保全活動を推進します。



2 - 4 歴史的文化的遺産の保護・継承

市

市内に点在する歴史的文化的遺産を適切に保護・保全します。
 地域の歴史的文化的遺産に関する保護意識を啓発します。
 文化財などの所有者・管理者に対し、保存措置や修理を支援します。
 文化財の調査研究を進めます。
 地域の歴史的文化的資源などと、これらを取り巻く自然環境の適切な保全と活用を進めます。
 地域の自然や歴史・文化との触れ合いの場を提供します。
 名所旧跡は、地域の重要資源として保全し、活用します。
 地域の歴史を研究し、記録を進めます。

事業者

事業活動に際しては、地域や市内に点在する歴史的文化的遺産の保護・保全に配慮します。
 土地利用や事業の実施に当たっては、文化財などの保護・保全に配慮します。

市民

歴史的文化的遺産への理解を深め、その保護・保全に協力します。
 地域の自然や歴史・文化との触れ合い方を学習します。

教育関係者

歴史的文化的遺産への理解を深め、その保護・保全に協力します。
 地域の歴史や文化遺産への理解について、学びの場を提供します。

NPO等の市民活動団体

歴史的文化的遺産への理解を深め、その保護・保全に協力します。
 地域の歴史的遺産の発掘や保全活動を実施します。



関宿城博物館



山崎貝塚

基本方向 3 : 資源の循環・効率化 の進んだ社会の実現

- 3 - 1 廃棄物の減量化の推進
- 3 - 2 資源化の推進
- 3 - 3 不法投棄の防止
- 3 - 4 環境マナーの普及啓発

これまでの大量生産や大量消費型の経済社会活動を改めるため、リサイクルや資源の有効利用に向けてさらなる取組が行われています。ごみ処理に関しては、事業者、市民とも関心が高く、本市ではごみ処理に関する取組を充実させています。

これからは、資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが必要となっています。

一方、市内の道路や公園、山林などには、不法投棄されたごみや空き缶などが捨てられているため、廃棄物のルールやマナーをより一層遵守するとともに、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の団体が相互に連携して、不法投棄の監視を強化していくことも必要です。このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、不法投棄の防止、環境マナーの普及啓発に関する取組を進めていきます。

廃棄物の減量化、資源化の推進の状況については、ごみの総排出量や資源化率を環境指標とします。また、不法投棄の防止については、ごみの不法投棄指導件数、環境マナーの普及啓発については環境美化運動参加人数を環境指標とします。

環境指標等

環境指標の項目		現在値	将来目標値等
3 - 1 廃棄物の減量化の推進	市民一人1日当たりのごみ排出量	648.96 g / 人・日	減少
3 - 2 資源化の推進	ごみの資源化率	24.12%	増加
3 - 3 不法投棄の防止	ごみの不法投棄指導件数	45件	減少
3 - 4 環境マナーの普及啓発	環境美化運動参加人数	24,689人	増加

資源の循環・効率化の進んだ社会を実現するための、資源循環・廃棄物に関する取組内容を以下に示します。

具体的な取組

3 - 1 廃棄物の減量化の推進

市

排出抑制の動機付けを高めるとともに、排出者相互の公平が確保される方策である指定ごみ袋制度のさらなる推進を図ります。

全世帯に配布しているごみの出し方のルールブックや市報・市ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについて周知徹底します。

現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しや、市民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動を行います。

家庭用生ごみ堆肥化装置の導入に当たり助成します。

マイバッグ運動を推進し、レジ袋使用の削減を促進します。

回覧板や広報、ポスターなどを使用して、ごみの分別方法や指定袋の使用、収集日など、ごみの回収方法を周知徹底します。

ごみ処理施設の見学会などを開催し、ごみの減量化に関する意識啓発を行います。

ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切なアドバイスをします。

リサイクル製品を推奨します。

事業者と連携したごみ減量化や資源化の取組を強化します。

環境への負荷の少ない生分解性農業用プラスチック資材等の利用を促進します。

事業者

マイバッグの持参を消費者に呼び掛けます。

梱包、包装の簡素化を進め、ごみが出にくいようにします。

飲食店では生ごみを減らす調理方法や調理量などを工夫します。

容器包装の簡素化・詰め替え製品・製品のばら売り・量り売り・洗って繰り返し使用できるリターナブルびんの使用など、なるべくごみが発生しない製品の開発や販売を検討し、実践します。

買物袋持参デーや買物袋持参者へのサービス供与など、マイバッグ持参運動に取り組みます。

商店街やスーパーでは、簡易包装の実践や資源の回収を実施します。

社内ネットワークの利用や両面印刷、両面コピーを心がけ、紙の使用量を削減します。

3R（発生抑制、再使用、再生使用）を推進し、廃棄物を適正に処理します。

使用済封筒やコピー用紙の裏面などを利用し、ごみの発生抑制に努めます。

環境への負荷の少ない資機材の利用を実践します。

市が定める一定規模以上の事業所にあっては、廃棄物管理責任者を設置するとともに、事業系一般廃棄物減量化計画書を提出します。

ごみ減量協力店制度に登録し、ごみの減量化に努めます。

市 民

指定ごみ袋を利用するとともに、ごみの出し方のルール遵守を徹底します。

買物の際にはマイバックを持参し、使い捨て商品や過剰包装のものは買わないようにし、詰め替え容器のものを選びます。

食事を作る際は、食材を使い切るなど、食べ物を残してごみとしないようにします。物を大切にし、まだ使える日用品や家具、電気製品などは修理して使うなど、ごみとして出さないようにします。

3R運動（発生抑制、再使用、再生使用）に協力します。

ごみ減量や分別の推進に協力します。

不用品交換活動などに参加します。

資源化やリサイクル可能な商品を優先的に購入します。

市民一人一人が、ごみの減量を図り、資源を有効に循環するまちづくりに協力します。

エコマークなどの環境ラベルを参考に、環境にやさしい商品を選んで購入します。

生ごみは水をよく切って出します。

修理や交換などにより、物を長く使います。

家庭用生ごみ堆肥化装置の導入を積極的に行い、厨芥類の減量化に努めます。

教育関係者

買物の際にはマイバックを持参し、使い捨て商品や過剰包装のものは買わないように、指導します。

給食を作る際は、食材を使い切るなど、食べ物を残してごみとしないようにします。

まだ使える日用品や家具、電気製品などは修理して使うなど、ごみとして出さないように、指導します。

ごみによる環境問題を学ぶ機会を設けます。

不用品交換活動などに参加します。

校内のごみ減量活動を実践します。

NPO等の市民活動団体

マイバック運動などの普及啓発活動を実施し、市民のライフスタイルの変革に向けた先導的な取組を実践します。

市、事業者などと連携し、廃棄物の減量化に向けた取組を実践します。

フリーマーケット等を企画・開催します。

ごみ減量化施策の先進事例を調査し、情報発信します。



3 - 2 資源化の推進

市

資源物の集団資源回収の活動の推進を図るとともに、資源回収団体への助成金を交付し、地域の資源リサイクル活動を支援します。

剪定枝、落ち葉・草を無料回収し、良質な堆肥を生産することにより、環境保全型農業を推進します。

資源として再利用できるものを出す機会を増やすため、ごみ減量協力店として市内の小売店の協力を推進します。

各種リサイクル法に基づいた資源リサイクルの助言・指導を行います。

グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。

ごみの3R（発生抑制、再使用、再生使用）意識の普及啓発を行います。

再利用・資源化された製品を購入します。

スーパーや商店街などの事業者と連携した資源回収システムを拡充します。

市民・事業者と協働して、ごみの分別及び資源化事業を拡充します。

リサイクル展示場の設置など、資源を有効に利用するための仕組みを整備します。

剪定枝やもみ殻の堆肥化を進めます。

事業者

事業活動に伴って発生する資源物の回収・再資源化ルートの構築に努めます。

企業環境レポートなどにより再資源化などの取組を公表します。

容器、家電、食品、建設、自動車リサイクル法など、各種リサイクル法を遵守します。

マニフェスト制度に従い、産業廃棄物の最終処分まで責任を持って管理します。

効率的な資源回収を行い、廃棄物ゼロ社会を目指します。

資材へのリサイクル製品の導入に努めます。

使用済ダンボール箱を再資源化します。

使用済製品の回収体制の整備を進め、部品の再利用を促進します。

建設廃材や残土のリサイクル・減量化に努めます。

自動販売機には回収容器を設置します。

農業用廃プラスチックをリサイクル又は適正に処理します。

ごみ減量店協力制度に登録し、リサイクルの推進を図ります。



市 民

集団資源回収におけるルールを遵守し、積極的に参加・協力します。
フリーマーケットやバザーを積極的に活用し、地域の活動に協力します。
再生紙などの再生製品、エコマーク商品及びグリーンマーク商品などの環境負荷の少ない製品や繰り返し使用できるリターナブルびんを積極的に利用します。
詰め替え商品やリターナブル商品を選択します。
暮らしにおけるグリーンコンシューマーの知識・意識を広げます。
家庭用生ごみ堆肥化装置等により生ごみの堆肥化や減量化を図ります。
ごみの分別を徹底し、再資源化を進めます。
再利用・再資源化に関する情報を積極的に利用します。
空き缶、ペットボトル、牛乳パック、発泡トレイなど、小売店で行っている分別回収に協力します。
資源化やリサイクル可能な商品を優先的に購入します。

教育関係者

資源物の集団回収に積極的に協力します。
学校給食で残った残菜を堆肥化し、学校花壇に利用するなどの環境教育を実施します。
製造物のライフサイクルについて、適切な知識を教育します。
清掃工場の見学などを通し、ごみ問題について考える機会を提供します。

NPO等の市民活動団体

フリーマーケットやバザーなどを地域に拡げます。
再生紙などの再生製品、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境への負荷の少ない製品や、ビールびんのような繰り返し使用できるリターナルびんの積極的な利用を呼び掛けます。
空き缶や紙パックなど資源として再び利用できるものは、分別して資源として出すよう呼び掛けます。
暮らしにおけるグリーンコンシューマーの知識・意識を広げます。
ごみの細分別化に関する先進事例を収集し、情報発信します。



3 - 3 不法投棄の防止

市

廃棄物減量等推進員の協力によるパトロールや委託業者による巡回を実施します。
 住民からの不法投棄についての連絡窓口として24時間電話通報窓口を設置し、迅速な対応を図ります。
 下草刈りや防護柵の設置など、関係地権者へ土地管理の強化について要請を行います。
 不法投棄防止看板の無料配布を行います。
 不法投棄が多発している市内各所に監視カメラを設置し、不法投棄の防止に努めます。
 民有地の雑草、枯草等の管理を指導します。
 県と連携し、不法投棄行為者を指導します。
 広報紙などで不法投棄や屋外焼却防止を啓発します。
 使用済家電製品の適正な処理を促進します。

事業者

所有している土地や事業所周辺地などの管理を徹底します。
 廃棄物の不法投棄等があった場合、市や関係機関へ通報します。
 産業廃棄物は、マニフェスト制度などを活用して、最終処分まで責任を持って確認し、適正な処理、処分を推進します。
 不法投棄パトロールの強化や通報など、監視、連絡体制に協力します。
 事業所及びその周辺地において空き缶などの散乱を防止し、清掃活動を進めます。
 廃棄物の適正処理に心掛け、不法投棄や屋外焼却は行いません。
 容器包装リサイクル法など関係法令を遵守します。
 休耕田や空き地などは適切に管理します。

市民

ごみを排出する際は、地域で決められたルールを守ります。
 土地所有者として、所有地を適切に管理し、不法投棄されない環境をつくります。
 地域ぐるみで不法投棄の監視を強化します。
 廃棄物の不法投棄等があった場合、市や関係機関へ通報します。
 ごみ集積場所を清潔に保ちます。
 所有地にごみを放置しません。
 所有地を不法廃棄物処理業者に貸与しません。
 家の周りの空き缶やタバコの散乱を防止し、きれいにします。
 地域の一斉清掃活動に参加します。
 家電4品目、自動車などのリサイクル法を遵守し、適切な処理に努めます。

教育関係者

ごみを排出する際は、地域で決められたルールを守ります。
 地域ぐるみで不法投棄の監視に協力します。
 不法投棄の問題について学ぶ機会を提供します。

NPO等の市民活動団体

不法投棄パトロールの強化や通報など、監視、連絡体制に協力します。

3 - 4 環境マナーの普及啓発

市

市民の協力により、地域の環境美化運動を進めます。
イベントの開催などを通じて、まちの美化に関する環境マナーの意識啓発を進めます。
市民、事業者が行う公共の場所の清掃や環境美化活動を支援します。
タバコや空き缶等のポイ捨ての取締りを強化します。
散歩中のペットの糞の適正処理や、販売所のごみ箱設置など、環境マナーについて指導、啓発を進めます。
清掃活動や環境ボランティア活動などを通じて、環境のモラル、マナーの指導と啓発を進めます。
自治会や事業所・商店街等での一斉清掃・クリーン作戦との連携を強めます。
犬の飼い主のマナー向上を呼び掛け、“糞害”を防止します。
ごみ排出モラルを向上します(市民への分別指導の徹底、事業者への排出指導の徹底)。

事業者

地域の環境美化運動に協力します。
まちの美化に関するイベントなどの企画や協賛をします。
事業所及びその周辺地や公共の場所において、空き缶などの散乱防止及び清掃活動を実施します。
地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加し、従業員の環境マナーの意識を高めます。
自動販売機では、回収容器を設置し、適正な管理を行います。

市民

みだりに吸い殻や空き缶、その他のごみを捨てません。
ペットの糞は、適正に処理します。
地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加し、環境マナーの意識を高めます。
公園を汚しません。
ポイ捨てせず、外出時のごみは持ち帰ります。
ごみの屋外焼却を行いません。
家や庭先の清掃・ごみ拾い・除草等を行います。

教育関係者

地域の一斉清掃や環境美化運動に参加します。
校庭や通学路の清掃・ごみ拾い・除草等を行います。
環境マナーについて学ぶ機会を提供します。

NPO等の市民活動団体

地域の環境美化運動を率先的に進めます。
地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加します。



ゴミゼロ運動



ゴミゼロ運動

基本方向 4 : 地球環境保全への貢献

4 - 1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策

4 - 2 エネルギーの効率的利用の促進

近年、地球温暖化を始めとした地球環境の問題が顕在化しており、人類の生存環境をも脅かすほどのかつてない危機に直面しているといわれています。我が国は、京都議定書で、1990年比で温室効果ガス排出量を6%削減することを国際的に約束しています。地球環境問題を解決するためには、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が協働して、地域レベルで取り組んでいく必要があります。また、特定フロンについては、生産が全廃になっており、フロン廃棄の際には、回収する必要があります。また、エネルギー消費過程で発生する二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす要因となっています。今後、電気やガソリンなどのエネルギー使用量を削減し、地球環境への負荷の少ない生活様式に変えていくことが必要となっています。こうした状況を踏まえて、地球温暖化の防止やオゾン層保護のためのフロン対策及びエネルギーの効率的利用の促進など、地球環境保全に貢献する取組を進めていきます。

地球温暖化防止、オゾン層保護のためのフロン対策の状況については、エコアクション21登録事業者数、市の事業に伴う二酸化炭素排出量を指標とします。また、エネルギーの効率的利用の促進状況は低燃費・低公害車保有台数を環境指標とします。

環境指標等

環境指標の項目		現在値	将来目標値等
4 - 1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	エコアクション21登録事業者数	4社	増加
	市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減()		
	本庁舎	1,215.7t-CO2	10.8%削減
	清掃工場	9,050.8t-CO2	21.3%削減
	関宿クリーンセンター	6,006.7t-CO2	平成26年7月稼働停止予定
	その他の施設	13,841.2t-CO2	3.3%削減
4 - 2 エネルギーの効率的利用の促進	公用車中の低燃費・低公害車保有台数	15台	増加

() この項目については、「野田市地球温暖化実行計画」に示す、基準年における排出量及び削減目標を環境指標とします。

地球環境保全への貢献を進めるために、地球温暖化の防止等やエネルギーの効率的利用の促進に関する取組内容を以下に示します。

具体的な取組

4 - 1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策

市

地球温暖化対策実行計画に基づき、自ら率先して省エネルギーを実行し、エコオフィス化を進めます。

地球環境保全に向けて各主体の意識の高揚と、関係機関との連携を図り、率先して行動します。

地球環境問題に関する動向を把握し、その情報提供や市民の意識啓発を行います。環境家計簿の普及などにより省エネルギー意識を啓発し、温室効果ガスの排出を抑制します。

地球温暖化防止への事業者や市民の自主的な取組に対する支援・助成を検討します。エコアクション2.1など、企業における環境マネジメントシステムの導入を促進します。

公共交通機関の利用促進を積極的に進め、二酸化炭素の排出を抑制します。

オゾン層保護やフロン使用・回収の重要性について意識啓発を行います。

低公害車の導入を促進するとともに、市民・事業者への低公害車導入を指導・助言します。

職員の庁内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、できる事を一つ一つ実践します。

地球環境問題への関心と理解を醸成します。

事業者

社内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、対策を実践していきます。

事業活動における温室効果ガスの発生を抑制します。

フロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品の開発・生産を行い、また、購入・使用します。

通勤時の公共交通機関の利用や相乗り通勤などを励行します。

車両輸送の効率化を図ります。

来客用の駐輪場を設置します。

環境マネジメントシステムの導入を検討します。

地球環境問題に関するイベントや団体、活動などに積極的に参加・協力します。

フロンを使用している製品は、適切に処理します。

市 民

講演会などを通じて、地球環境問題への認識を深め、生活習慣を見直して地球に優しいライフスタイルを実践します。

地球温暖化に関する認識を深め、温室効果ガスの発生を抑制します。

二酸化炭素の排出量が少ない製品を積極的に購入します。

住宅における省エネ設備の積極的な導入を図ります。

フロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品を購入・使用します。

環境家計簿などを活用して、温室効果ガスの排出を抑制します。

自動車の利用を控え、積極的に公共交通機関や自転車を利用します。

地球環境問題に関するイベントや団体、活動に積極的に参加・協力します。

冷蔵庫、エアコン、カーエアコンの廃棄は、フロン回収対策を確実にを行う業者に引取りを依頼します。

教育関係者

児童、生徒及び学生に対し、地球温暖化に関する環境教育を行います。

学校敷地内における省エネルギーの取組を行います。

自然エネルギーについて学ぶ機会を提供します。

NPO等の市民活動団体

メンバー各自の生活や団体の事業活動の中で、率先して温室効果ガスの削減に取り組みます。

多様な交流を通じて、地球温暖化防止に関する情報を集め、市民に周知します。

団体の持つ知識を活かし、市や事業者、市民の取組を外から評価するとともに、温室効果ガスの削減に関する具体的な手法の提案を行います。

オゾン層保護など地球環境保全に関する意識啓発に取り組みます。



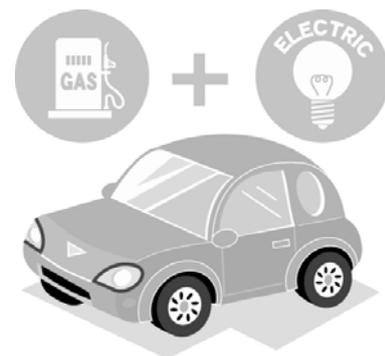
4 - 2 エネルギーの効率的利用の促進

市

エネルギーの効率的な利用に関する情報提供と意識啓発を進めます。
 エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設での省エネルギー対策を進めます。
 省エネルギーや省エネルギー機器に関する情報提供と意識啓発を進めます。
 公用車の低公害車、低燃費車などへの買替えを進めます。
 省資源・省エネルギー型製品、エコマーク商品、グリーン購入を推進します。
 公共施設、民間施設の雨水利用を推進します。
 農地や緑地などの保水機能の確保や透水性舗装などを実施し、雨水の地下浸透を進めるとともに、雨水の貯留施設を設け雨水の有効活用を検討します。
 庁舎等公共施設のエネルギー利用状況を把握し、公表します。
 環境家計簿を各世帯に配布します。

事業者

エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
 省エネルギー型の設備や事務機器を購入します。
 省エネ診断事業などを活用し、徹底した省エネ活動に取り組みます。
 電気、ガス、ガソリン等の燃料使用量を節減します。
 部品の調達、製造、物流、使用、廃棄のあらゆる段階で環境負荷を低減する活動を行います。
 営業車の低公害車、低燃費車などへの買替えを検討します。
 節水に取り組みます。
 環境マネジメントシステムなどを活用し、管理責任者や削減計画を定めるなど、事業所のエネルギー利用状況を把握するとともに、計画的な節電等に取り組みます。
 省エネ型機器を積極的に販売します。
 適正な温度で冷暖房を使用します。
 省エネ型事務機器を積極的に導入します。
 事業活動でのエネルギーの利用効率の改善を図ります。
 雨水の有効活用や、雨水の地下浸透に努めます。



市 民

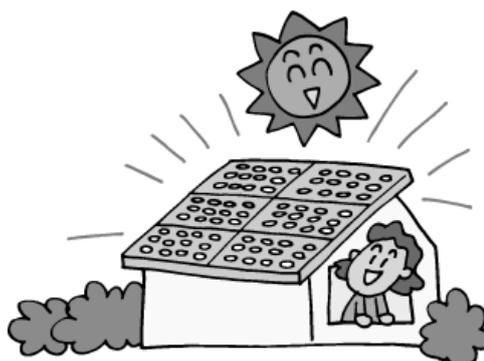
エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
エネルギー効率のよいエコ製品を選び、省エネルギー型家電製品を購入します。
電気、ガス、ガソリン等の燃料使用量を節減します。
低公害車、低燃費車などへの買替えを検討します。
燃費をよくするエコドライブを心掛けます。
新エネルギーに関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
適正な温度で冷暖房を使用します。
省エネ型住宅づくりを行います。
住宅に太陽光発電、ソーラーシステム等の省エネ技術の導入を検討します。

教育関係者

エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、環境学習に活用します。
学校施設内における電気、ガス、ガソリン等の燃料使用量を節減します。

NPO等の市民活動団体

エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を市民に伝えます。
自然エネルギーの活用に関する情報を収集し、その利用の可能性を広く発信します。



基本方向 5 : 環境への負荷の少ない 社会の実現

- 5 - 1 大気環境の保全
- 5 - 2 水質環境の保全
- 5 - 3 騒音・振動・悪臭防止
- 5 - 4 地質環境の保全

大気環境は、環境汚染防止の技術進歩により大きく改善されましたが、現在では、自動車等の利用増加による二酸化窒素や浮遊粒子状物質の増加が問題となっています。

水質環境は、近年の公共下水道等の普及により、河川や排水路の水質が改善されてきておりますが、河川の水質汚濁の要因の一つとして生活雑排水が挙げられています。

騒音・振動などの発生源は工場・事業所、建設作業場、自動車を始めとする様々な交通機関等が主な要因となっています。また、近年では家庭生活からの騒音・振動に対する苦情も増えています。

地下水汚染は、目に触れることの少ない地下で進行し、一旦汚染が発生すると汚染状況の把握、汚染原因の究明や汚染除去対策が困難なことから、汚染を未然に防止することが重要です。地下水は、市民の貴重な資源であることから、汚染の状況を監視していくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえて、大気環境の保全、水質環境の保全、騒音・振動・悪臭防止、地質環境の保全に関する取組を進めていきます。

大気環境・水質環境の保全については、各種環境基準値等を環境指標とします。また、地質環境の保全状況については、有機塩素系化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を環境指標とします。

環境指標等

環境指標の項目		現在値	将来目標値等
5 - 1 大気環境の保全	硫黄酸化物（野田）	0.004ppm	環境基準達成
	窒素酸化物（野田）	0.034ppm	環境基準達成
	窒素酸化物（桐ヶ作）	0.031ppm	環境基準達成
	浮遊粒子状物質（野田）	0.065mg/m ³	環境基準達成
	浮遊粒子状物質（桐ヶ作）	0.086mg/m ³	環境基準達成
	光化学オキシダント		
	野田 環境基準を超えた日数	92日	減少
	野田 環境基準を超えた時間数	471時間	減少
	桐ヶ作 環境基準を超えた日数	97日	減少
	桐ヶ作 環境基準を超えた時間数	462時間	減少
5 - 2 水質環境の保全	河川におけるBOD75%値		
	利根川	1.2mg/l	環境基準達成
	江戸川	1.5mg/l	環境基準達成
	利根運河	7.5mg/l	環境基準達成
	公共下水道普及率	55.21%	増加
	地盤沈下の発生状況	0km ²	現状維持
5 - 3 地質環境の保全	有機塩素系化合物（検出率）	0%	現状維持
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（検出率）	34.3%	減少

環境への負荷の少ない社会を実現するための、大気環境・水質環境の保全、騒音・振動・悪臭防止、地質環境の保全に関する取組内容を以下に示します。

具体的な取組

5 - 1 大気環境の保全

市

公用車を運転する際は、アイドリングストップやエコドライブを実践します。

エコドライブの実践を呼び掛けます。

光化学スモッグ注意報等の情報を、住民や学校等へ周知し、健康被害を防止します。

大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、公表します。

大気汚染物質を排出する工場などに対し、監視、指導、啓発を行います。

大気汚染防止の情報提供や啓発を行います。

ばい煙などに関する規制基準を周知します。

鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上を検討します。

低燃費車・低公害車の導入を率先して行い、事業者、市民へ情報の提供を行います。

構造基準を満足しない焼却炉の使用禁止や屋外焼却防止の指導体制を強化します。

揮発性有機化合物などの排出抑制を指導します。

事業者

法律や条令に基づく届出を行い、ばい煙などの規制基準や大気汚染物質の排出基準を遵守します。

光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物の排出削減に自主的に取り組みます。

事業活動に伴う排出ガス等の状況を定期的に測定し、把握します。

自動車や建設機械の排出ガスを適正に管理します。

事業活動に伴う自動車の購入、使用の際は、低燃費車・低公害車を選定します。

屋外焼却行為や不適正な焼却炉等でのごみ処理を行いません。

自動車の利用をできるだけ控えるとともに、エコドライブを実践します。

「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」による運行規制や燃料規制を遵守します。

ディーゼル車の排ガス規制基準を守り、不適合車両の転換やDPF（ディーゼル微粒子捕集フィルター）等の設置を推進します。

自動車は経済速度で運転し、不要な積荷を積みません。

ディーゼル車には不純物のない適正な燃料を使用します。

事業用車両の安全な運行、不整備車両の運行停止などに協力します。

事業者は共同輸送などの物流の効率化を進め、自動車の適正な管理を行います。

工場などにおける有害化学物質の適正使用と適正処理を進めます。

廃棄物処理施設の適正な管理を行い、排出を抑制します。

周辺環境に配慮して駐車場や荷下ろし場などを配置します。

事業活動に伴う排出ガスの性状や有害物質の使用・排出量等の環境情報を公表します。

市民

駐・停車時のアイドリングストップを実践し、エコドライブを心掛けます。

自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用又は徒歩にします。

自動車の購入、使用の際は、低燃費車・低公害車を購入・使用します。

焼却炉を使用せず、また、屋外焼却行為は行いません。

教育関係者

大気環境の調査に参加します。

大気環境に関する正しい知識を学ぶ機会を提供します。

NPO等の市民活動団体

駐・停車時のアイドリングストップや、急発進や空ぶかしはやめるなど、エコドライブの実践を呼び掛けます。

自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用又は徒歩による移動を呼び掛けます。

事業者の大気環境保全の取組に関する監視を行います。

大気環境にかかる自主的な測定を実施します。

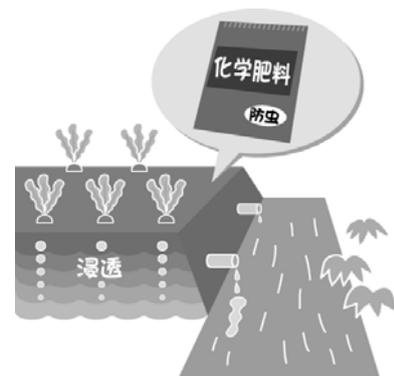
5 - 2 水質環境の保全

市

工場や事業所などの排水に対し、監視体制を強化します。
工場や事業所に対し、定期的な立入りを実施し、排水の適正な処理を指導します。
農薬や化学肥料の適正使用や適正処理を指導します。
河川や排水路などの美化活動を支援します。
パンフレット等により家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理の普及啓発を行います。
下水道整備区域では、下水道を普及促進し、接続を指導します。
下水道整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を普及促進します。
公共用水域における水質調査・監視体制を充実し、モニタリング結果を公表します。
排水などに関する規制基準を周知・普及します。
排水路等の定期的な監視や管理を推進します。
良好な水環境と健全な水循環を確保します。

事業者

「水質汚濁防止法」等、法律や条例に基づく届出を行い、規制基準を遵守します。
事業活動に伴い発生する排水は適正に処理し、排水基準を遵守します。
有害物質等の取扱いに留意し、使用量の記録などを通じ、適切に管理します。
河川や排水路などの清掃・美化活動に参加・協力します。
農薬等が環境へ及ぼす影響について理解を深め、農薬等の適正な使用に努めます。
定期的な排水等のモニタリングの実施や排水設備の適正な維持管理を行います。
事業活動に伴う水質の環境情報を公表します。
オイルトラップなど汚濁物質の流出防止施設を設置します。
過剰な施肥や農薬散布による汚濁水の流出を防止します。
建設業では、泥水などを適切に処理し、汚濁水を排水しないようにします。



市 民

家庭でできる生活排水対策を実行し、水質改善対策に協力します。
河川や排水路などの清掃・美化活動に参加します。
工場や事業所などからの排水状況について、日頃から関心を持ちます。
下水道整備区域の家庭は、積極的に下水道へ接続します。
下水道整備区域以外の区域の家庭は、合併処理浄化槽を設置します。
ごみや油、危険な薬品などを排水に流しません。
浄化槽を適正に維持管理します。
身近な排水路や小河川で水質や水辺の生き物の生息状況を調べます。
宅地に雨水浸透枳を設置し、適正に管理します。
油の流出などによる川や水路の汚れなどを市へ通報します。

教育関係者

河川や排水路の美化などの環境保全活動に参加します。
水の汚れ・浄化の仕組みや水辺の自然などを学習する機会を設けます。
健全な水循環について学習する機会を提供します。
水質調査や水辺の観察会等に参加します。

NPO等の市民活動団体

河川や排水路の美化などの環境保全活動を実施します。
身近な排水路や小河川で水質や水辺の生き物の生息状況を調べます。
河川等の監視活動を実践します。
湧水調査を実施し、湧水保全活動を行います。
地下水かん養域にある里山等の保全を実践します。



5 - 3 騒音・振動・悪臭防止

市

「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、指定地域内における事業者の監視・指導を強化します。

関係機関との連携のもと、騒音や振動の調査や事業所への立入検査を実施します。

公共工事では周辺環境への影響を低減するよう配慮します。

自動車交通騒音を測定し、必要に応じ県公安委員会に対し措置をとることを要請します。

道路体系の整備、道路構造の改善や交通規制に関して近隣自治体や関係機関と協議します。

近隣騒音防止や営業騒音防止に関する指導、啓発を実施します。

エアコンやピアノ、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう、呼びかけます。身近な悪臭に関する意識啓発を行います。

悪臭が発生するおそれがある施設等に対して、悪臭防止のための指導・啓発を行います。屋外焼却行為や廃棄物不法投棄のパトロールを強化します。

「野田市環境保全条例」により地域の特性を考慮した規制を行います。

騒音や振動の状況を把握するため、必要に応じ測定器の貸出しを実施します。

事業者

「騒音規制法」等の規制基準を遵守し、事業活動から発生する騒音や振動を抑制します。建設工事では、周辺隣地に配慮し、低騒音・低振動型の機械の使用や遮音壁など防音施設を設置します。

宣伝活動や重機作業等は、時間や場所、音量などに配慮します。

市の行う騒音・振動調査に協力します。

運送車両について、積載量や走行速度に関する規制を遵守し、アイドリングストップを励行します。

車両等の不正改造や不正改造車への給油などは断ります。

事業活動に伴い発生する悪臭については、周辺地域に影響を及ぼさないよう対策を講じます。

悪臭に関する規制基準を遵守します。

産業廃棄物の屋外焼却は行わず、適正処理、再資源化に努めます。

畜産農業に起因する悪臭を防止するため、家畜排泄物は適正に処理します。

施肥に伴う悪臭の発生は、覆土などにより抑制します。

市 民

エアコンやピアノ、ペットの鳴き声などの音が、近隣への迷惑な騒音とならないように配慮します。

車の急発進や急加速、夜間のエンジン音などの騒音に配慮します。

工場や事業所からの騒音や振動について、日頃から関心を持ちます。

市の行う騒音・振動調査に協力します。

騒音・振動・悪臭に関する法規制、環境影響について理解を深めます。

悪臭発生の監視と防止対策に協力します。

家庭ごみの屋外焼却は行いません。

教育関係者

市の行う騒音・振動調査に協力します。

悪臭発生の監視と防止対策に協力します。

騒音・振動・悪臭問題について正しい知識の普及を行います。

NPO等の市民活動団体

騒音・振動・悪臭に関し、近隣の環境に配慮した暮らしを普及・啓発します。

市の行う騒音・振動調査に協力します。

悪臭発生の監視と防止対策に協力します。

防音・防振・防臭に関する知識を普及・啓発します。



5 - 4 地質環境の保全

市

関係機関と連携のもと、土壌・地下水汚染防止の啓発に努め、汚染の恐れがある土地所有者などには適切な措置を講じるよう指導します。

土砂等による埋立事業の適正実施を指導します。

地下水の適正な利用と維持管理について、指導・啓発します。

地盤沈下の状況を把握し、地下水利用の監視を徹底します。

工場や事業所からの有機塩素系化合物など有害化学物質による汚染の監視・指導を行います。

地下水質の定期的なモニタリングを実施し、公表します。

対象事業所への立入検査を実施し、適正な事業活動を監視・指導します。

地下水汚染の機構解明調査、除去対策を進め、工場、事業所への指導を行います。

農薬や化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理を指導します。

環境負荷の少ない環境保全型農業を支援します。

有害化学物質などの適正使用について意識啓発を行います。

事業者

化学薬品は適正に管理・使用・処理し、土壌・地下水の汚染防止に心掛け、健全な地質環境を維持します。

有害物質を使用する施設においては、敷地内の地質汚染状況調査を行い、有害物質による土壌・地下水汚染があった場合には、健康被害の防止対策を速やかに実施します。

自社所有地の土壌汚染のみならず、周辺地への影響に配慮した土壌・地下水汚染調査・対策を行います。

地下水の公共性に鑑み、行政の行う地下水汚染調査に協力します。

農地やゴルフ場において、農薬や化学肥料などの適正使用に努め、地下水を汚染しないよう適正に管理及び処理します。

浄水場付近や水源などでの農薬散布は極力抑制します。

地下水の適正な利用と維持管理をします。

地盤沈下を抑制するため、適正揚水に心掛けます。

化学物質の使用量を記録し、環境への排出を抑止します。

過去において使用した有害物質の記録を保管します。

土砂等による埋立事業を実施する場合には、条例等を遵守し、環境負荷を低減するよう配慮します。

地質環境への影響に配慮した開発に努めます。

市 民

農薬や化学肥料が土壌へ及ぼす影響について理解を深めます。
 地下水や湧水の環境に果たす役割について理解を深めます。
 家庭菜園や空き地へ除草剤や化学肥料などを散布するときは、適正に使用します。
 減農薬や無農薬の野菜や果物等を積極的に購入します。
 土地所有者としての責任を認識し、安易な土地の提供は行いません。
 地下水を適正に利用します。
 庭は、土や砂利などできるだけ透水性を高くするとともに、雨水浸透枡を設置します。
 農薬や化学肥料などの使用・保管基準を遵守します。
 湧水の保全に協力します。
 家庭用井戸水の水質検査を定期的に行います。

教育関係者

農薬や化学肥料が土壌や地下水へ及ぼす影響について、学ぶ機会を提供します。
 健全なる水循環やこれを育む地質環境について学ぶ機会を提供します。
 井戸水に触れる経験を通し、地下水について正しい知識を提供します。
 農業や肥料に関する知識を普及し、環境負荷について考える機会を提供します。

NPO等の市民活動団体

農薬や化学肥料の適正使用を呼び掛けます。
 家庭菜園や空き地への除草剤や化学肥料の散布に関し、適正使用を呼び掛けます。
 減農薬や無農薬の野菜や果物等を積極的に購入するよう呼び掛けます。
 湧水の保全に努めます。
 地下水かん養域の森林や土壌を保全します。
 不法投棄、残土の不適正処理を監視・通報します。



基本方向 6：みんなが参加する取組

6 - 1 環境教育・環境学習の推進

6 - 2 環境情報の共有とネットワークづくり

6 - 3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

多様化、複雑化した環境問題に対処していくために、各主体が一体となった取組が必要不可欠となっています。環境教育・環境学習は、環境意識を向上させるため、あらゆる年齢層、段階に応じて体系的に行っていく必要があります。

また、環境保全活動を促進するためには、各主体が有する環境に関する有益な情報を共有し、協力・連携していくことが求められています。

さらに、環境保全活動を支援する拠点の設置や環境に関する人材を育成するための体制づくり、組織づくりが求められています。

このような状況を踏まえて、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境情報の共有とネットワークづくり、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりに関する取組を進めていきます。

環境教育・環境学習の状況を把握するため、こどもエコクラブの登録数や小中学校での環境教育の実施校数を環境指標とします。また、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりの状況については、市民講座・イベント回数及び環境活動団体数を指標とします。

環境指標等

環境指標の項目		現在値	将来目標値等
6 - 1 環境教育・環境学習の推進	こどもエコクラブの登録数	0クラブ	5クラブ
	小中学校での環境教育実施校	全校	現状維持
6 - 3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり	市民講座・イベント回数	15回	増加
	環境活動団体数	9団体	増加

みんなが参加する取組を進めるための、環境教育・環境学習の推進、環境情報の共有とネットワークづくり、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりに関する取組内容を以下に示します。

具体的な取組

6 - 1 環境教育・環境学習の推進

市

環境に関する講演会やイベントの開催、広報による情報提供、職員による出前講座などを進めます。

環境に関する市民や市民活動団体が開催するイベントなどを支援します。

幼稚園から大学まで教育活動全体を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。

環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通して、児童・生徒等が環境に配慮した行動を実践できるようにします。

環境に関する職員教育を実践し、意識の高揚を図ります。

事業者

環境に関する市や市民活動団体が開催するイベントなどに協力します。

環境に関する従業員教育を実践し、意識の高揚を図ります。

環境保全に関する取組を周知・公表します。

職場に環境保全の担当者を設置します。

保有するノウハウや人材等を生かし、環境学習の実施、場の提供、講師等の派遣などを通じて、地域と協力・連携します。

市民

市や市民活動団体等が実施する環境に関する教育や学習などに、積極的に参加します。地域住民は、自ら有する知識や技能などを活かし、環境学習の機会づくりに協力します。市や民間団体が実施する環境調査などに参加し、地域環境への知識や理解を深めます。学校・地域・職場で学んだことを家庭で話し合い、お互い学び合って、日常生活や生活習慣を見直し、環境に配慮した暮らしを実践します。

教育関係者

幼稚園から大学まで教育活動全体を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。

環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通じて、児童・生徒等が環境に配慮した行動を実践できるようにします。

幼稚園児には、自然や環境に対する興味・関心を持たせ、豊かな感受性を育てます。

小・中・高等学校の生徒には、教科の時間や学校行事等の中で環境学習を進めます。

NPO等の市民活動団体

専門性を活かし、市や市民活動団体等が実施する環境に関する教育や学習などに、指導者としての役割を担います。

事業者、市民、教育関係者など各主体間の連携に積極的に協力し、環境学習に関する取組をコーディネートします。

6 - 2 環境情報の共有とネットワークづくり

市

環境保全への取組に関する情報を収集、整理し、ホームページなどで公開します。
地域と連携し、回覧板の活用などで広報活動を充実します。
市と市民が双方向で情報交換できる、環境情報のネットワークづくりを進めます。

事業者

事業者間の環境保全への取組に関する情報を提供し、共有していきます。
環境に配慮した商品やサービスの情報を広く提供します。
環境情報のネットワークづくりに協力します。

市民

市に対して積極的に意見・提言を行うなど行政運営に参加します。
環境に関する情報を提供し、みんなと共有していきます。
環境情報のネットワークづくりに協力します。

教育関係者

環境保全に役立つ情報を提供します。
環境情報のネットワークづくりに協力します。

NPO等の市民活動団体

市に対して積極的に意見・提言を行うなど行政運営に参加します。
環境活動の目的や状況を広く知らせ、市民の参加を募ります。
他の団体や市と情報を共有していきます。
環境情報のネットワークづくりに協力します。



6 - 3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

市

地域の環境保全活動をするための拠点づくりや、組織づくりを進めます。
 市民の自主的な環境保全活動や組織づくりを支援します。
 環境保全活動を実践する事業者、市民などを評価する顕彰制度の創設を検討します。
 環境保全に関する市民活動や交流の場を整備します。
 地域の環境保全について、実践的な指導が行える人材を育成します。
 地域の様々な環境に関する情報や知識を持っている学識者などの情報を整理します。
 地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、地域の環境に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成を進めます。
 事業者等の環境マネジメントシステムの導入を支援します。

事業者

地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
 NPO等の市民活動団体や市が主催する環境保全に関する活動やイベントに積極的に協力します。
 職場のみんなが協力しあえる環境保全活動を考え、それを実践します。
 関係する事業者や機関と連携し、環境保全活動などに積極的に協力します。
 地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、地域の環境に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成に協力します。
 環境マネジメントシステムの導入を検討します。

市民

地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
 NPO等の市民活動団体や市が主催する環境保全に関する活動に積極的に協力します。
 市民が協力しあえる環境保全活動を考え、実践します。
 市や事業者と協力し、環境保全活動に積極的に取り組みます。
 他地域の環境リーダーと協力して、効果的な環境保全活動を実施します。
 自ら地域の環境リーダーや環境アドバイザーを目指します。
 研修会に参加し、その知識を生かし地域における環境の輪を広げます。



教育関係者

地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
環境保全に役立つ情報を提供します。
環境保全に取り組む団体との交流を進めます。

NPO等の市民活動団体

地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
地域の環境保全活動を企画し、実践します。
専門性を活かし、事業者や市民の相談相手となり、環境保全活動の指導者としての役割を担います。
環境保全に役立つ情報を提供します。
環境保全に関して、市、事業者、市民など、他の主体や市民活動団体と連携します。



第7章

重点施策



小山地区の水田

第7章 重点施策

重点施策とは、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

環境基本計画では、野田市が目標とする望ましい環境像を実現するために、本市の地域特性や意識調査の結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、四つの「重点施策」を提案します。

重点施策名	選 定 理 由
1 里山の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県では、「千葉県里山基本計画」を策定し、里山の保全、整備及び活用について基本理念を定めています。 ・里山には、山林、農地、川、溜め池等、様々な環境が存在するため、多様な動植物が生息・生育しています。 ・緑に代表される本市の豊かな自然環境は、市民の愛着を生み出している貴重な財産であり、また、市民が安心して生活するためにはかけがえのないものです。 ・市の総合計画においても、自然環境に配慮したまちづくりを進めています。 ・郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」では、「野鳥の森整備検討会」のメンバーを母体として、平成18年4月に発足した市民ボランティア団体である「三ツ堀里山自然園を育てる会」に管理運営を委託し、市と協働で管理運営が行われています。 ・市民アンケート調査においても、自然環境を保全することは、市に期待する取組の一つに挙げられています。
2 廃棄物の減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、ごみの分別収集等を通じ、廃棄物の減量化・リサイクル化について、着実に成果をあげていますが、これからも循環型社会を構築していく上で、重要な事項となっています。 ・市民アンケートにおいて、市民が関心をもっている環境問題の上位に挙げられています。 ・市でも、重点的に取り組んでいます。
3 地質環境保全施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水は、市民生活や産業活動などにおける貴重な人類共有の天然資源です。 ・汚染された地質環境を浄化することは難しいため、汚染状況の監視と指導を徹底する必要があります。 ・汚染構造を把握し、的確な対応をとる必要があります。 ・農薬や化学肥料の適正使用、家畜排泄物の適正処理を指導する必要があります。
4 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に対応していくためには、環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動が求められており、環境教育・環境学習の果たす役割は重要となっています。 ・千葉県では、「千葉県環境学習基本方針」を策定し、市民、NPO等の市民活動団体、事業者、教育機関など、地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、環境の保全・再生のために主体的に行動する人を育てる環境教育・環境学習の推進が求められています。 ・全ての環境への取組は、教育・学習から始まります。

重点施策1：里山の保全と活用

野田市は、利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川に囲まれ、豊かな自然を数多く残す都市です。こうした自然は、市内の中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園などの公園・緑地とあわせて、豊かな自然との触れ合いの場となっております。こうした自然は、生物の生息の場であるとともに、私たちの心にうるおいとやすらぎを与えてくれます。

特に、農業などの営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山は、生物の多様性の確保、環境の保全、災害の防止機能はもとより、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能を有し、市民にとってかけがえのない貴重な財産です。

本市においても、市民の手による「三ツ堀里山自然園」の管理運営を市民ボランティア団体に委託し、市と協働で管理運営を行っています。

市民アンケート調査結果によると、市民の多くは市内の緑との触れ合いや緑の豊かさ、自然環境には満足していますが、里山の良さを次世代に引き継いでいくためには、市民、里山活動団体、土地所有者及び市が協働して新たな関わりを構築し、里山を保全・整備し、また活用していくことが必要です。

以上のことから、里山を保全・整備し、また活用するため、「里山の保全と活用」に取り組みます。

該当する施策の方向
1 - 1 里山の保全と活用

具体的な取組例
・ ボランティアによる里山の保全・整備
・ イベントなどを通じた里山に対する意識啓発
・ 市民の手による三ツ堀里山自然園の管理運営



重点施策2：廃棄物の減量・リサイクルの推進

私たちの生活の中で、ごみ問題は最も身近に接する環境問題のうちの一つであって、解決が急がれる課題でもあります。これまでの大量浪費型の社会システムへの反省をもとに、循環型社会の実現に向けた法整備も進み、分別回収やリサイクル活動なども活発になってきました。しかし、今でも私たちの周りにはありとあらゆる製品があふれ、それらの消費に伴って排出されるごみの多さには驚かされます。資源やエネルギー節約、地球環境のことを考えると、ごみを出した後の処理よりも、まずごみを出さないようにすることが肝要です。

本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化・リサイクル化について、これまで着実に成果をあげてきておりますが、最近の総排出量は微減傾向、資源化量は減少傾向になっています。

これからも、循環型社会を目指し、事業者、市民や企業、市が一体となって環境への負荷を軽減し、快適で安全な野田市を実現するため、引き続き、ごみの減量及びリサイクルを推進していくことが必要です。

以上のことから、環境への負荷の少ない循環を基調とした地域社会を目指し、「廃棄物の減量・リサイクルの推進」に取り組みます。

該当する施策の方向	
3 - 1	廃棄物の減量化の推進
3 - 2	資源化の推進

具体的な取組例	
・ごみの減量化・リサイクル化への意識の向上と実践	
・資源回収やリサイクル製品等の利用への理解と協力	
・分別収集の徹底・拡大	
・フリーマーケットの開催・不用品交換制度の導入	



重点施策3：地質環境保全施策の推進

地下水は、飲み水や災害緊急時の水資源としてだけでなく、工業や農業などの産業活動における重要な人類共有の天然資源です。また、地下水の過剰な摂取が、地盤沈下につながることから、地下水は地盤を保持する構造体としての性格を有します。地下水はいったん汚染されると浄化することは難しく、浄化までには長い年月がかかります。また、ひとたび沈下した地盤は、元のレベルに復元することはありません。地質環境を良好に保全していくことで地下水が守られることから、監視の徹底と発生源となる工場や事業所への指導など、未然防止を図る必要があります。

地盤沈下対策としては、地下水の取水量を調査・監視することにより、地下水の過剰摂取を抑制していく必要があります。また、汚染の発生地区では、汚染の全体像を把握し、的確な対応をとる必要があります。こうした取組を通じて、健全な地質環境保全を図るとともに、地下水汚染等の地質環境に関する情報提供や啓発活動にも併せて取り組んでいきます。

該当する施策の方向
5 - 4 地質環境の保全

具体的な取組例
・地下水利用の監視の徹底と発生源への指導
・地下水汚染地区での調査・監視の実施
・農薬・化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理への指導
・地下水揚水量の調査・監視の推進
・地質環境保全に関する情報提供、啓発活動



重点施策4：環境教育・環境学習の推進

子どもは、感受性が豊かで様々なことに興味を持ち、何事も率直に受け入れることができます。したがって、小さなころから自然に接したり、環境保全について考えたりする機会を、家庭や地域、学校などを通じて提供していくことで、自ら考え、行動する市民に育てることにつながっていくものと考えられます。

一方、大人については環境への関心が高まっている反面、美化に関してはマナーの低下が指摘されていることから、環境保全に対する意識を高め、取組を促進するための環境啓発が求められます。

国では、平成15年10月に「環境保全活動・環境教育推進法」が施行され、市民一人一人が環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう、環境保全の意欲の増進や環境教育の推進が法律として定められており、市だけでなく、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などが協力して学校・地域・職場等で環境教育を推進していくことが求められています。

これからは、各主体が環境教育を受けるだけでなく、環境学習の場を創出し、教える立場として相互の理解を深め、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体など様々な単位により環境に配慮した行動を推進していくことが必要です。

以上のことから、幅広い年齢層を対象に「環境教育・環境学習の推進」に取り組みます。

該当する施策の方向
6 - 1 環境教育・環境学習の推進

具体的な取組例
・ 幼児から大人まで発育段階に応じた体験型学習の場の整備
・ 環境学習の場としての事業所の提供、講師派遣等による地域や教育機関と協力・連携
・ NPO等の市民活動団体の専門性を活かした環境学習の指導
・ 学校における体験型学習の場の整備
・ 地域の自然体験型学習プログラムの検討・実施
・ 環境学習ガイドブックやパンフレットの作成
・ 環境学習広域ネットワークの構築



第8章

計画の推進方策



みずきの町並み

第8章 計画の推進方策

1 計画推進の基本的考え方

本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現、そのための施策の実施を計画的に推進していくため、計画の推進体制や仕組みなどを整える必要があります。

(1) 計画推進の体制づくり

施策の推進に関する全庁的な組織として、庁内関係各課などの代表で構成する（仮称）「環境基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行います。また、事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取組内容や支援方策、イベントなどについて提言します。

(2) 計画推進の進行管理の仕組みづくり

「望ましい環境像」の実現に向け、具体的な取組を進めていきますが、今後「推進会議」は一定期間ごとに成果や問題点など進捗状況を把握し、評価します。評価に基づいて取組の内容を再検討し、更に取組を推進していきます。

この「取組の推進」→「進捗状況の把握と評価」→「取組の再検討」という一連の流れを繰り返すことによって、「望ましい環境像」の実現を図る進行管理の仕組みを築きます。

(3) 進行管理における環境指標

本計画の取組を進めるためには、現在、環境がどのような状態にあるのかを知ることが大切です。

そのため、本計画では、環境の状況を知るための「ものさし」となる環境指標を設定し、定期的にその達成状況や変化を把握することにより計画を効果的に進めます。

この環境指標は、計画の推進段階において必要に応じて見直しや追加をしていきます。「推進会議」では、進捗状況の把握と評価を定期的に行うとともに、環境指標の達成状況の分析を行います。

計画全体の進捗状況、環境指標の達成状況などは、環境に関する年次報告書である「野田市環境調査報告書」等により公表を行い、市民や事業者などから意見を求めます。

これらの進捗状況や達成状況、市民や事業者の意見は、「環境審議会」に報告して意見を求め、次年度以降の各主体の取組に反映させます。

(4) 計画の見直し

速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う施策の転換などに、柔軟に対応していくため、計画は中間年を目途に見直しを図ります。

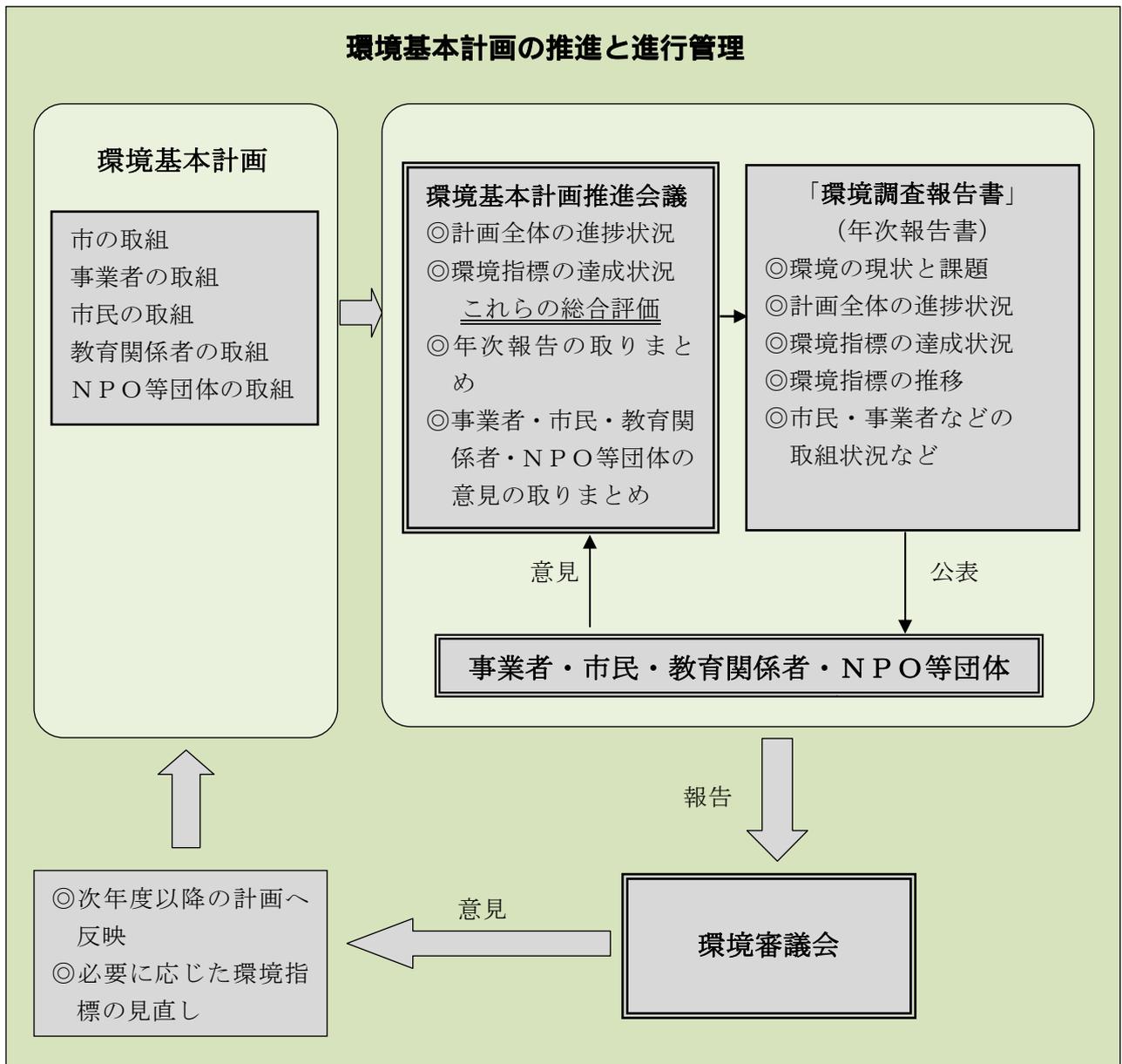
2 計画の周知

自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などに分かりやすく本計画の内容を知らせる必要があります。そのため、次のことを行います。

- 計画書、計画書概要版の配布：本計画書は、関係機関や公共機関に置き、誰でもいつでも見ることができるようにします。
- 各種イベントの開催：事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体を対象とした環境フォーラムなどのイベントを開催し、計画の周知や推進のための啓発を行います。

3 財源の確保

市は、本計画に掲げる環境施策や関係事業を、市総合計画の中の基本計画の実施計画に位置付け、円滑な推進に向け適切な予算の確保に努めます。



資料編



三ツ堀里山自然園

諮 問

野環環第487号
平成22年2月15日

野田市環境審議会
委員長 出口 浩 様

野田市長 根本 崇

野田市環境審議会に対する諮問について

このことについて、野田市環境審議会条例第2条の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

1 野田市環境基本計画について

答 申

野 環 審 第 3 号
平成 23 年 2 月 25 日

野田市長 根 本 崇 様

野 田 市 環 境 審 議 会
委 員 長 出 口 浩

「野田市環境基本計画」の策定について（答申）

平成 22 年 2 月 15 日付け野環環第 487 号で諮問のありました「野田市環境基本計画」策定について、本審議会は、平成 22 年 2 月 15 日、6 月 3 日、9 月 30 日、平成 23 年 2 月 25 日の 4 回にわたり慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

本計画は、現野田市環境基本計画が平成 22 年度で終了するに当たり、平成 21 年 11 月に実施された市民等アンケートによる市民の関心や意向に基づくとともに、新たな環境課題や環境に関する施策や取組状況を検証し、行政や関連団体等と連携して市民一人一人が行動するための施策を策定するものです。

今後、本計画に基づき、国、県、関係団体等と連携を図りつつ、環境施策を推進することにより、「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」の望ましい環境像が実現することを期待します。

環境審議会委員名簿

(平成23年3月31日現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	出 口 浩	委員長
	米 村 恵 子	副委員長
	牧 野 公 子	
	浅 野 幸 男	
	岡 田 一 芳	
	西 村 光 子	
	野 口 久	
商工団体を代表する者	今 井 泰 彦	
	篠 田 恵 美 子	
農業団体を代表する者	勝 田 実	
労働団体を代表する者	関 口 一 郎	
その他市長が必要と認めた者	伊 藤 和 枝	
	下 津 谷 え い 子	

(順不同・敬称略)

野田市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現して行くよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況等を公表するものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が配慮されるよう努めるものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ野田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定等に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)

第12条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査の実施に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(環境の保全の推進体制の整備)

第20条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市民等意識調査結果

1 調査の目的

市民、小中学生及び事業者を対象にアンケート調査を実施しました。この調査の目的は、地域住民の環境に対する認識や意見、要望、環境行政へのニーズ、あるいは取組状況等を把握し、本計画づくりに反映するとともに、本計画の周知と計画づくりへの参加意識の高揚を図ることを目的としています。

2 調査の概要

アンケート調査の対象、期間、調査方法等は、次のとおりです。

アンケート調査の概要

	市民アンケート	小中学生アンケート	事業者アンケート
調査対象	満 20 歳以上の男女	市内の小学校 5 年生 及び中学校 2 年生	市内の事業者
調査期間	平成 21 年 11 月	平成 21 年 11 月	平成 21 年 11 月
配布数	2,000 人	2,701 人	300 社
標本抽出 方法	住民基本台帳からの無 作為抽出	全員対象	事業所リストによる無 作為抽出
調査方法	アンケート郵送配布・郵 送回収法 (自記式・無記名)	学校へ配布し、クラス毎 に配布・回収	アンケート郵送配布・郵 送回収法 (自記式・無記名)

3 回収率

アンケート調査の回収率は、次のとおりです。

アンケート回収率

対 象	配布数	有効回答数	回収率
市民	2,000 人	821 人	41.1%
小学生・中学生	2,701 人	2,539 人	94.0%
事業者	300 社	117 社	39.0%

4 アンケート調査結果

1. 市民アンケートの結果

問1 あなた自身のことについて、お尋ねします。該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

(1) 性別

性別	人数	比率
男	378人	46.0%
女	426人	51.9%
無回答	17人	2.1%
合計	821人	100.0%

(2) 年齢層

年齢	人数	比率
20歳代	86人	10.5%
30歳代	110人	13.4%
40歳代	138人	16.8%
50歳代	144人	17.5%
60歳代	233人	28.4%
70歳代以上	99人	12.1%
無回答	11人	1.3%
合計	821人	100.0%

(3) 職業

職業	人数	比率
自営業	82人	10.0%
会社員・公務員	250人	30.4%
専業主婦	156人	19.0%
パート・アルバイト	128人	15.6%
学生	13人	1.6%
無職	159人	19.4%
その他	22人	2.7%
無回答	11人	1.3%
合計	821人	100.0%

(4) 居住年数

居住年数	人数	比率
3年未満	61人	7.4%
3年以上～5年未満	44人	5.4%
5年以上～10年未満	44人	5.4%
10年以上～20年未満	139人	16.9%
20年以上～30年未満	183人	22.3%

30年以上～40年未満	166人	20.2%
40年以上	156人	19.0%
無回答	28人	3.4%
合計	821人	100.0%

(5) 居住地区

居住地区	人数	比率
中央	138人	16.8%
東部	113人	13.8%
南部	159人	19.4%
北部	133人	16.2%
川間	74人	9.0%
福田	62人	7.5%
関宿	26人	3.2%
二川	50人	6.1%
木間ヶ瀬	54人	6.6%
無回答	12人	1.4%
合計	821人	100.0%

問2 野田市の環境の現状についてお尋ねします。

2-1 野田市全般の環境について、該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

野田市全般の総合的な環境の評価としては、「満足」「やや満足」と「不満」「やや不満」という回答がほぼ同程度となっています。

(%)

野田市全般の環境についての満足度	
満足	4.6
やや満足	36.2
やや不満	31.8
不満	11.2
わからない	7.2
無回答	9.0

2-2 野田市全般の環境について、下表の1～15の設問項目ごとに該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

「満足」と「やや満足」の比率が高いものとしては、「空気のきれいさ」や「まちの静けさ」など大気環境や騒音、「緑や土との触れ合い」や「緑の豊かさ」などの緑化や土壌環境、「野鳥等との親しみ」や「自然景観」、「文化財」など、自然景観や文化財の豊かさなど、野田市の良好な自然環境を反映した項目が挙がっています。

一方、「川や沼のきれいさ」や、「まちの清潔さ」、「町並みの美しさやゆとり」、「街路の快適さ」、「広場のゆとり」などでは、「不満」や「やや不満」の比率が高く、水環境や町並みなどに関する項目が挙がっています。

(%)

野田市全般の具体的な環境についての満足度					
設 問 項 目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
1 空気のきれいさ	19.6	51.6	18.9	4.9	2.8
2 川や沼のきれいさ	3.7	30.6	35.2	19.1	8.3
3 まちの清潔さ	2.9	35.1	42.6	14.4	2.1
4 まちの静けさ	12.9	48.7	23.4	9.9	1.8
5 緑との触れ合い	23.3	50.2	16.9	3.7	3.2
6 水辺との触れ合い	10.0	36.2	28.3	9.6	12.4
7 土との触れ合い	16.4	44.7	20.8	4.5	10.4
8 野鳥等との親しみ	14.7	44.9	17.1	5.6	14.0
9 自然景観の楽しみ	12.4	45.3	24.4	9.0	4.5
10 町並みの美しさ	3.4	25.0	44.5	18.1	5.2
11 町並みのゆとり	3.9	27.4	38.6	18.5	7.7
12 緑の豊かさ	18.1	48.5	22.7	4.8	2.3
13 街路の快適さ	2.9	22.9	40.0	28.3	3.3
14 広場のゆとり	4.9	31.9	34.0	18.1	7.5
15 神社など文化財の豊かさ	8.9	43.4	22.2	6.5	16.0

問3 あなた自身が関心のある環境問題についてお尋ねします。新聞記事やニュースなどで、注目している事項は何ですか。下の1～18の中から該当する答えを順に二つ選び、その番号を記入してください。

回答の上位2項目は、最近の環境問題として喫緊の課題である「地球環境問題」を選択している人が多いことから、地球環境問題への市民の関心の高さが見受けられます。

次いで、「ごみ問題・資源のリサイクル」や「エネルギー問題」などが比較的高比率を占めており、報道の頻度にもよると思われますが、緊急性のある課題や自分の身近な問題に関心が向いています。

一方、「地域での環境ボランティア活動」や「町並み景観」など、環境美化に対する意識は低く、また、「熱帯林・野生生物種の減少」や「身近な動物や植物の生息・生育環境に関する問題」などへの関心も低くなっています。

(%)

優先順位：市民の関心の高い環境問題（複数回答）		
第1位	地球環境問題（地球温暖化、二酸化炭素の排出抑制等）	50.5
第2位	ごみ問題・資源のリサイクル	24.7
第3位	エネルギー問題（原油枯渇、自然エネルギーの活用等）	18.6
第4位	開発等による自然の減少に関する問題	12.4
第5位	有害化学物質（ダイオキシン類等）による人体への影響	11.6

(%)

優先順位：市民の関心の低い環境問題（複数回答）		
第1位	ISO14000 シリーズ（環境管理・監査の国際規格）や環境監査に関する取組	1.5
第2位	熱帯林・野生生物種の減少	3.3
第3位	身近な動物や植物の生息・生育環境に関する問題	4.8
第4位	清掃、緑化、リサイクル活動等の地域環境ボランティアの活動	5.1
第5位	町並み景観、都市景観に関する問題	5.4

問4 野田市の望ましい環境像についてお尋ねします。

- 4 - 1 野田市の望ましい環境像には、どのような言葉がふさわしいとお考えですか。
下の1～10の中から該当する答えを三つ選び、その番号に 印を付けてください。

野田市全体の望ましい環境像として、「人と自然との共生」が第1位であり、次いで「緑豊かな環境」が上位に挙がっており、人と自然との関連が十分認識されています。

また、「魅力ある産業と快適な環境の調和」については、比較的上位に位置している点が注目されるため、良好な環境の保全を進めるとともに、産業の発展や都市整備への取組を多くの市民が望んでいます。

一方、「美しい自然景観の保全」や「美しい町並みの景観」などは比較的低い比率となっています。

(%)

野田市全域の望ましい環境像（複数回答）	
1 人と自然との共生	46.5
2 緑豊かな環境	43.6
3 魅力ある産業と快適な環境の調和	35.4
4 広場や公園などが整備された環境	27.4
5 歴史的・文化的資源の保全	26.3
6 きれいな水（美味しい水も含む）	24.0
7 美しい自然景観の保全	23.1
8 美しい町並みの景観	21.7
9 すがすがしい空気	20.6
10 快適な水辺環境	13.2
11 無回答	2.9

- 4 - 2 あなたがお住まいになっている地区（お住まいの町内環境）の望ましい環境像にはどのような言葉がふさわしいとお考えですか。下の1～10の中から該当する答えを三つ選び、その番号に 印を付けてください。

回答者の居住地区における望ましい環境像として、「緑豊かな環境」や「人と自然との共生」など、人と自然との関連が上位に挙がっており、自分の身近な地域環境も野田市全体の環境もほぼ同様な結果となっています。

一方、「魅力ある産業と快適な環境の調和」などを挙げる市民が少ない点は、野田市全体の環境と自分の身近な地域環境への要望としての市民意識が異なる様子がうかがえます。

(%)

居住地区周辺の望ましい環境像（複数回答）	
1 緑豊かな環境	51.0
2 人と自然との共生	40.1
3 広場や公園などが整備された環境	38.0
4 すがすがしい空気	34.5
5 美しい町並みの景観	26.4
6 美しい自然景観の保全	23.8
7 きれいな水（美味しい水も含む）	21.7
8 魅力ある産業と快適な環境の調和	16.2
9 快適な水辺環境	14.1
10 歴史的・文化的資源の保全	12.2
11 無回答	2.2

問5 環境問題への取組についてお尋ねします。野田市が環境を保全するためには、市、事業者、そして私たち市民は、具体的にどのような取組をすれば良いとお考えですか。

5 - 1 市に環境問題として取り組んでほしいことは何ですか。下の1～2.0の中から該当する答えを二つ選び、その番号を記入してください。

回答の第1位は、「駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止」であり、次いで「自然環境の保全」、「適正な土地開発の誘導」、「ごみ処理施設等の環境問題の解決」、「川や水路等の水質汚濁対策」などが上位に挙がっています。

多くの市民が、環境マナーの向上や自然環境の保全、川や水路等の水質汚濁対策などを、野田市の大きな課題として捉えています。

(%)

優先順位：野田市に取り組んでほしい環境問題（複数回答）		
第1位	駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止	21.6
第2位	自然環境の保全	17.4
第3位	適正な土地開発の誘導	16.0
第4位	ごみ処理施設等の環境問題の解決	15.5
第5位	川や水路等の水質汚濁対策	14.7

5 - 2 企業(事業者)に環境問題として取り組んでほしいことは何ですか。下の1～1.6の中から該当する答えを二つ選び、その番号を記入してください。

周辺企業に期待する取組としては、「大気汚染の調査と防止対策」が第1位であり、次いで「水質汚濁の調査と防止対策」、「地球温暖化問題への取組」、「省エネルギー・リサイクルへの取組」などが上位に挙がっており、公害対策や地球温暖化問題に対して適切な対応が求められています。また、廃棄物の適正な処理なども上位に挙げられています。

(%)

優先順位：市内の周辺企業に取り組んでほしい環境問題（複数回答）		
第1位	工場等を発生源とする大気汚染の調査と防止対策	28.4
第2位	工場等を発生源とする水質汚濁の調査と防止対策	23.3
第3位	地球温暖化問題への取組	21.0
第4位	省エネルギー・リサイクルへの取組	20.0
第5位	事業所等から出る廃棄物の適正な処理	18.6

5 - 3 あなた自身が日ごろから「地域」で環境にやさしい行動として、取り組んでいることは何ですか。下の1～6の中から取り組んでいるものすべての番号に印を付けてください。

自分自身が日ごろから「地域」で行っている環境にやさしい行動としては、「資源回収やリサイクル活動に参加している」が第1位であり、次いで「環境について、家族と話している」、「身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている」、「快適な環境づくり」などが挙げられており、ごみの減量化や良好な環境づくりなどへの積極的な姿勢が見られます。

(%)

自分自身が日頃から「地域」で取り組んでいる環境にやさしい行動（複数回答）	
1 資源回収などのリサイクル活動に参加している（フリーマーケット、空き缶・ビン・新聞紙等の回収への協力等）	77.0
2 野田市の環境について、家族と話している	29.1
3 身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている	22.3
4 快適な環境づくり（例えば、清掃活動、花いっぱい運動等）に参加している	21.2
5 野田市の自然環境について学習している	4.5
6 環境カウンセラーなど環境に関するボランティア活動に参加している	1.0
7 無回答	9.3

5 - 4 あなた自身が日ごろから「家庭」で環境にやさしい行動として、取り組んでいることは何ですか。下の1～18の中から取り組んでいるものすべての番号に印を付けてください。

自分自身が日ごろから「家庭」で行っている環境にやさしい行動としては、「資源回収」が第1位であり、次いで「照明やテレビなどはこまめに消している」、「使い終わった油などは排水口に流さないようにしている」、「買物にはマイバッグを使用している」、「調理や料理を工夫し、食べ残さないよう適量に作る」、「家電機器は省エネルギー型の商品を購入する」などが挙げられており、ごみの減量化や水質汚濁対策、節水・節電など、環境問題に対する積極的な姿勢が見られます。

(%)

自分自身が日頃から「家庭」で取り組んでいる環境にやさしい行動（複数回答）	
1 新聞紙やチラシ、段ボール、紙箱、雑誌などは分別して、資源回収に出している	89.2
2 照明やテレビなどはこまめに消している	78.0
3 使い終わった油などは排水口に流さないようにしている	73.3
4 冷暖房の温度設定はこまめに行い、極力使わない	65.8
5 買物にはマイバッグを使用し、過剰な包装は断り、簡易包装を依頼する	63.3
6 調理や料理を工夫し、食べ残さないよう適量にする	53.0
7 テレビや洗濯機、冷蔵庫、エアコンなどの家電機器は省エネルギー型の商品を購入する	45.0
8 お風呂は間をあけずに続けて入っている	40.3
9 使い捨て商品は、なるべく買わないようにしている	36.5
10 節水こまを使用したり、水道の元栓を閉めるなど、水を無駄に使わないようにしている	30.1
11 洗濯をする時の洗剤は適量を使用し、できるだけ合成洗剤は使わないようにしている	24.5
12 自動車よりもバスや電車などの公共交通機関を利用する	16.9
13 リサイクル商品やエコマークやグリーンマークなどの表示がある商品を購入する	16.9
14 エコキュート、エコウィルなどの省エネルギータイプの機器を使用している	12.4
15 太陽熱温水器や太陽光発電など、自然エネルギーを使用している	7.1
16 その他	8.5
17 心がけていない	1.3
18 わからない	0.9
19 無回答	2.4

2. 小学生・中学生アンケートの結果

問1 あなたが生活している身のまわりの環境について、どのように思いますか。下の1～9の項目ごとに、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」「わからない」の五つの中からあてはまる答えを一つ選んで、その番号に 印を付けてください。

身の回りの環境について、「川や池の水のきれいさ」に関しては不満感を持っていますが、その他については半数以上が満足しており、自然環境や緑、公園、交通機関などの環境については好印象となっており、大人とほぼ同傾向となっています。

(%)

野田市の環境の現状についての満足度					
設問項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
1 空気のきれいさ	13.4	40.3	21.1	7.3	17.6
2 川や池の水のきれいさ	4.7	20.7	33.4	26.7	14.0
3 山や田んぼ、畑などの緑地のゆたかさ	23.4	36.0	18.3	7.9	13.6
4 鳥や魚、虫などの生き物との触れ合い	20.8	33.5	21.0	9.3	14.5
5 町並みやけしきのうつくしさ	15.3	37.4	22.7	10.4	13.4
6 商店街やまちの便利さ	23.8	34.4	18.2	12.2	10.4
7 事故や災害がなく安心して暮らせること	26.5	34.0	18.5	9.8	10.4
8 公園や遊び場などの利用のしやすさ	28.0	34.8	18.2	10.7	7.6
9 電車やバスの利用のしやすさ	30.2	35.7	13.4	8.2	12.2

問2 あなたは野田市の環境をもっと良くするためには、何をすればよいと思いますか。
 下の1～13の中から、あてはまる答えを三つ選んで、その番号に 印を付けてください。

小中学生は、水のきれいなまち、公害のないまち、自然と触れ合えるまち、多くの動植物が生息・生育しているまちなどを求めています。

(%)

野田市が取り組むべき課題（複数回答）	
1 川や用水路の水の汚れをなくすこと	41.7
2 お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること	32.5
3 自動車の排気ガスや騒音などの公害をなくすこと	32.1
4 生き物のすみかを守り、鳥や虫などが住めるようにすること	31.0
5 みどりや水辺をつくり、自然と触れ合えるようにすること	30.4
6 道路や公園・広場などのごみをなくすこと	30.1
7 公園や広場をつくり、遊び場をふやすようにすること	21.2
8 いやな臭いをなくすこと	19.3
9 市の環境をみんなで勉強し、みんなで良い環境を守っていくこと	17.3
10 電車やバスなどをふやして、交通が便利になるようにすること	16.1
11 外でたくさんのごみを燃やさないようにすること	15.3
12 建物などのまちなみを美しくすること	13.8
13 工事現場や工場などからの騒音や振動を少なくすること	10.5

問3 あなたは、地球環境問題に対し、環境にやさしい行動として取り組んでいることは何ですか。下の1～16の中から、あてはまる答えを選んで、その番号すべてに印を付けてください。

小中学生の環境マナーについては、学校や家庭における指導が徹底されている効果が見られるため、このような行動が定着することにより将来的にはポイ捨てや不法投棄がなくなることが期待されます。自分自身の日常の行動において、環境に配慮した行動を多くの小中学生が実践していると回答しており、家庭でも環境活動に関わっている様子が見られます。

一方、家庭での環境問題についての話し合いや環境行事への参加、清掃活動などについては、比較的低い比率となっているため、親世代への教育も含めて、今後啓発していくことが必要と思われる。

(%)

自分自身の環境にやさしい行動(取組)(複数回答)	
1 外出したときのお弁当やおやつなどのごみは、家に持ち帰っている	71.4
2 水を無駄に使わないようにしている	62.4
3 照明やテレビなどはこまめに消している	56.7
4 空き缶、新聞紙やチラシ、段ボール、紙箱、雑誌などのリサイクルに協力している	54.0
5 テレビやピアノの音に気をつけ、まわりに迷惑をかけないようにしている	51.9
6 冷暖房の温度設定はこまめに行い、極力使わない	45.6
7 買物にはマイバッグを使用している	43.7
8 お風呂は間をあけずに続けて入っている	40.9
9 ごみをできるだけ出さないようにしている	34.7
10 使い捨て商品は、なるべく買わないようにしている	30.6
11 学校や市内の清掃や美化活動などの行事に参加している(ごみひろい等への参加、環境ポスターへの応募など)	21.5
12 家族や友達などと環境問題について話し合っている	11.0
13 エコキュート、エコウィルなどの省エネルギータイプの機器を使用している	9.4
14 太陽光温水器や太陽光発電など、自然エネルギーを使用している	8.9
15 何もしていない	5.5
16 その他	2.6

問4 あなたは、市内にいる動物や植物のことなど、環境についてどのような方法で知りますか。下の1～10の中から、あてはまる答えを選んで、その番号すべてに印を付けてください。

環境に関する情報を、マスコミやインターネットを通じて得ている小中学生が多く、一方で家庭や教室を通じて得ている情報も上位に挙がっています。

(%)

環境に関する情報源（複数回答）	
1 テレビ・ラジオ	56.8
2 授業や先生	43.9
3 教科書や副読本	41.5
4 インターネット	34.0
5 新聞	33.2
6 家族やしんせき	31.6
7 友達	23.6
8 博物館などの展示	20.5
9 市からのお知らせ（広報紙など）	19.8
10 雑誌	13.1
11 無回答	4.5

小学生・中学生アンケートの回答数内訳					
学校名	人数	比率	学校名	人数	比率
中央小	121人	4.8%	二川小	88人	3.5%
宮崎小	93人	3.7%	関宿小	21人	0.8%
東部小	53人	2.1%	関宿中央小	74人	2.9%
南部小	143人	5.6%	第一中	189人	7.4%
北部小	52人	2.0%	第二中	85人	3.3%
川間小	46人	1.8%	東部中	60人	2.4%
福田第一小	22人	0.9%	南部中	246人	9.7%
福田第二小	7人	0.3%	北部中	105人	4.1%
清水台小	71人	2.8%	川間中	97人	3.8%
柳沢小	65人	2.6%	福田中	82人	3.2%
山崎小	68人	2.7%	岩名中	97人	3.8%
岩木小	112人	4.4%	木間ヶ瀬中	120人	4.7%
尾崎小	27人	1.1%	二川中	70人	2.7%
七光台小	86人	3.4%	関宿中	32人	1.3%
二ツ塚小	40人	1.6%			
みずき小	96人	3.8%			
木間ヶ瀬小	71人	2.8%	合計	2,539人	100.0%

3. 事業者アンケートの結果

問1 貴事業所の概要について、お尋ねします。設問ごとに、該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

(1) 事業所の業種

業 種	事業者数	比 率
建設業	22 社	18.8%
製造業	49 社	41.9%
電気ガス供給業	1 社	0.9%
運輸・通信業	9 社	7.7%
卸売・小売業	10 社	8.5%
飲食店	4 社	3.4%
金融・保険業	6 社	5.1%
サービス業	6 社	5.1%
その他	9 社	7.7%
無回答	1 社	0.9%
合計	117 社	100.0%

(2) 事業所の従業員数

人 数	事業者数	比 率
10 人未満	46 社	39.3%
10～29 人	33 社	28.2%
30～59 人	13 社	11.1%
60～99 人	7 社	6.0%
100～299 人	10 社	8.5%
300～499 人	3 社	2.6%
500～999 人	2 社	1.7%
1000 人以上	0 社	0.0%
無回答	3 社	2.6%
合計	117 社	100.0%

(3) 事業年数

年 数	事業者数	比 率
1 年未満	1 社	0.9%
1～5 年未満	7 社	6.0%
5～10 年未満	10 社	8.5%
10～20 年未満	13 社	11.1%
20 年以上	84 社	71.8%
無回答	2 社	1.7%
合計	117 社	100.0%

問2 近年の社会の環境問題への関心の高まりについてお尋ねします。貴事業所の経営にどのような影響を与えていますか。下の1～6の中から該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

近年の環境問題に対して、「影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない」と回答した事業者が最も多く、事業者の影響に関する問題意識はあるものの、何から対応していけばよいのか判断できない様子も見られるため、環境保全に関する情報の提供が必要と思われます。

一方では、情報の収集や技術開発が行われており、環境に関する前向きな姿勢も見られますが、経営に影響はないと感じている事業者もあり、消極的な捉え方をしている事業者も見られます。

(%)

環境問題全般に関する意識	
1 影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない	33.3
2 情報収集や対応を研究している	24.8
3 環境対応型の製品や技術開発を行っている	16.2
4 ビジネスチャンスの1つと考えている	14.5
5 経営に影響はない	8.6
6 その他	1.7
7 無回答	0.9

問3 事業活動に必要な電気や燃料などのエネルギーの消費等についてお尋ねします。環境に与える影響を少なくするための取組として、「ISO14001やEA21（エコアクション21）」（環境マネジメントシステム：EMS）というものがあります。貴事業所では、これに対して、どのようにお考えですか。下の1～5の中から該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

「EMSを取得する必要性を感じない」と回答した事業者が最も多い結果となっていますが、一方では、「EMSをすでに取得し、実施している」と回答した事業者も多く、環境マネジメントシステムが徐々に事業所に浸透してきている様子も見られるため、積極的な情報の提供があれば対応を開始する事業者も増えていくことが予想されます。

(%)

環境マネジメントシステムに対する考え方	
1 EMSを取得する必要性を感じない	33.3
2 EMSをすでに取得し、実施している	23.1
3 EMSには関心があり、取得を検討している	17.1
4 EMSを知らない	17.1
5 その他	6.8
6 無回答	2.6

問4 貴事業所の環境に対する考え方についてお尋ねします。下の1～5の中から該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

事業者の環境に対する考え方や取り組み方への姿勢は、概ね評価されます。「日常の事業活動では、環境上問題となることはない」と回答した消極的な事業者は多くありませんでした。事業活動において環境に配慮することは、今後不可欠になってくるものと思われるため、環境に関する取組を行う事業所も増えていくことが期待されます。

(%)

環境に関する考え方	
1 日常的に省エネ、省資源、廃棄物の削減等に配慮している	48.7
2 関係する法律や規則等の基準を守るよう努めている	29.1
3 環境問題は意識しているが、事業所として特別なことはしていない	14.5
4 日常の事業活動では、環境上問題となることはない	6.8
5 その他	0.0
6 無回答	0.9

問5 貴事業所の事業活動に伴う環境への影響についてお尋ねします。建物・施設が、周辺環境へ何らかの影響を与えていると思われる事項について、下の1～13の中から該当するすべての項目を選び、その番号に 印を付けてください。また、対策を施していれば、その対策について()内に記入してください。

事業者の活動や建物・施設が環境に影響を与えているものとして、事業活動に伴う公害問題への責任意識に多くの回答が得られており、また、最近問題とされている地球温暖化などの地球環境問題等に対しても、注目している様子が見られます。

(%)

事業活動が周辺に及ぼす影響(複数回答)	
1 騒音・振動	29.9
2 水質汚濁	16.2
3 煙や粉じんを含む大気汚染	14.5
4 燃焼による二酸化炭素の発生	12.8
5 多量の廃棄物の排出	11.1
6 悪臭	6.8
7 地下水の汚染	6.0
8 電波障害	6.0
9 雨水の地下浸透量の減少	5.1
10 土壌汚染	3.4
11 フロンガスの発生	3.4
12 日照障害	2.6
13 その他	6.0
14 無回答	38.5

問6 環境保全に対する経済的なコスト（費用等）についてお尋ねします。下の1～5の中から該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

環境保全の必要性から法的なルールについては、何らかの負担をすることは考えているようではありますが、経済的な負担にはやや消極的な傾向が見られます。

(%)

環境保全に対する経済的なコスト（費用等）	
1 法律で定められている義務・基準を達成するためのコストは支払う	47.9
2 利益が減少しない範囲で、環境負荷低減のためのコストは支払う	17.9
3 法律で定められた以上の努力として、地域社会や地球環境保全のための共通目標を達成するためのコストは支払う	14.5
4 利益は減少しても、社会的義務として、企業努力で可能な範囲の環境負荷低減のためのコストは積極的に支払う	13.7
5 その他	2.6
6 無回答	3.4

問7 貴事業者の環境問題への取組についてお尋ねします。環境保全や環境に配慮する行動について、下表の1～32の設問項目ごとに該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

全般的には、節電やリサイクルなど、経費の削減に直結する取組については前向きな姿勢が見られますが、資源・エネルギーの循環、省資源・省エネルギーを目的としたソーラーシステムや、コジェネレーションシステム、雨水利用等、設備投資が必要なものについては、多くの事業者が「実施予定なし」あるいは「関係していない」と回答しています。

(%)

環境保全や環境に配慮する行動				
設 問 項 目	実施中	計画中	実施予 定なし	関係して いない
1 節電等の省エネルギーへの取組	72.6	5.1	12.0	4.3
2 省エネルギー型O A 機器等の積極的導入	27.4	19.7	35.9	9.4
3 ソーラーシステム等の自然エネルギーの導入	6.8	14.5	64.1	7.7
4 コージェネレーションシステム等の導入	1.7	9.4	60.7	16.2
5 節水の実施	64.1	3.4	17.1	8.5
6 ごみの分別・減量化	89.7	2.6	1.7	1.7
7 商品梱包の簡素化	41.9	8.5	9.4	33.3
8 エコマーク商品や再生紙の利用の促進	50.4	13.7	20.5	8.5
9 使用済原材料や副産物の有効利用	41.9	8.5	12.8	28.2
10 エコマーク製品・リサイクル製品の販売・製造	37.6	8.5	17.1	28.2
11 包装容器の回収	23.9	2.6	22.2	43.6
12 雨水の利用・水の二次利用	4.3	7.7	54.7	25.6
13 集塵・洗煙装置や施設の設置	20.5	4.3	23.6	42.7
14 排水浄化施設の設置	32.6	3.4	21.4	34.2
15 公害防止管理者を明確にする等の公害防止管理体制の整備	17.1	17.9	28.2	27.4
16 産業廃棄物処理の適正管理など、廃棄物管理のための組織整備	51.3	7.7	18.8	13.7
17 ダイオキシン等有害物質の発生への対策	19.7	5.1	14.5	53.0
18 騒音・振動への対策	33.3	4.3	19.7	33.3
19 フロン等の地球環境に影響のある物質の使用中止	25.6	5.1	10.7	41.0
20 低硫黄燃料等のクリーンなエネルギーの使用	14.5	6.8	22.2	48.7
21 アイドリングストップの実施	56.4	9.4	16.2	11.1
22 事業用車両への低公害車の導入	22.2	25.6	31.6	12.8
23 開発事業等における環境予測評価の実施	10.3	4.3	30.8	46.2
24 環境に関する研究・技術開発の実施	11.1	6.8	34.2	39.3
25 事業所内での環境に関する研修の実施	26.5	13.7	36.8	14.5
26 環境に関する情報の消費者への公開	15.4	5.1	37.6	32.5
27 敷地内および周辺の清掃、美化、緑化	74.4	6.8	9.4	3.4
28 周辺との風景・景観の調和への配慮	39.3	10.3	23.9	18.8
29 地域コミュニティとの積極的なかわり	39.3	12.0	32.5	10.3
30 環境保全のための運動への協力	29.9	17.9	37.6	7.7
31 環境イベントの開催や協力、参加	19.7	17.1	51.3	4.3
32 河川・水路等の浄化、清掃活動への協力・参加	21.4	16.2	41.9	7.7

問 8 貴事業者の野田市に対する要望についてお尋ねします。野田市にどのような取組を期待しますか。下の1～9の中から該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

環境保全のための助成・融資制度の確立や、都市基盤の整備及び環境に対する啓発等に期待している様子が見られます。

(%)

野田市に期待する対策	
1 上下水道等の都市基盤の整備	29.9
2 環境保全に関する情報提供	13.7
3 環境保全のための助成・融資制度の確立	13.7
4 市民に対するライフスタイル改善の提案など環境学習の推進	11.1
5 工業団地など産業基盤の整備	9.4
6 条例などの法規制の整備	6.0
7 環境に関する技術等の紹介	2.6
8 環境保全に関する事業者向けの講習会開催	1.7
9 その他	0.8
10 無回答	11.1

問 9 環境に関する苦情や意見についてお尋ねします。貴事業所では、住民や他の事業所から環境に関する苦情や意見を受けたことがありますか。該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。

多くの事業者が、「苦情」や「意見」を受けたことがないと答えています。

(%)

環境に関する苦情や意見	
1 ない	66.7
2 ある	26.5
3 無回答	6.8

「2 ある」と答えた事業所は、以下の質問にお答えください。

何についての苦情や意見を受けましたか。下の1～13の中から該当する答えを選び、その番号に 印を付けてください。(複数回答可)

「騒音・振動」が最も多く、次いで「水質汚濁」、「悪臭」などが上位を占めており、問5の「貴事業所の事業活動や建物、施設が与えている事項」と一致しており、苦情が寄せられたことで事業所が影響を認識するという傾向が見られます。また、「苦情」や「意見」に対しては、住民への適切な対応がなされている様子も見られます。

(%)

環境に関する苦情や意見の具体的な環境項目（複数回答）	
1 騒音・振動	54.8
2 大気汚染	16.1
3 悪臭	9.7
4 電波障害	6.5
5 水質汚濁	3.2
6 事業所からの雨水の流れ込み	3.2
7 燃焼による二酸化炭素の発生	3.2
8 地下水の汚染	0.0
9 土壌汚染	0.0
10 日照障害	0.0
11 フロンガスの発生	0.0
12 多量の廃棄物の排出	0.0
13 その他	16.1

それに対してどう対処しましたか。該当する答えを一つ選び、その番号に 印を付けてください。「1 適切な対策を講じ、実施した」を選んだ方は、その具体策についても記入してください。

(%)

環境に関する苦情や意見への対策	
1 適切な対策を講じ、実施した	74.2
2 特に対策は講じなかった	9.7
3 話し合いにより、解決した	16.1
4 無回答	0.0

問10 貴事業所の市民に対する要望についてお尋ねします。貴事業所で環境保全活動に取り組む際に、市民に協力してほしいことは何ですか。下の1～5の中から該当する答えを選び、その番号に 印を付けてください。

市民アンケートにおける問5の「企業に取り組んでほしい環境問題」においても上位に挙げられている、「省エネルギー・リサイクルへの取組」が第1位にランクされており、市民と事業者との認識は共通していることがうかがえます。

(%)

環境に関する苦情や意見への対策	
1 リサイクルへの取組（再利用容器の確実な回収など）	29.9
2 地域の環境活動に関する情報の提供	26.5
3 エコマーク商品や環境に配慮した商品の購入	19.7
4 開発行為時における住民説明会への参加と理解	3.4
5 その他	5.1
6 無回答	27.4

環境基準等

大気汚染

ア 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。

- 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

イ 二酸化窒素に係る千葉県目標値

日平均値の年間98%値が0.04ppm

水質汚濁

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)より抜粋〕

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg / 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / 以下
六価クロム	0.05 mg / 以下
砒素	0.01 mg / 以下
総水銀	0.0005 mg / 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / 以下
四塩化炭素	0.002 mg / 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg / 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / 以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / 以下
チウラム	0.006 mg / 以下
シマジン	0.003 mg / 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / 以下
ベンゼン	0.01 mg / 以下
セレン	0.01 mg / 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / 以下
ふっ素	0.8 mg / 以下
ほう素	1 mg / 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg / 以下

イ 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / 以下	25 mg / 以下	7.5 mg / 以上	50MPN / 100m 以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg / 以下	25 mg / 以下	7.5 mg / 以上	1,000MPN / 100m 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / 以下	25 mg / 以下	5 mg / 以上	5,000MPN / 100m 以下
C	水産3級、工業用水 1級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / 以下	50 mg / 以下	5 mg / 以上	-
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg / 以下	100 mg / 以下	2 mg / 以上	-
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上 8.5以下	10 mg / 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / 以上	-

地下水の水質汚濁に係る環境基準

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成21年11月30日環境省告示)より抜粋〕

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg / 以下	1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg / 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg / 以下
鉛	0.01 mg / 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg / 以下
六価クロム	0.05 mg / 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / 以下
砒素	0.01 mg / 以下	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / 以下
総水銀	0.0005 mg / 以下	チウラム	0.006 mg / 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg / 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / 以下	ベンゼン	0.01 mg / 以下
四塩化炭素	0.002 mg / 以下	セレン	0.01 mg / 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg / 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg / 以下	ふっ素	0.8 mg / 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.1 mg / 以下	ほう素	1 mg / 以下
1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / 以下	1,4 - ジオキサン	0.05 mg / 以下

土壌の汚染に係る環境基準

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)より抜粋〕

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1につき0.01mg以下、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1につき0.01mg以下
六価クロム	検液1につき0.05mg以下
砒素	検液1につき0.01mg以下、かつ、農用地(田に限る)の土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1につき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)の土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1につき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1につき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1につき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1につき0.02mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1につき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1につき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1につき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1につき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1につき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1につき0.002mg以下
チウラム	検液1につき0.006mg以下
シマジン	検液1につき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1につき0.02mg以下
ベンゼン	検液1につき0.01mg以下
セレン	検液1につき0.01mg以下
ふっ素	検液1につき0.8mg以下
ほう素	検液1につき1mg以下

騒音に係る環境基準

〔「騒音に係る環境基準について」(昭和46年5月25日閣議決定)より抜粋〕

ア 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域 の 類型	時 間 区 分		該 当 地 域
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	
A及 びB	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域及び準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

AA類型については、本市はあてはめていない。

イ 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

特定工場等の騒音規制基準（市条例）

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	朝夕 午前6時から8時まで及び午後7時から10時まで	夜間 午後10時から翌朝の午前6時まで
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域及び第1特別地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域（ただし、第1特別地域を除く。）	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域 工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

特定工場等の振動規制基準（市条例）

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル

悪臭防止法規制基準（敷地境界）

悪臭物質の種類	1号 規制 基準 (ppm)	2号 規制 排出口 の基準	3号 規制 排出水 の規制	におい	おもな発生源
アンモニア	1			し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002			腐った玉ねぎのよう なにおい	パルプ製造工場、化製 場、し尿処理場等
硫化水素	0.02			腐った卵のよう なにおい	畜産事業場、パルプ製 造工場、し尿処理場等
硫化メチル	0.01			腐ったキャベツのよ うなにおい	畜産事業場、化製場、し 尿処理場等
二硫化メチル	0.009			腐ったキャベツのよ うなにおい	畜産事業場、化製場、し 尿処理場等
トリメチルアミン	0.005			腐った魚のよう なにおい	畜産事業場、化製場、水 産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさい におい	化学工場、魚腸骨処理 場、たばこ製造工場等
スチレン	0.4			都市ガスのよう なにおい	化学工場、FRP 製品製 造工場等
プロピオン酸	0.03			刺激的な甘酸っぱ いにおい	脂肪酸製造工場、染色 工場等
ノルマル酪酸	0.001			汗くさいにおい	産事業場、化製場、で んぶん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009			むれた靴下のよう なにおい	畜産事業場、化製場、で んぶん工場
イソ吉草酸	0.001			むれた靴下のよう なにおい	畜産事業場、化製場、で んぶん工場
プロピオンアルデヒド	0.05			刺激的な甘酸っぱ い焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009			刺激的な甘酸っぱ い焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02			刺激的な甘酸っぱ い焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
ノルマルパレルアルデヒド	0.009			むせるような甘酸 っぽい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
イソパレルアルデヒド	0.003			むせるような甘酸 っぽい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
イソブタノール	0.9			刺激的な発酵した におい	塗装工程又は印刷工 程を有する事業場等
酢酸エチル	3			刺激的なシンナー のようなにおい	塗装工程又は印刷工 程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1			刺激的なシンナー のようなにおい	塗装工程又は印刷工 程を有する事業場等
トルエン	10			ガソリンのよう なにおい	塗装工程又は印刷工 程を有する事業場等
キシレン	1			ガソリンのよう なにおい	塗装工程又は印刷工 程を有する事業場等

臭気強度（6段階臭気強度表示法）

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいか判る弱いにおい（認知閾値濃度）
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	臭気濃度		臭気濃度より換算した臭気指数	
	排出口	敷地境界	排出口	敷地境界
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	500 程度	15 程度	27 程度	12 程度
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	1,000 程度	20 程度	30 程度	13 程度
工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000 程度	25 程度	33 程度	14 程度

嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10～15
3.0	12～18
3.5	14～21

用語集

あ

アイドリングストップ

自動車の駐車時や停車時に不必要なエンジンの使用（アイドリング）をやめ、ガソリンの無駄遣いを減らすことをいいます。車の燃料が節約でき、また、大気汚染や騒音、悪臭などの防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らすことができます。

亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、亜硝酸塩として含まれる窒素のことをいいます。水中では亜硝酸イオンとして存在し、地下水汚染の原因物質の一つとされており、硝酸性窒素と合わせて環境基準が設けられています。

エコアクション21（環境活動評価プログラム）

中小企業などが容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステムや、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールのことをいいます。平成8年（1996年）に環境庁が策定。平成16年（2004年）4月に環境問題に関するグリーン購入の進展など、新たな動向を踏まえて、その内容を全面的に改定しています。

エコドライブ

自動車などを運転する際に、できるだけ環境に配慮した運転をすることをいいます。

経済速度（一般道路では40km/h、高速道路では80km/h）で走る、点検整備をしてタイヤの空気圧を適正にする、無駄な荷物を積まない、空ぶかしをしないなどの配慮が求められます。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は、地上から約20～25km上空の成層圏に存在しています。この領域をオゾン層と呼びます。この層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしています。大気中に放出されたフロンなどの物質は、成層圏まで達し、紫外線の作用により塩素を放出し、これがオゾン層を破壊します。この影響で有害紫外線が増大し、皮膚ガンの増加や白内障などの人の健康や生態系などへの影響が懸念されています。

オイルトラップ

汚水に含まれている動植物油を水との比重の差を利用して浮上分離させて回収し、動植物油が排水中に混入して水質汚濁を発生させたり、下水管を詰まらせるのを防止するための装置をいいます。

温室効果ガス

大気中のガスが、地球表面から放出される赤外線を吸収・滞留し、気温が上昇する現象を温室効果といいます。この現象を引き起こすガスのことをいいます。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類を削減対象の温室効果ガスと定めています。

か

外来種（生物）

本来、その地域に分布していない生物が人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育する生物のことをいいます。日本ではアメリカザリガニやブラックバス、セイタカアワダチソウなどがいます。これらの生物が新しい場所に適応繁殖することにより、在来生物への影響や漁業・遊漁への悪影響が懸念されています。

環境教育・環境学習

自然の仕組みや環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識を与えるために行われる教育活動のことをいいます。日本では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第2条第3項において、「『環境教育』とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義されています。

環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、平成6年(1994年)12月に閣議決定され、その後、平成12年(2000年)12月には第2次の、平成18年(2006年)4月には第3次の見直しが行われています。

地方公共団体の計画は、大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定するものであり、この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策や、その方策を具体化する手順などが示されています。

環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念や、市民、事業者、市などの各主体の役割、環境施策の方針などを定めた条例のことをいいます。

環境基本法

平成5年(1993年)11月に制定、施行された、公害対策基本法に代わる、環境に関する分野について国の政策の基本的な考え方や方向性を示した法律のことをいいます。具体的には、環境の保全についての基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民などの各主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

環境基準

環境基本法第16条に基づき国が定めた環境に関する基準のことをいいます。具体的には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準のことです。この基準は、行政上、維持されるべき

環境の状態の目標値であり、直接に工場などを規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。

京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、平成9年（1997年）12月に京都市で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で議決した議定書のことをいいます。温室効果ガス排出量の法的拘束力のある数値目標の達成、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意されています。地球温暖化を防止するため、日本において、平成20年（2008年）から平成24年（2012年）の第一約束期間の間に、温室効果ガスの排出を平成2年（1990年）レベルから6%削減することが求められています。

グリーンコンシューマー

エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する、環境に配慮した行動をする消費者をいいます。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物などが太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質のことで、光化学スモッグの原因となるものをいいます。粘膜への刺激、呼吸器障害といった健康への影響のほか、農作物などにも影響を与えるとされている物質です。風の弱い日にとくに発生しやすく、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりします。

コージェネレーションシステム

発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組みのことをいいます。ガスや石油を利用した家庭用のコージェネレーションシステムも実用化されています。

こどもエコクラブ

小・中学生なら誰でも参加できる環境を守る活動を自主的に行うクラブのことで、環境省が応援しています。

さ

酸性雨

化石燃料の燃焼で生じる硫酸酸化物や窒素酸化物などが、雨水に取り込まれることによって酸性が強くなった、通常 pH（水素イオン濃度指数）5.6 以下の雨のことをいいます。酸性雨は森林の枯死や湖沼などの生態系の破壊、文化財の侵食などの原因として地球環境問題の一つになっています。

里山

自然地域と都市地域の間位置し、集落とその周辺の森林と農地で形成されてきた地域のことをいいます。集落を取り巻く二次林、雑木林と、それらと混在する農地、水田、ため池、草地などで構成される地域概念です。

3 R (サンアール)

Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制) Reuse (リユース：再使用) Recycle (リサイクル：再資源化) の総称のことをいいます。具体的には、ごみの焼却などによる環境への悪影響を減らし、自然界から採取する資源の消費を抑えるため、ごみの適正な処理方法を標語に表したものです。

自然堤防

河川の両側にできる堤防状の微高地。河川の氾濫時に土砂が堆積してできる地形をいいます。

省エネルギー

エネルギー使用の無駄を減らすことや、エネルギーの効率的利用を進めることにより、エネルギーの使用量を減らすことをいいます。

硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩として含まれる窒素のことをいいます。水中では硝酸イオンとして存在し、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したものです。地下水汚染の原因物質の一つとされており、亜硝酸性窒素と合わせて環境基準が設けられています。

照葉樹林

冬でも落葉しない光沢の強い深緑色の葉を持つ常緑の広葉樹が優占する森林をいいます。優占する樹種により、シイ林、カシ林などと呼ばれます。

指定文化財

国の文化財保護法や、県や市の文化財保護条例などにより規定された文化財のうち、学術的、歴史的に保存の必要のあるものを指定し保護と活用が図られているものをいいます。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群があります。

新エネルギー

現在、使用されている化石燃料や原子力などのエネルギーに対し、新たに研究開発や導入が図られている自然エネルギーや未利用エネルギーの総称をいいます。新エネルギーとしては、太陽・太陽熱・風力などの自然エネルギーのほか、バイオマス、温度差熱などを利用したエネルギーが該当します。

生態系

生物(植物、動物、微生物)の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境(土壌、水、空気など)とが物質循環やエネルギーの流れなどを通じて相互に作用するシステムのことをいいます。

生物多様性

数え切れないほどの生物種がそれぞれの環境に応じ、相互の関係を築きながら生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念をいいます。

ソーラーシステム

太陽熱を利用して給湯や冷暖房などを行うシステムのことをいいます。

た

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）などの化学物質の総称のことをいいます。塩素を含むプラスチック類の燃焼に伴って生成するため、ごみ焼却施設やごみの屋外焼却などにより発生します。

代償植生

人間の活動（焼畑、火入れ、開墾、干拓、伐採、植林等）によって、その土地本来の植生に代わって生じた植生のことをいい、自然植生の対語として使われます。

なお、日本の現存植生のほとんどは代償植生です。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現象のことをいいます。気温の上昇に伴う地球環境への影響として、海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが考えられています。

地球サミット

1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで約180か国が参加して開催された首脳レベルの国連環境開発会議。人類共通の課題である地球環境の保全と環境上健全な開発を意味する「持続可能な開発」の実現のための具体的な方策が話し合われました。

トリクロロエチレン

揮発性有機塩素化合物の1種で無色透明な液体のことをいいます。主な用途としては、ドライクリーニング用洗剤、金属機械部品のなどの脱油洗浄、香料などの抽出、塗料の溶剤などがあります。人体への影響として、肝機能障害、腎機能障害、中枢神経障害が知られています。

な

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄と酸素の化合物の一つで、工場や火力発電所などで石炭や石油を燃やすときなどに発生する気体のことをいいます。刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能や眼の粘膜などに悪影響を与えます。亜硫酸ガスとも呼ばれ、刺激性が強く、せきや呼吸困難、気管支炎など、呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨の要因の一つであり、環境基準が定められています。硫黄酸化物をまとめてソックス（SO_x）と呼ばれています。

二酸化炭素（CO₂）

燃焼等により生成する炭素と酸素の化合物の一つで、常温高圧では無色無臭の気体のことをいいます。水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示します。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素

分を含む燃料を燃やすことにより発生するため、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素（NO₂）

窒素と酸素の化合物で、窒素分を含む重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生する気体のことをいいます。主な発生源としては、自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準が定められています。窒素酸化物（N₂O、NO、NO₂）をまとめてノックス（NO_x）と呼ばれています。

NPO（エヌピーオー）(Non Profit Organization)

民間非営利組織。営利を目的としない公益的な活動を行う民間団体のことをいいます。

は

BOD（ビーオーディー）(Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のことを指します。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことをいいます。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、その数値が高いほど水質汚濁が大きいことを示しています。

ヒートアイランド

都市部の気温は、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなります。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

ま

μg（マイクログラム）

重量単位。100万分の1g。

マイバッグ運動

スーパーなどを利用するときに、レジ袋をもらわないで持参した袋（マイバッグ）を使用する運動のことをいいます。

マニフェスト制度

産業廃棄物の廃棄処分に際して、廃棄物の名称・数量・性状・取扱い上の注意事項などをマニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載し、収集・運搬業者から処分業者へ管理票を渡しながら、処理の流れを確認するシステムのことをいいます。産業廃棄物を排出する事業者が、廃棄物の運搬や最終処理までを管理することが法律で義務づけられています。

緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度の上昇を抑える省エネルギー対策のことをいいます。

や

有害化学物質

人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律などで指定され、取扱いを規制されている物質のことをいいます。

有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）

有機塩素系化合物とは、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことです。主に金属・機械部品、電気回路基盤等の脱脂洗浄やドライクリーニング用の洗浄剤として使われています。

容器リサイクル法

（容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進などに関する法律）

容器包装ごみのリサイクルを製造業者に義務付けた法律のことをいいます。消費者は容器包装の分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としています。

ら

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのことです。単にレッドデータブックという場合、環境省が作成したものを指します。千葉県では、千葉県環境基本計画で掲げた「自然との共生」の理念のもと「生物多様性の確保」という観点から、県内における絶滅のおそれのある野生動植物を対象としたの「千葉県レッドリスト」と「千葉県レッドデータブック」を作成しています。

